

令和 4 年度
包括外部監査報告書

令和 5 年 3 月

秋田県包括外部監査人
公認会計士 越山 薫

目次

I. 包括外部監査の概要.....	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件.....	1
3. 監査の対象期間.....	1
4. 特定の事件を選定した理由.....	1
5. 監査の対象となる部局	2
6. 監査の実施方法.....	2
(ア) 監査の視点	2
(イ) 主な監査手続.....	2
7. 監査の実施期間.....	2
8. 包括外部監査人及び補助者.....	3
(ア) 包括外部監査人.....	3
(イ) 補助者.....	3
9. 利害関係.....	3
II. 監査対象事業の概要.....	4
第1 日本の農業を取り巻く環境と現状（「令和3年度 食料・農業・農村白書」より）	4
1. 日本の農業の動向	4
2. 食料安全保障の確立と食料自給率の向上.....	4
3. 担い手の育成確保と農業の持続的な発展.....	5
4. 田園回帰と多様な農業へのかかわり方の展開.....	7
第2 秋田県の農業の役割と現状及び課題.....	8
1. 秋田県の農業の役割.....	8
2. 秋田県の農業の現状.....	8
(ア) 農業の地位	8
(イ) 農業産出額	9
(ウ) 農家・認定農業者・農業法人.....	10
(エ) 新規就農者	13
(オ) 秋田の米.....	14
(カ) 秋田の野菜等米以外の農作物	15
(キ) 大規模園芸団地の全県展開.....	16
3. 秋田県の農業の課題.....	16
(ア) 稲作中心の農業からの脱却.....	16
(イ) 農林水産業の6次産業化	17
(ウ) 複合型生産構造への転換	19
(エ) 農業従事者の高齢化及び耕作放棄地等の増加.....	20

第 3 農林水産部の概要.....	21
1. 組織図.....	21
2. 令和 3 年度農林水産部重点推進事項.....	22
3. 主な取組.....	23
4. 予算.....	25
第 4 第 3 期ふるさと秋田農林水産ビジョンの概要.....	25
1. 目指す姿.....	25
2. 監査対象とした施策と方向性.....	25
III. 包括外部監査の結果－総論.....	31
1. 県の農業施策の遂行状況と各市町村との連携について（意見）.....	31
2. 補助金等で取得した農業用機械設備等の継続的使用の検証について（指摘）.....	32
3. 各事業に要した職員の関与時間と人件費の把握について（意見）.....	33
IV. 監査対象とした個別事業に関する監査の実施とその結果－各論.....	37
1. 農地中間管理総合対策事業.....	37
（ア）事業の概要.....	37
（イ）事業の背景と監査の視点.....	38
（ウ）第 3 期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連.....	40
（エ）監査手続.....	40
（オ）監査結果.....	41
2. 新規就農総合対策事業.....	45
（ア）事業の概要.....	45
（イ）事業の背景.....	46
（ウ）第 3 期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連.....	46
（エ）監査手続.....	47
（オ）監査結果.....	47
3. 新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業.....	54
（ア）事業の概要.....	54
（イ）事業の背景.....	55
（ウ）第 3 期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連.....	55
（エ）監査手続.....	56
（オ）監査結果.....	57
4. メガ団地等大規模園芸拠点育成事業.....	64
（ア）事業の概要.....	64
（イ）事業の背景.....	65
（ウ）第 3 期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連.....	65
（エ）監査の視点と実施する監査手続.....	66
（オ）監査結果.....	67
5. 次世代につなぐ水田農業総合対策事業.....	73

(ア) 事業の概要	73
(イ) 事業の背景	74
(ウ) 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連	74
(エ) 監査手続	75
(オ) 監査結果	75
6. 秋田米をリードする新品種デビュー対策事業	82
(ア) 事業の概要	82
(イ) 事業の背景	83
(ウ) 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連	83
(エ) 監査手続	83
(オ) 監査結果	84
7. 日本型直接支払交付金事業	88
(ア) 事業の概要	88
(イ) 事業の背景と役割	90
(ウ) 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連	91
(エ) 監査手続	91
(オ) 監査結果	92
8. 元気な中山間農業応援事業	97
(ア) 事業の概要	97
(イ) 事業の背景と監査の視点	98
(ウ) 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連	99
(エ) 監査手続	99
(オ) 監査結果	100
9. 経営体育成基盤整備事業	105
(ア) 事業の概要	105
(イ) 事業の背景と監査の視点	106
(ウ) 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連	107
(エ) 監査手続	107
(オ) 監査結果	108
V. 結び	110

I. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

第 3 期ふるさと秋田元気創造プラン「新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略」に関する財務事務の執行並びに事業の管理について

～主として「秋田の農林水産業を牽引する多様な人材の育成」「複合型生産構造への転換の加速化」「秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用」「地域資源を生かした活気ある農山漁村づくり」の 4 つの戦略を中心として～

3. 監査の対象期間

令和 3 年度を対象期間とするが、必要に応じて過年度及び令和 4 年度の一部についても監査対象に含めることとした。

4. 特定の事件を選定した理由

日本の農業は、現状高齢化や後継者不足という問題に直面している。また、今までは所得水準の低さや労働環境の厳しさもあり、就農者が伸び悩む傾向にあった。若者は都会生活にあこがれて地方を離れ、地方は人口減少問題に直面する結果となっているが、秋田県も例外ではない。

しかし、最近では新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地方での生活が見直されてきている。農業自体も法人化が進み、大規模・機械化や A I 化が進行し、また、農産物の海外への輸出も行われてきており、従来のイメージからは変わりつつある。将来的に農業は、新たな発想と工夫次第では可能性が広がる産業であり、若者にとってもチャレンジしがいのある仕事であると考えている。

自然環境に恵まれた「美の国秋田」は、農業で元気を創造していくことのできる県であり、その意味で県の農林水産戦略は非常に重要である。

秋田県では、第 3 期ふるさと秋田元気創造プランを公表しているが、その中における重点施策として、「新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略」を掲げている。また、それを実現するための計画として、秋田県農林水産業・農山漁村振興基本計画「第 3 期ふるさと秋田農林水産ビジョン」を策定している。

県の農林水産戦略を実施するための主要施策としては、「秋田の農林水産業を牽引する多様な人材の育成」「秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用」「地域資源を生かした活気ある農山漁村づくり」等が掲げられており、それを実現するために各事業が定められ、主要施策が展開されている。これらの事業の執行及び管理

について検討し提案することが、今回新たに策定された「新ふるさと秋田農林水産ビジョン」および「新秋田元気創造プラン」を実現していく上で役に立つのではないかと考え、特定の事件（テーマ）として選定した。

5. 監査の対象となる部局

主として農林水産部

6. 監査の実施方法

（ア）監査の視点

① 農林水産事業に係る財務事務の執行の合规性

農林水産事業に係る財務事務及び県の規程等が、関係法令等に準拠しているか。

② 農林水産事業に係る財務事務の経済性・効率性・有効性

農林水産事業に係る財務事務が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

（イ）主な監査手続

- ① 第3期ふるさと秋田元気創造プランの「新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略」から、一定の基準に基づき監査対象となる事業を選択する。なお選択する事業は、県の各農林水産戦略のバランスを考え、秋田県の農業政策にとって重要性が高いと判断されるものとした。
- ② 監査の対象とした各事業につきヒアリングを実施し、事業の概況を把握する。
- ③ 関係資料を入手し、閲覧、照合、分析、質問を行う。
- ④ 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンを常に念頭に置き、ビジョンの目指す姿を達成するために対象となった事業が有効に行われているかどうかを検証する。
- ⑤ 県の施策を実行する立場にある地域振興局に対し、関係資料を基にヒアリングを実施する。

7. 監査の実施期間

令和4年6月23日（着手日）から令和5年3月8日まで

8. 包括外部監査人及び補助者

(ア) 包括外部監査人

越山 薫（公認会計士）

(イ) 補助者

鈴木 實（公認会計士）

佐藤哲也（公認会計士）

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人及び監査補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

Ⅱ. 監査対象事業の概要

第1 日本の農業を取り巻く環境と現状（「令和3年度 食料・農業・農村白書」より）

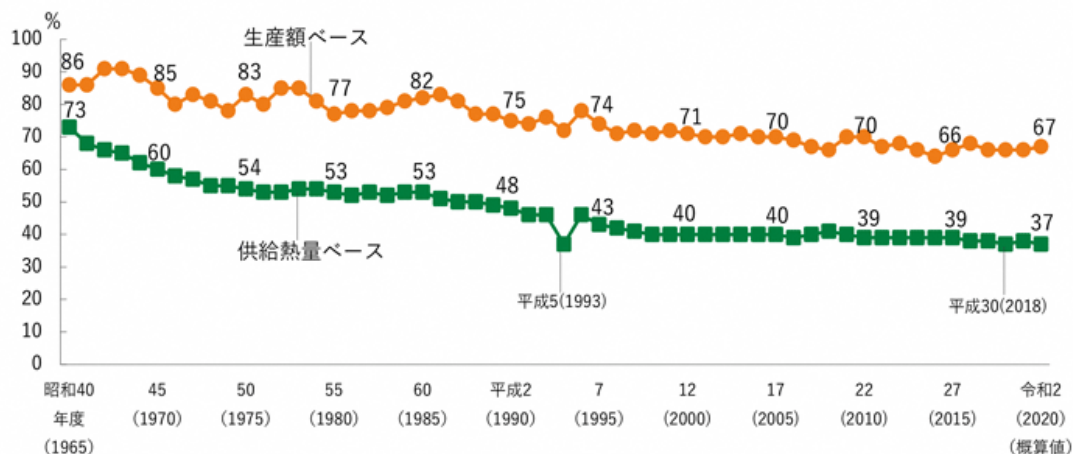
1. 日本の農業の動向

日本の農業は、日本の経済社会において重要な役割を果たしているが、その一方で、農業人口の著しい高齢化・減少という深刻な事態に直面している。それに加え、ここ2～3年は新型コロナウイルス感染症の影響下にあり、さらにロシアによるウクライナ侵攻という厳しい世界情勢に直面している。このような厳しい環境の中で、日本の農業を持続的に発展させていくためには、国の農業政策が極めて重要となってきている。

2. 食料安全保障の確立と食料自給率の向上

近年における世界的な気候変動や大規模自然災害等により、食料の安定供給が脅かされる中、食料の安定供給は国の最も重要な責務の一つになっている。食料の安定供給の指標の一つに食料自給率があるが、図表に示す通り日本における供給熱量ベースの食料自給率は、令和2年においては37%とそれほど高い比率とはいえず、年々減少傾向にある。

図表 1-1-1 我が国の総合食料自給率



資料：農林水産省「食料需給表」

注：平成30(2018)年度以降の食料自給率は、イン(アウト)パウンドによる食料消費増減分を補正した数値

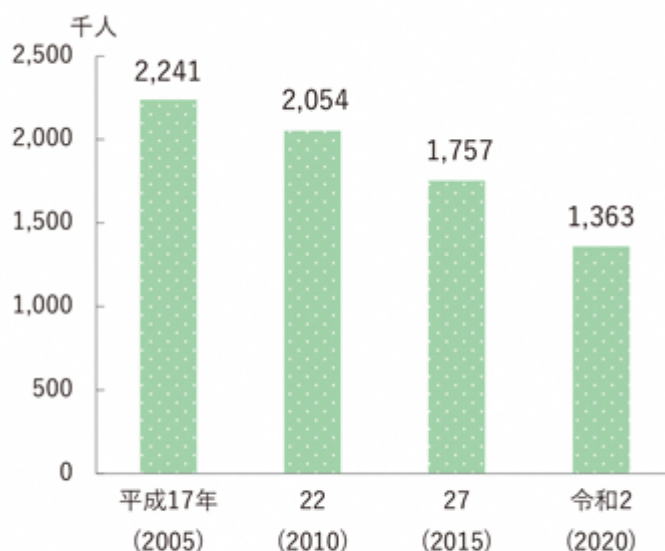
またロシアのウクライナ侵攻等により、農産物の供給不足・高騰が懸念されており、食料安全保障の問題がより注目されるようになった。食料自給率を高めることにより、食料安全保障を確立することが、日本の農業の課題の一つである。

3. 担い手の育成確保と農業の持続的な発展

農業従事者の高齢化と減少が進む中、日本の農業を持続的に発展させていくためには、農業の担い手の育成・確保が必要である。しかし特に 65 歳以上の農業経営者において、多くが後継者を確保できていないのが現状で、新規就農者数も近年は横ばいで推移している。農地、経営資源、技術・ノウハウ等を次世代の農業経営者に引継ぎ、農業の持続的な発展に資することが日本の農業にとっては重要である。

個人経営体の世帯員である基幹的農業従事者数は減少傾向が続いており、令和 2 年は 136 万 3 千人と、平成 27 年の 175 万 7 千人と比べて 22% 減少している。また 15 年前の平成 17 年と比べると、実に 39% も減少している。

図表 特-1 基幹的農業従事者数



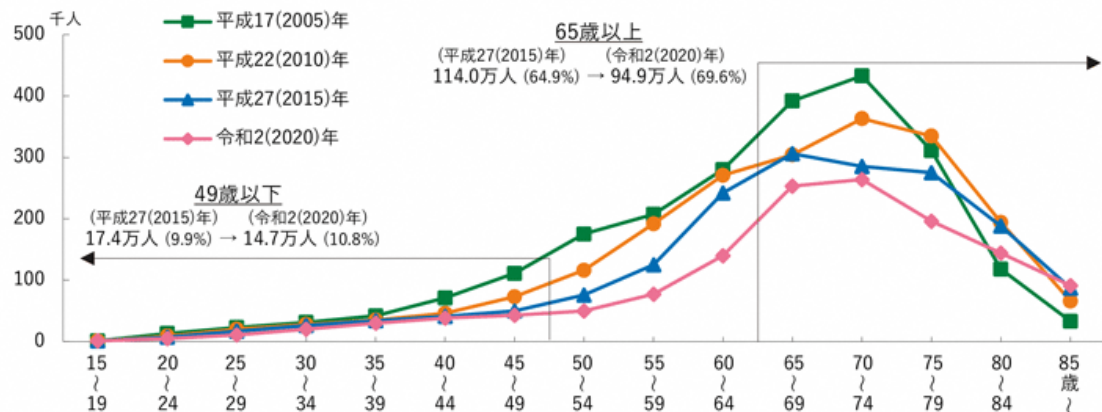
資料：農林水産省「農林業センサス」、「2010年世界農林業センサス」
(組替集計)

注：1) 各年2月1日時点の数値

2) 平成17(2005)年の基幹的農業従事者数は販売農家の数値

令和 2 年の基幹的農業従事者数のうち、65 歳以上の階層は全体の 70% (94 万 9 千人) を占める一方、49 歳以下の若年層の割合は 11% (14 万 7 千人) となっており、高齢化が進んでいるのがわかる。

図表 特-2 年齢階層別基幹的農業従事者数



資料：農林水産省「農林業センサス」、「2010年世界農林業センサス」（組替集計）

注：1) 各年2月1日時点の数値

2) 平成17(2005)年の基幹的農業従事者数は販売農家の数値

令和3年の新規就農者数は5万2,290人で前年に比べ2.7%減少したが、このうち49歳以下は1万8,420人で、0.2%増加した。将来の担い手として期待される49歳以下の新規就農者は、近年2万人前後で推移しているが、大きく伸びてはいない。なお49歳以下の新規就農者のうち6割ほどを、新規雇用就農者と新規参入者で占めている。

表1 新規就農者数の推移（就農形態別）

区分	単位：人							
	計	49歳以下	就農形態別					
			新規 自営農業 就農者	49歳以下	新規雇用 就農者	49歳以下	新規 参入者	49歳以下
平成26年	57,650	21,860	46,340	13,240	7,650	5,960	3,660	2,650
27	65,030	23,030	51,020	12,530	10,430	7,980	3,570	2,520
28	60,150	22,050	46,040	11,410	10,680	8,170	3,440	2,470
29	55,670	20,760	41,520	10,090	10,520	7,960	3,640	2,710
30	55,810	19,290	42,750	9,870	9,820	7,060	3,240	2,360
令和元	55,870	18,540	42,740	9,180	9,940	7,090	3,200	2,270
2	53,740	18,380	40,100	8,440	10,050	7,360	3,580	2,580
3	52,290	18,420	36,890	7,190	11,570	8,540	3,830	2,690

注：新規自営農業就農者、新規雇用就農者及び新規参入者については、調査の概要を参照。

（出典：農林水産省大臣官房統計部）

一方で法人経営体数は増加傾向にある。令和3年は3万2千経営体（推定値）と前年から2.9%増加した。農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用、円滑な経営承継、雇用による就農機会の拡大等の利点がある。農業の担い手の育成・確保という面では、法人経営体数の増加は好ましい傾向である。

4. 田園回帰と多様な農業へのかかわり方の展開

「令和3年度 食料・農業・農村白書」によると、農村では高齢化や人口減少が進んでいる一方で、近年「田園回帰」による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続しており、農村の持つ価値や魅力が再評価されている。新型コロナウイルス感染症の拡大も、地方移住への関心の高まりを後押ししているものと考えられ、特に若い世代等を中心に拡大傾向にある。農業を通じて新しい生き方を模索する動きがみられるということであり、中山間地域をはじめとする農村に人が安心して住み続けるための条件が整備されることがより必要になってくるものと思われる。

第2 秋田県の農業の役割と現状及び課題

1. 秋田県の農業の役割

秋田県の農業施策の役割は、大きな柱としては2つあるものとする。一つは「国策としての農業政策を実施していく」という役割。国の農業政策を実施していく上で、農業県・稲作県である秋田県は、重要な役割を果たしていかなければならない。

そしてもう一つの重要な役割は「県民（農家）のための役割」である。農家の収益性や所得の向上、技術の向上に役立つための施策を実施し、秋田県の産業としての農業をさらに発展させ、農業を魅力あるものにする役割である。

上記の二つの大きな柱に加え、さらにもう一つ役割として挙げるならば、農業に所得の向上や収益性の追求を求めるだけでなく、首都圏等から自然豊かな秋田に移住し、農業ライフを充実したものにしようと考えている人たちの環境を整えるという役割である。田園回帰という人の流れが広がりを見せている中、「人生を豊かなものにするための農業」も、今後広がるものと思われる。

2. 秋田県の農業の現状

(ア) 農業の地位

県内総生産に占める農業の割合は全国5位、就業者全体に占める農業従事者の割合は全国6位と高く、農業が基幹産業となっている。また農業産出額に占める米の割合が過半を占め、全国5位と高いのが現状である。典型的な稲作県であるといえる。

■ 県内総生産に占める農業の割合（R元）

- ・ 全 国 0.9%
- ・ 秋田県 2.8% [全国5位]

■ 就業者に占める農業の割合（R2）

- ・ 全 国 3.4%
- ・ 秋田県 8.6% [全国6位]

（秋田県内25市町村のうち、18市町村で10%以上となっている）

■ 一般世帯に占める農家の割合（R2）

- ・ 全 国 3.1%
- ・ 秋田県 9.7% [全国6位]

■ 農業産出額に占める米の割合（R2）

- ・ 全 国 18.4%

- ・ 秋田県 56.8% [全国 5 位]

■ 耕地面積に占める水田の割合（R3）

- ・ 全 国 54.4%
- ・ 秋田県 87.7% [全国 6 位]

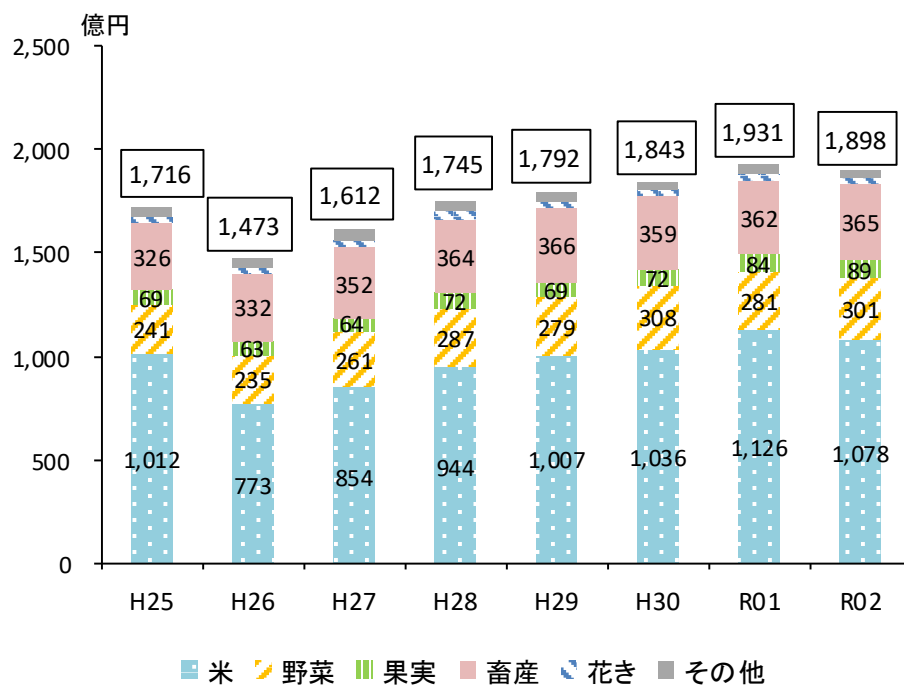
■ カロリーベースの食料自給率（R2）

- ・ 全 国 37%（R3：38%）
- ・ 秋田県 200%（概算値） [全国 2 位]

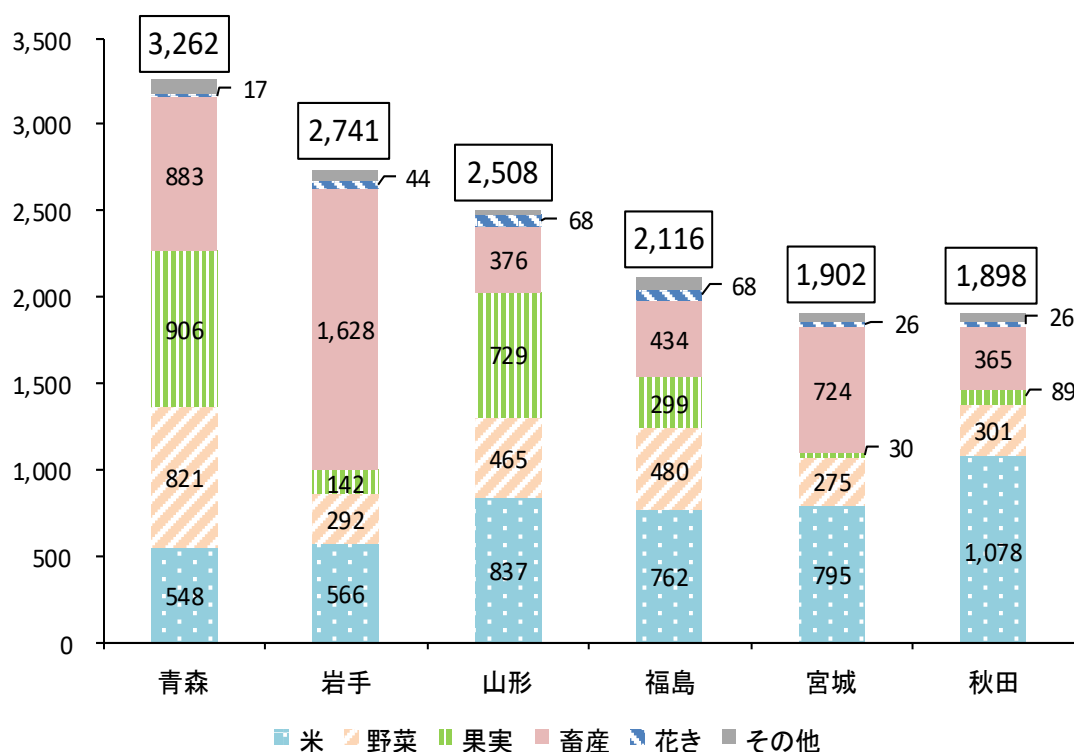
（イ）農業産出額

令和 2 年度の農業産出額は 1,898 億円で、前年に比べ 33 億円減少している。秋田県は農業県の印象が強いが、東北では最も少ない金額となっている。他県に比べて米の割合が高いのが特徴的であるが、近年は野菜や畜産等の生産が拡大しており、米以外の産出額合計は過去 20 年で最高の 820 億円となった。

<秋田県の農業産出額の推移>



<東北 6 県の品目別産出額>



(ウ) 農家・認定農業者¹・農業法人

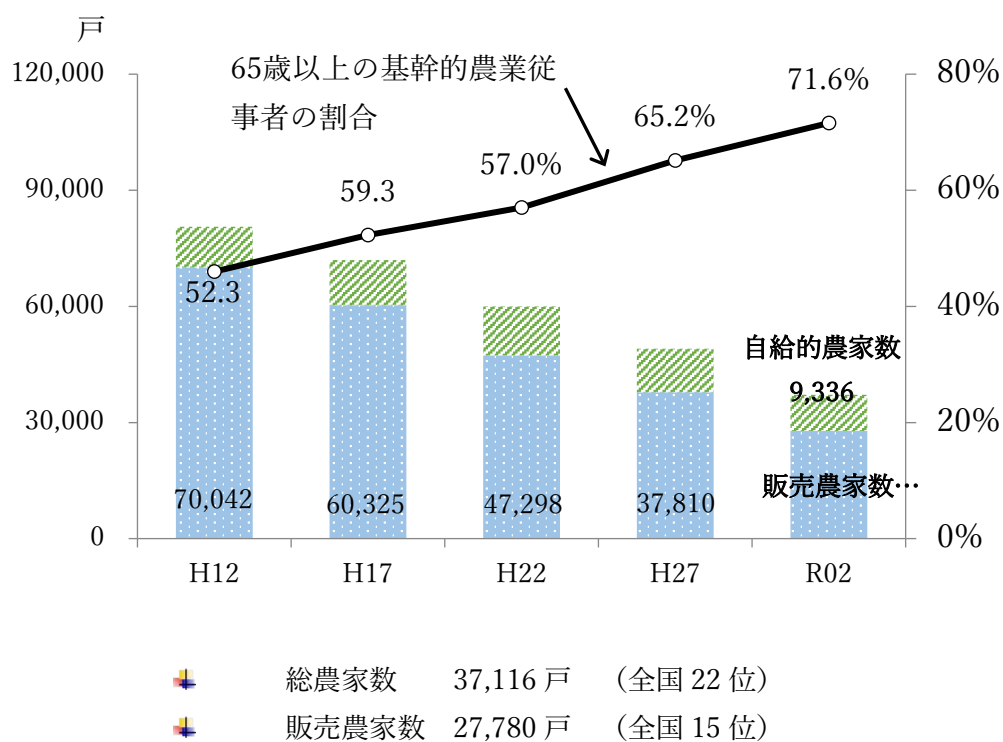
販売農家数は減少傾向にあり、平成 27 年から令和 2 年の 5 年間で約 10,000 戸減少している。また農業従事者の 7 割以上が 65 歳以上と、高齢化が進んでいる。

兼業農家等からの利用権設定や作業受託が進み、大規模層は増加傾向にある。

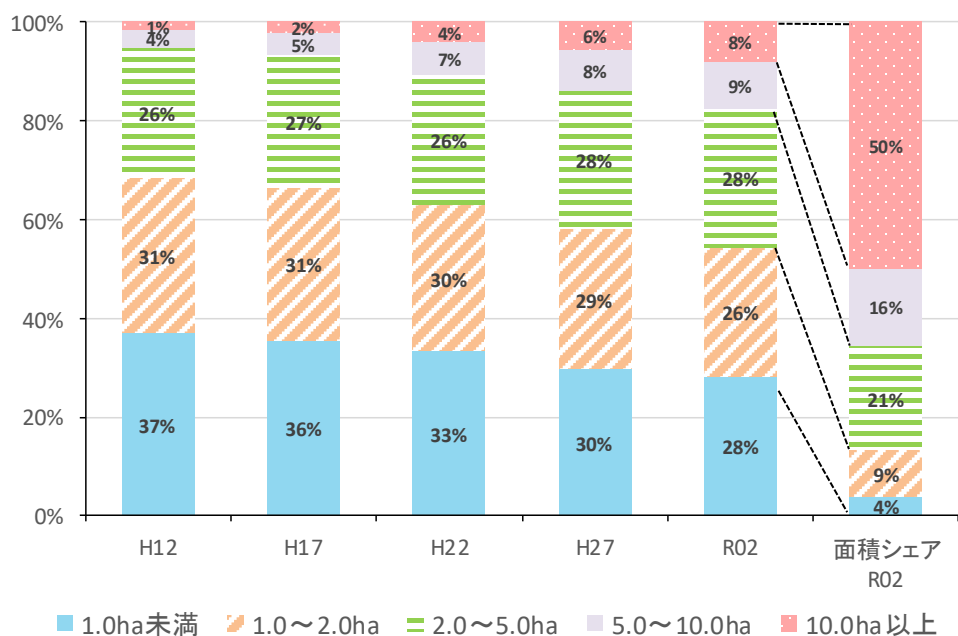
	1 経営体当たり経営耕地面積	4.0ha	(全国 2 位)
	5ha 以上の販売農家割合	17.5%	(全国 3 位)
	5ha 以上の経営耕地面積割合	64.7%	(全国 5 位)

¹ 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村の農業経営改善基本構想に照らして適切であるものとして、市町村からその計画の認定を受けた農業者。他産業並みの所得や労働時間を目指して作成する農業経営改善計画の実現に当たって、税制や金融、補助事業等の支援措置がある。

<総農家数の推移（農林業センサス）>



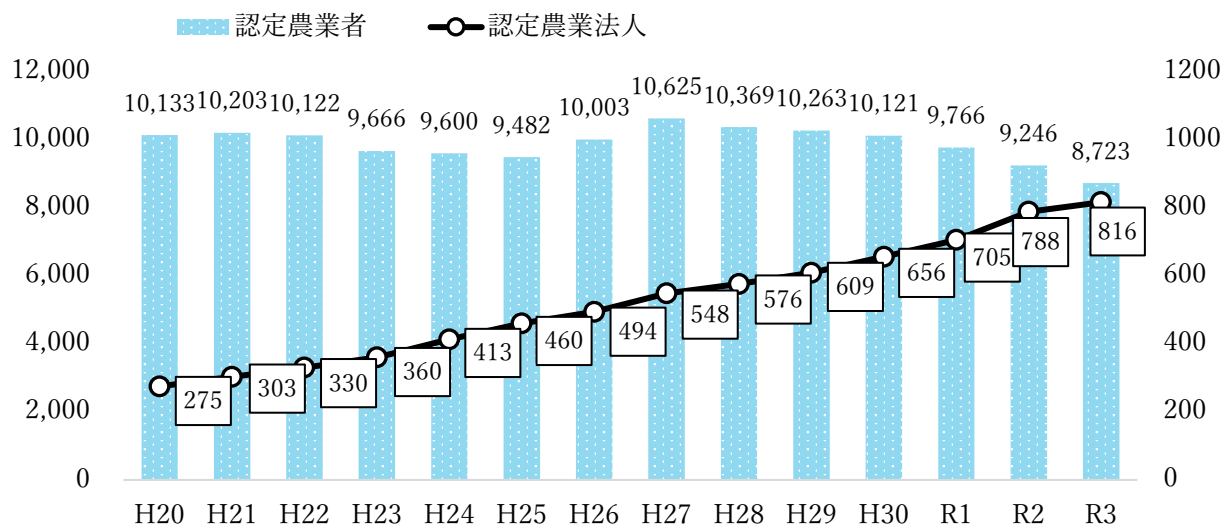
<経営規模別農家数の推移と面積シェア（農林業センサス）>



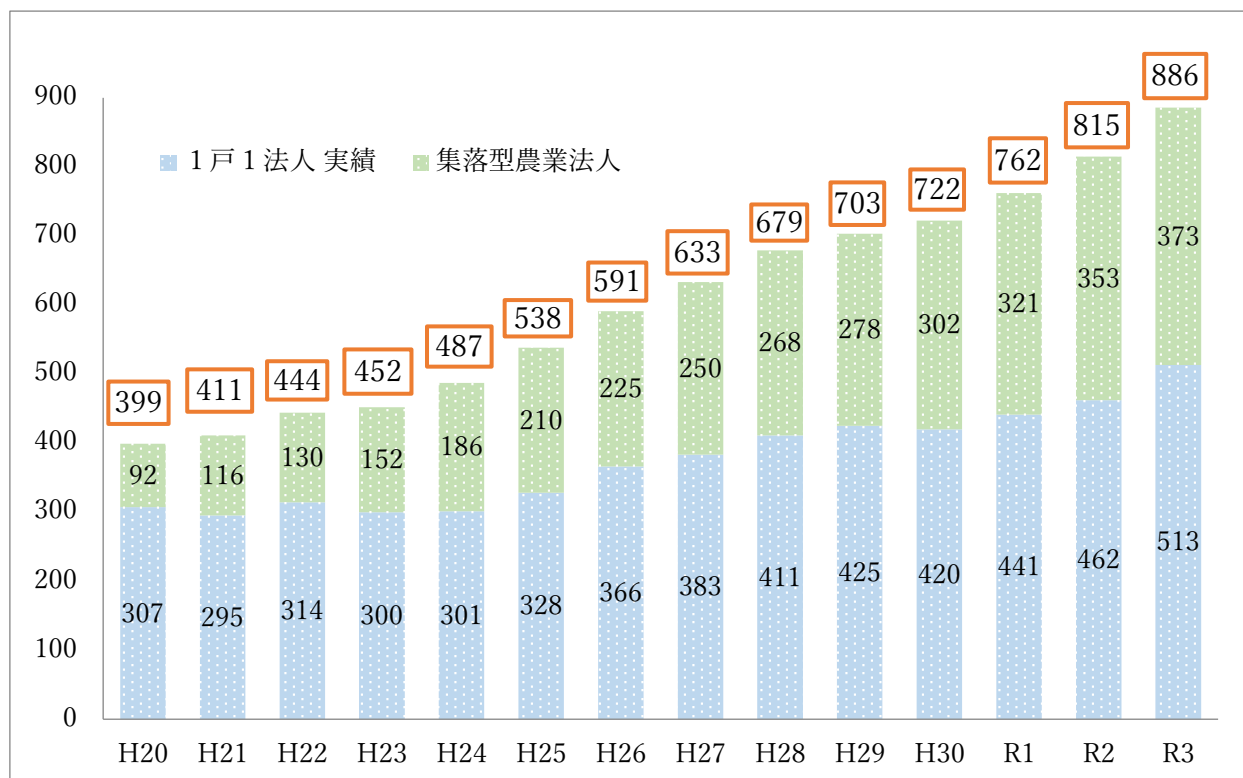
(※ H12 は農業事業体調査)

地域の担い手である認定農業者の推移は次の表の通りである。

認定農業者は H27 をピークに減少傾向にあるが、認定農業法人数は増加している。経営の法人化が年々進展していて、農業の大規模化が進んでいる。



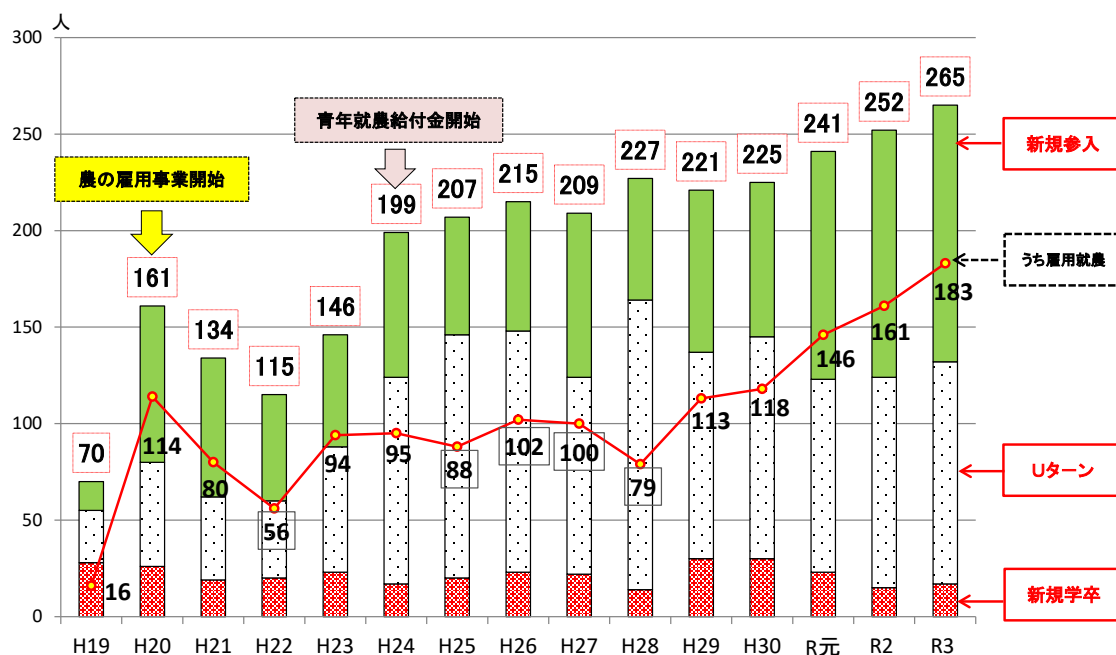
< 農業法人数の推移 >



(エ) 新規就農者²

新規就農者数は近年増加傾向で推移しており、令和3年度は265人。9年連続で200人以上を確保している。新規就農者の、新規学卒：Uターン：新規参入の比率は、1：4：5となっており、新規参入者の新規就農が健闘しているといえる。

<新規就農者の推移>

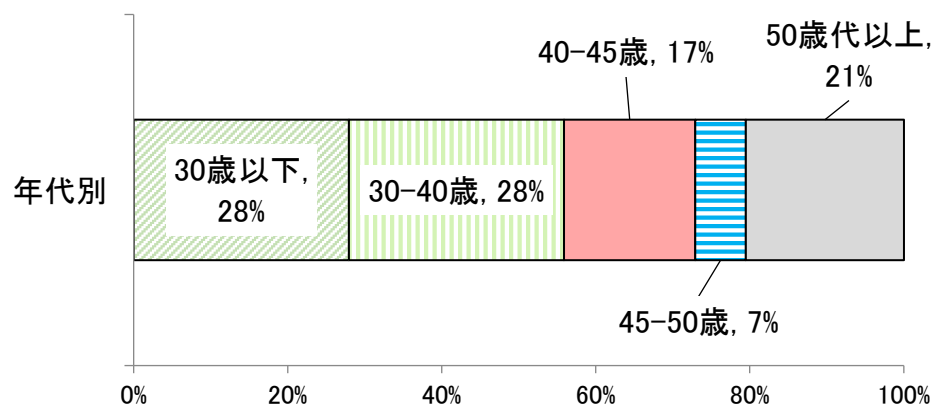


また就農形態別では、自営就農よりも雇用就農の割合が高く、R3の新規就農者の内訳では、雇用就農の割合が69%を占めており、自営就農の割合は31%となっている。

農業法人数や経営規模の増加が、雇用就農の増加に結び付いているものと考えられ、新規就農者の推移表を見るとR3年度の雇用就農者数は前年に比べ22名増加し、統計を取り始めた平成13年度以降最多の183名となった。

新規就農者の年齢別では、50歳未満が約80%を占めており、今後農業を担っていくものと思われる年齢層の割合は比較的高い。

² 新規就農者：新たに農業に従事した者（経営主以外の者、雇用就農者を含む）で、年間60日以上農業に従事している者

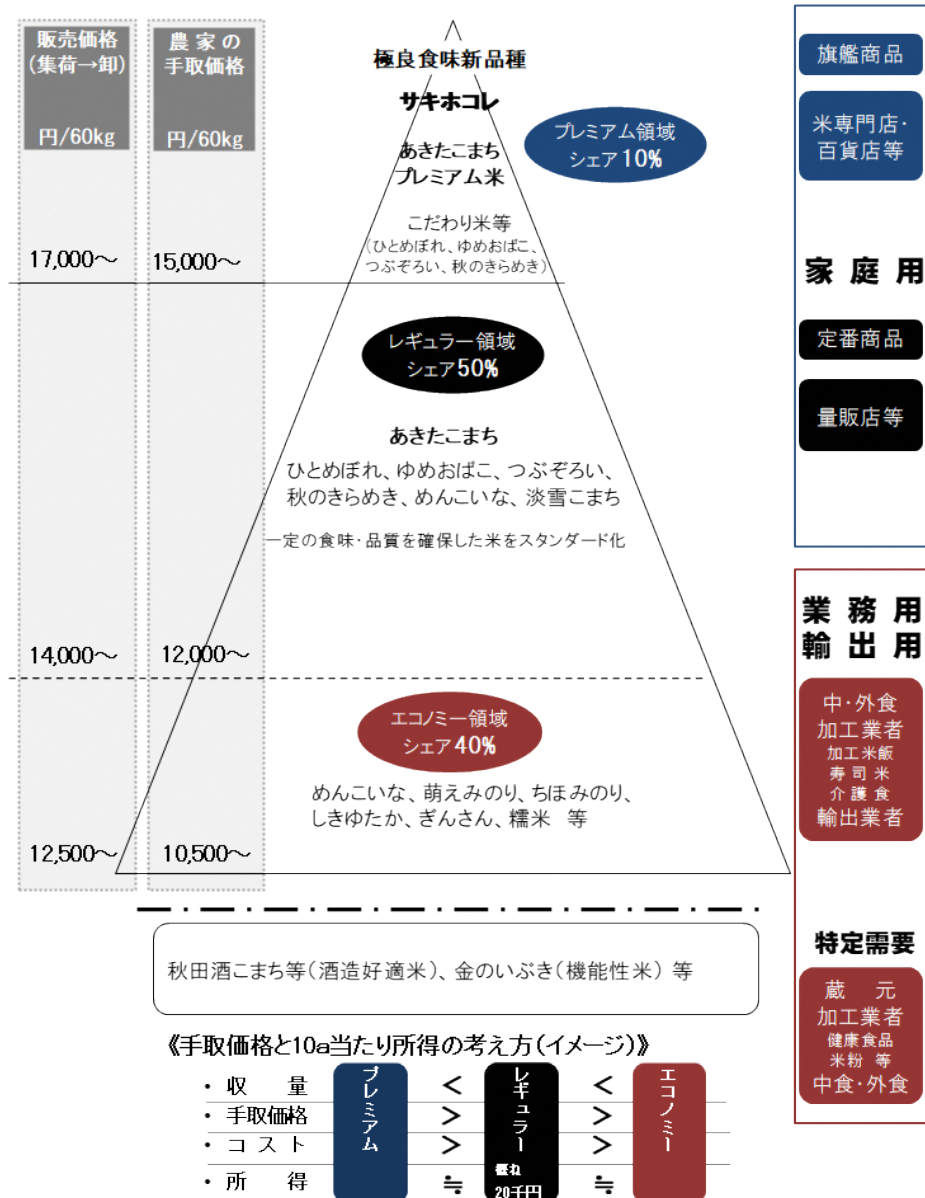


(オ) 秋田の米

秋田県は基本的に稲作県であり、農業産出額に占めるコメの割合は高い。その中で令和4年度には極良食味新品種「サキホコレ」をラインアップに加え、家庭用から業務用に至る様々なニーズに対応したお米のオールラウンダーを目指している。

「サキホコレ」は食味を追求した秋田米の最上位品種で、秋田米の牽引役となることが期待されている。

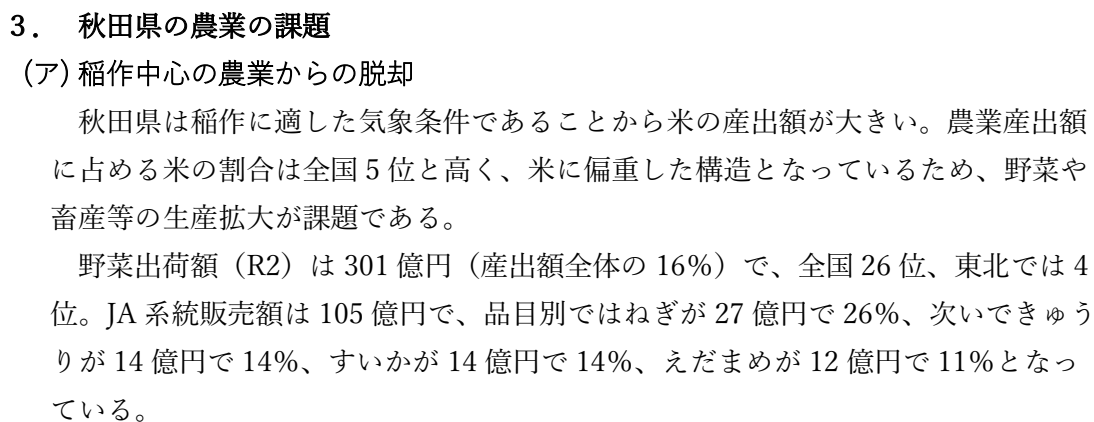
秋田米の品種別・用途別のイメージ



(カ) 秋田の野菜等米以外の農作物

秋田県では米への依存度を引き下げるため、米以外の農産物の産出額を増やすことに力を入れている。大豆の作付面積は、北海道、宮城県に次ぐ全国3位(R2)、えだまめやねぎにも力を入れている。また、しいたけも京浜中央市場(東京都、横浜市、川崎市)において、年間出荷量・販売額・販売単価の3部門において日本一となる販売三冠王を3年連続で獲得するなど、実績を伸ばしてきている。

R3 まで園芸メガ団地としたいけ団地を、計 50 団地整備した。「米依存からの脱却」「複合型生産構造への転換」に向けた本県農業の構造改革を加速化させている。収益性を高め、農業所得の飛躍的な拡大を目指している。



(ア) 稲作中心の農業からの脱却

秋田県は稲作に適した気象条件であることから米の産出額が大きい。農業産出額に占める米の割合は全国５位と高く、米に偏重した構造となっているため、野菜や畜産等の生産拡大が課題である。

野菜出荷額（R2）は 301 億円（産出額全体の 16%）で、全国 26 位、東北では 4 位。JA 系統販売額は 105 億円で、品目別ではねぎが 27 億円で 26%、次いできゅうりが 14 億円で 14%、すいかが 14 億円で 14%、えだまめが 12 億円で 11%となっている。

<JA 系統販売額の推移>

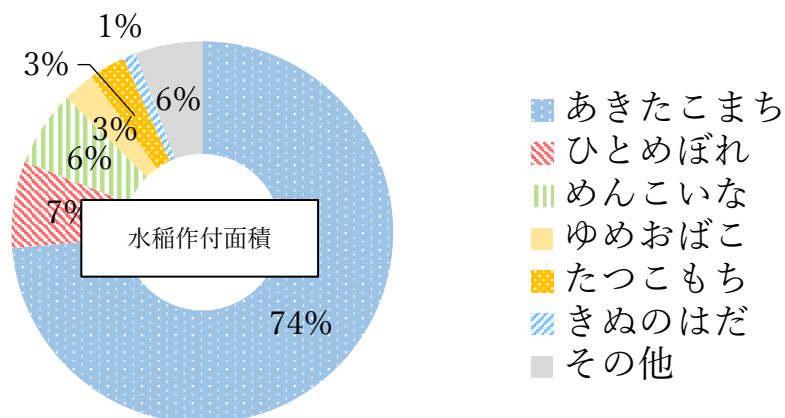
(単位: 百万円, %)

品 目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	伸び率 (R3/H28)
えだまめ	1,342	1,246	1,307	1,277	1,208	1,042	78
ねぎ	2,192	2,218	2,457	2,358	2,752	2,442	111
アスパラガス	886	744	711	627	633	533	60
トマト	941	847	965	798	890	779	83
きゅうり	1,133	1,026	1,324	1,189	1,432	1,157	102
すいか	1,762	1,347	1,417	1,502	1,419	1,592	90
主要戦略野菜6品目 計	8,256	7,427	8,181	7,751	8,334	7,544	91
野菜 計	11,156	9,997	11,118	10,169	10,500	9,570	86

H28 年からの推移をみると、長雨等の季節的な影響による出荷量の減少等もあり、野菜全体の販売額自体はむしろ減少していて伸び率は 86%にとどまっている。一方でねぎは順調に伸びていて、6 年連続で 20 億円を突破した。

また米に関しては、令和 4 年度から「サキホコレ」が本格的にデビューすることになるが、従来は「あきたこまち」偏重の品種構成を解消できておらず、業務用需要への対応にも遅れをとっていた。

令和 3 年産水稻の品種構成



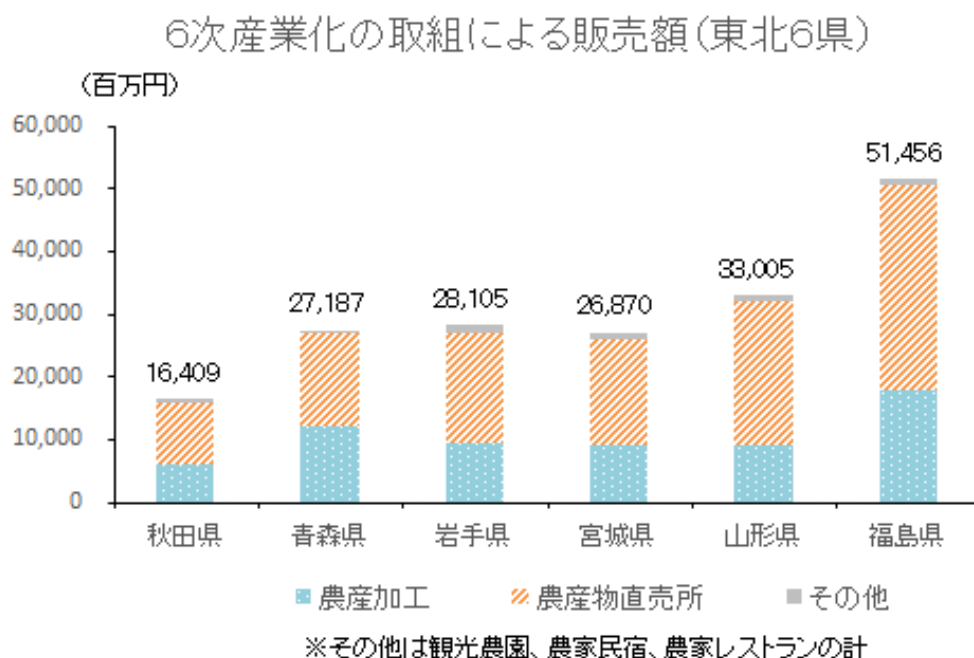
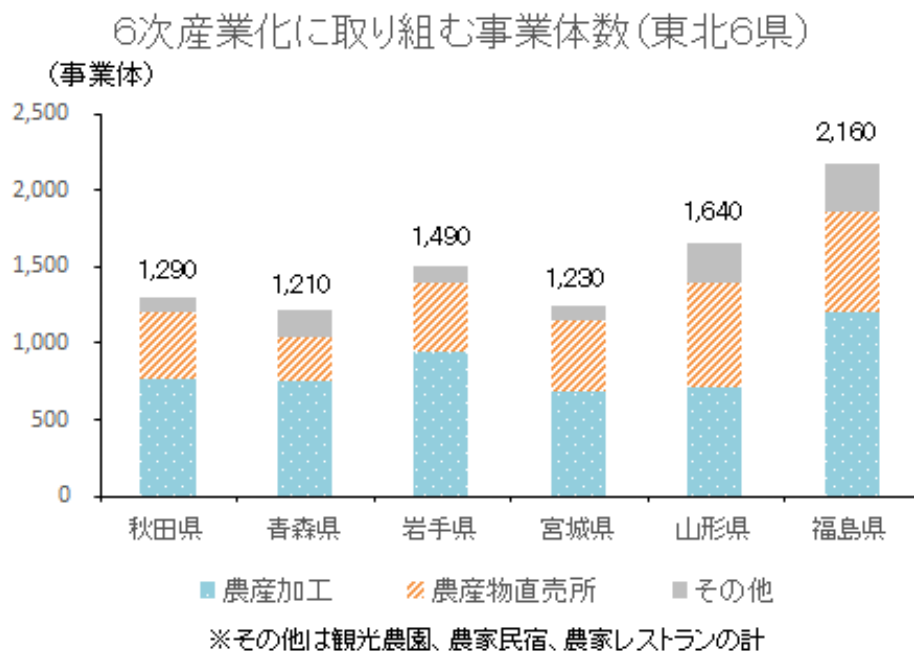
注) 水稻作付面積は子実用（青刈り面積を除いた面積）である。

「あきたこまち」への依存度が、抜きん出て高いのがわかる。

(イ) 農林水産業の 6 次産業化

秋田県における農産加工や直売等の 6 次産業化に取り組む事業体数（農業者、農業法人等）は 1,290 事業体で、その販売額は 164 億円（令和 2 年度 6 次産業化総合調査）である。事業体数自体は東北の中でも他県と大きな差はないものの、総じて

事業体の規模は小さく、全体としての販売額は低いのが現状である。



農山漁村の活性化のためには、地域の1次産業と、これに関連する2次、3次産業(加工・販売等)の融合を図り、地域資源を有効活用した新しい産業やサービスを生み出していく必要がある。

(ウ) 複合型生産構造への転換

秋田県の農地は約 9 割が水田であり、現状稲作を中心とした土地利用型農業が展開されている。担い手への農地集積はかなり進んでいて、令和 2 年度には 76.2%とまで向上し、全国平均より 18 ポイント程度上回っている。今後米依存からの脱却を目指し、「複合型生産構造」への転換を図っていく上では、労働時間の縮減や収量の増大など、生産性を飛躍的に向上させるほ場整備事業が重要な役割を果たすことになる。現状水田整備率（概ね 30 a 区画以上に整理された水田の割合）は 71.5%であるが、これをさらに進める必要がある。

<ほ場整備状況（R3）>

水田面積（A）		128,400ha
整備済み面積（B）		91,743ha
水田整備率（B/A）=71.5%		
大区画（1ha以上）	大区画以外（30a以上1ha未満）	
21,939ha	69,804ha	

複合型生産構造への転換を加速させるために、農地中間管理事業や園芸メガ団地と三位一体で進める「あきた型ほ場整備」を重点的に推進している。いくつか例をあげると次の通りである。

大館市	ほ場整備	芦田子地区（H24～R1）
	園芸メガ 〔作物〕	大館地区（H30～R1） 〔にんにく、アスパラガス〕
	集積率 現況→実績	0% → 81%

鹿角市	ほ場整備	末広地区（H27～R4）
	園芸メガ 〔作物〕	末広地区（H31～R2） 〔ねぎ、キャベツ〕
	集積率 現況→計画	31% → 95%

横手市	ほ場整備	平鹿高口地区 （H27～R4）
	園芸メガ 〔作物〕	和村地区（H31～R2） 〔きゅうり〕
	集積率 現況→計画	30% → 87%

湯沢市	ほ場整備	関口地区（H30～R5）
	園芸メガ 〔作物〕	関口地区（R2～3） 〔セリ、ねぎ〕
	集積率 現況→計画	44% → 100%

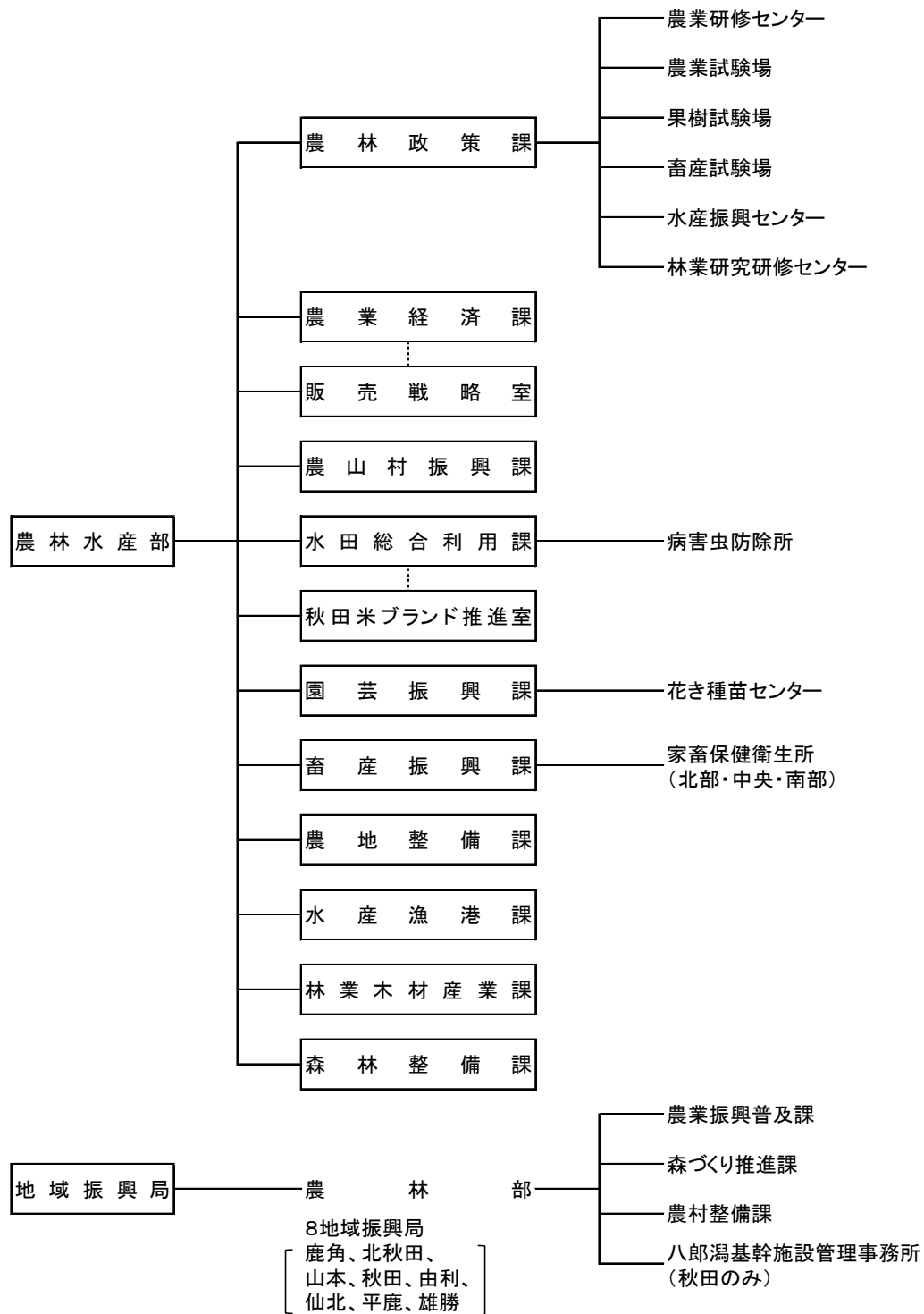
（エ）農業従事者の高齢化及び耕作放棄地等の増加

農業従事者の高齢化には依然として歯止めがかかっていない。65歳以上の高齢者の割合が7割以上と高く、「あきた経済2021.3 2020年農林業センサスからみる秋田県農業」によると、平均年齢が67.9歳である。高齢化により営農を断念することが耕作放棄地の増加にもつながるが、その結果将来的に秋田県の農業が衰退していくことにつながりかねない。農業が若者にとって魅力ある職業と感じてもらえるような施策が、今後さらに必要になってくる。

第3 農林水産部の概要

1. 組織図

農林水産部機構図



2. 令和3年度農林水産部重点推進事項

これまで、収益性の高い「複合型生産構造への転換」に向けた取組を大胆かつ集中的に実施してきた結果、えだまめ、ねぎ、しいたけなどの生産が拡大したことに加え、秋田牛のブランド化の進展等により、農業産出額の伸び率が全国トップクラスを維持するなど着実に成果が現れてきている。

一方、米政策の見直しや国際通商協定の発効等による産地間競争の激化に加え、コロナ禍による外食を中心とした需要の減退や、人口減少を背景とした労働力不足の顕在化、ICT・AI等の技術革新の進展など、農林水産業を取り巻く情勢は大きく変化してきている。

こうした中で、本県の農林水産業が成長産業として発展していくためには、「競争力の高い経営体の育成」や「複合型生産構造への転換」に向けた取組を一層強化するとともに、AIやロボット技術を駆使したスマート農業など「次世代型農林水産業」の推進により、人口減少下でも生産力を維持・拡大できる生産体制を確立していく必要がある。

このため、令和3年度は、「第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン」総仕上げの年として、次の8項目を重点的に推進する。

- ① 秋田の農業を牽引する多様な人材の育成
- ② 複合型生産構造への転換の加速化
- ③ 秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用
- ④ 農林水産物の高付加価値化と国内外への展開強化
- ⑤ ICT等の先端技術を活用した次世代型農林水産業の推進
- ⑥ 「ウッドファーストあきた」による林業・木材産業の成長産業化
- ⑦ つくり育てる漁業と広域浜プランの推進による水産業の振興
- ⑧ 地域資源を生かした活気ある農山漁村づくり

上記の重点推進事項のうち、監査対象とした事項については、「第4 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンの概要 2.監査対象とした施策と方向性」に詳細を記載している。

3. 主な取組

令和3年度の農林水産部の主な取組をまとめると、以下の通りである。

これまでの実績	◆新規就業者の確保 [農業：7年連続で200人/年以上、林業：約140人/年、漁業：約10人/年] ◆大規模団地の増加 [園芸メガ団地：(H28)10団地 → (R2)46団地]、[畜産団地：(H28)30団地 → (R2)49団地] ◆日本一の産地づくり [えだまめ：(R1)年間出荷量が日本一、しいたけ：(R1)販売額、販売単価、販売量の三冠王] ◆ほ場整備の進展 [水田整備率：(H28)67.9% → (R1)69.8%、H29～R1の3年で2,487haを整備] ◆スギ製品出荷量 [(H28)591千㎡ → (R1)634千㎡] ◆農業産出額の増加 [米以外の産出額：(H27)758億円 → (H30)807億円と増加し、過去20年間で最大]
---------	---

1 人口減少時代における多様な担い手・労働力の確保

① 地域農業を牽引する競争力の高い経営体の育成

- ◆農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の促進
- ◆経営課題に対応した「経営顧問」の活用によるプロ農業経営体の育成
- ◆農業法人の連携や統合等による集落営農組織の再編推進

農業法人数

(R1)705経営体 → (R2)790経営体 → (R3)850経営体

② 多様なルートや幅広い年齢層からの新規就業者の確保・育成

- ◆移住就農をはじめとした就農相談体制の強化
- ◆実践研修やインターンシップなど研修制度の充実

農林漁業の新規就業者数

(R1)400人 → (R2)425人 → (R3)435人



2 複合型生産構造への転換に向けた取組のパワーアップ

① 大規模生産拠点の全県展開

- ◆園芸メガ団地や大規模畜産団地等の整備促進
- ◆営農開始後における生産技術指導や経営診断等によるフォローアップの強化

園芸メガ団地等の整備

(R2)46地区 → (R3)50地区

大規模畜産団地の整備

(R2)49地区 → (R3)50地区

② 日本一を目指す品目等による特色ある園芸産地づくり

- ◆えだまめ、ねぎ、しいたけ等の日本一を目指す園芸産地づくり

しいたけの販売三冠王

年間出荷量 (R1)2,241t → (R3)2,800t

えだまめ年間出荷量

(R2)1,423t → (R3)2,100t

夏秋ねぎ出荷量 (7～12月)

(R2)5,099t → (R3)7,300t

③ 秋田米の生産・販売対策の強化

- ◆「サキホコレ」のブランドプロモーション
- ◆省力低コスト技術等による大規模稲作体系の確立

「サキホコレ」のブランドプロモーション
ロゴマークデザインの発表
先行販売イベント



④ スマート農業の導入の加速化

- ◆現場実装に向けた研究・指導体制の強化
- ◆スマート農業技術の導入支援、現地実証成果の横展開

⑤ 産地づくりとスマート農業を支える基盤整備の推進

- ◆スマート農業の普及拡大を見据えた農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化の推進



3 農林水産物の高付加価値化と国内外への展開強化

① 県産農畜産物のブランド化と実需者ニーズに対応した流通販売体制の構築

- ◆秋田牛や比内地鶏の家庭消費向けの拡大など県産農畜産物の販路の多元化の推進
- ◆女性農業者による農産加工等の起業活動の促進

② アフターコロナにおける国内外の需要の変化を見据えた販売ルートの開拓

- ◆県産農産物の認知度向上と首都圏等におけるマッチングの推進
- ◆果実の台湾輸出に向けた体制整備、秋田牛の台湾・タイへの輸出拡大、沖縄を拠点とした農畜産物のPR



りんご・ももの台湾輸出
(R4)本格輸出の実施

推
進
方
向

- 第3期プランの総仕上げとして、経営力の強化等による**トップランナーの育成**や、**大規模生産拠点の全県展開**など、**これまでの取組を一層強化**し、農林水産業の成長産業化を促進する。
- **スマート農業の導入の加速化**により、人口減少下でも生産力を維持・拡大できる体制の構築を図る。
- 県産材の需要開拓や生産流通体制の強化により**林業・木材産業の成長産業化**を進めるとともに、**つくり育てる漁業**の推進による**水産資源の維持**や、地域資源を生かした魅力ある里づくりによる**農山漁村の活性化**を図る。

4 林業・木材産業の成長産業化

① 木材の生産・流通体制の強化

- ◆ コストの低減による再造林の促進
- ◆ 林内路網など基盤整備の推進

低コスト再造林の促進

(R2)190ha/年 → (R3)205ha/年

② 県産材の新たな用途開拓による需要の拡大

- ◆ 畜舎など非住宅分野での県産材の利用拡大

③ 県産材の販路開拓

- ◆ 県内外の住宅や店舗等での県産材の利用促進

スキ製品出荷量

(R1)634千㎡ → (R2)688千㎡ → (R3)706千㎡

④ 森林経営管理制度の円滑な推進

- ◆ 航空レーザ計測等の導入による森林情報のデジタル化

航空レーザ計測等の導入

(R3)3市町、38,000ha



5 つくり育てる漁業の推進と水産業の振興

① つくり育てる漁業の推進による水産資源の維持・増大

- ◆ 種苗放流による水産資源の維持・増大
- ◆ 漁業所得の安定に向けた蓄養殖の推進



② 地魚の県内向け流通・販売体制の構築とブランド化

- ◆ 地魚PR活動による県産水産物の認知度向上と消費拡大
- ◆ 活け締め等による高品質商品のオンライン販売の促進

漁業者等のオンライン販売への取組

(R3)3件

6 魅力ある農山漁村地域の活性化と防災・減災対策の推進

① 地域資源を活用した魅力ある里づくりと高収益作物の生産拠点整備

- ◆ 山菜や伝統野菜、伝統行事や祭りなど地域資源を生かした魅力ある里づくりの促進
- ◆ 農業体験や農泊など都市との交流活動の促進
- ◆ 中山間地域におけるオール秋田での園芸振興



② 国土強靱化と防災・減災対策の推進

- ◆ ため池特措法に対応した取組の推進
- ◆ 遠隔操作が可能なスマート田んぼダムの実証
- ◆ 山地災害の防止

ため池特措法への対応

県内の防災重点ため池1,180箇所 (R3)劣化状況評価等120箇所、ハード対策25地区



4. 予算

農林水産部の令和3年度予算総額（6月補正後）は、一般会計で506億47百万円、特別会計で4億86百万円である。

一般会計及び特別会計の財源内訳は以下の通りである。

（単位：千円）

区 分	一般会計	特別会計
分担金及び負担金	2,106,856	0
使用料及び手数料	197,178	0
国庫支出金	22,757,597	0
財産収入	291,903	0
寄付金	7,050	0
繰入金	2,157,002	3,367
繰越金	0	406,971
諸収入	3,011,114	76,402
県債	7,477,700	0
一般財源	12,640,870	0
合 計	50,647,270	486,740

第4 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンの概要

1. 目指す姿

本県農業は、着実に成果が現れてきている「米依存からの脱却」、「複合型生産構造への転換」に向けたこれまでの取組をもう一段ステップアップさせ、農業の構造改革を確かなものにすることを目指す。加えて、国の農政改革等による産地間競争の激化や、人口減少を背景とした労働力不足など、社会情勢の変化に的確に対応するため、新たな視点を踏まえながら、農林水産業の成長産業化への取組を加速化することを目指す。

2. 監査対象とした施策と方向性

第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンの施策のうち、監査の対象とした4つの施策とそのねらい、目指す姿を実現するための施策展開（方向性と取組）は以下の通りである。

【施策1】 秋田の農林水産業を牽引する多様な人材の育成

(施策のねらい)

本県農林水産業の経営基盤の強化を図るため、県外からの移住就業を含め、次代をリードする多様な人材の確保と競争力の高い担い手の確保・育成を加速する。

【施策展開】

方向性1 秋田の農業をリードする競争力の高い経営体づくり

(取組)

- 担い手への農地集積・集約化による経営規模の拡大
- 認定農業者や集落営農組織の経営基盤の強化
- 集落型農業法人の経営安定対策の推進
- 農業法人間の連携や経営継承に向けた支援
- 大規模農業法人等トップランナーの育成

方向性2 幅広い年齢層からの新規就業者の確保・育成

(取組)

- 就農前から定着までフォローアップする支援対策の充実・強化
- 幅広い年齢層を含む多様なルートからの新規就農者の確保・育成
- 秋田林業大学校の充実・強化による即戦力となる人材の育成
- 就業相談から自立経営までの一貫支援による漁業者の確保・育成

方向性3 多様なルートから秋田に呼び込む移住就業の促進

(取組)

- 首都圏等の移住就業希望者に対する秋田の魅力発信
- 移住就業希望者に対するトライアル研修の実施
- 就業定着までのトータルサポート体制の整備

方向性4 農業労働力の安定確保と農作業の軽労化の促進

(取組)

- 先進的な労働力調整モデルの展開とサポート体制の構築
- 大規模園芸経営体の効率的な生産・労務管理手法の確立
- ロボット技術等による軽労化対策の強化

方向性 5 秋田で活躍する女性の活動支援

(取組)

- アグリビジネスに取り組む気運の醸成と経営感覚に優れた女性起業者の育成
- アグリビジネスを通じた女性が活躍できる環境づくり

【施策 2】 複合型生産構造への転換の加速化

(施策のねらい)

本県農業の成長産業化に向け、産地間競争を勝ち抜く攻めのトップブランド産地の形成を進め、収益性の高い複合型生産構造への転換を加速する。

【施策展開】

方向性 1 大規模園芸拠点を核とした戦略作物の更なる生産拡大

(取組)

- メガ団地等の大規模園芸拠点の全県展開
- “オール秋田”で取り組む野菜産地の競争力強化
- 加工・業務用産地の育成
- 秋田の立地条件を生かした周年園芸の推進

方向性 2 「しいたけ」や「えだまめ」など日本一を目指す園芸産地づくり

(取組)

- 日本一を目指す「しいたけ」の生産振興と販売促進
- 出荷量日本一の「えだまめ」の更なるチャレンジ
- ねぎやダリアなどの秋田の強みを生かした品目のトップブランド化

方向性 3 秋田のオリジナル品種による果樹・花きの生産振興

(取組)

- 市場評価の高い県オリジナル品種の生産拡大
- 品質保持技術を生かしたりんご等の長期出荷体制の強化
- NAMAHAGE ダリアのブランド力強化と種苗供給体制の再編

方向性 4 大規模畜産団地の全県展開

(取組)

- 大規模畜産団地による収益性の向上と生産力の強化
- 繁殖から肥育まで秋田牛ブランドを支える生産基盤の強化

- 生産性向上による酪農の収益力強化
- 特色ある畜産物を核とした地域の活性化

方向性 5 秋田牛や比内地鶏など秋田ブランドによる畜産振興

(取組)

- 国内外における秋田牛の認知度向上
- 全国和牛能力共進会での上位入賞に向けた取組の強化
- 比内地鶏の品質の高位平準化や、食味の高さなどのストロングポイントの訴求

方向性 6 先端技術と融合したアグリテックによる生産効率の向上

(取組)

- スマート農業による園芸生産システムの実証・普及
- 先端技術を活用した新たな果樹生産システムの実証・普及

方向性 7 秋田の農林水産業の発展を支える研究開発の推進

(取組)

- 大学・民間と連携した技術開発の促進
- 県オリジナル品種や新商品の開発促進

【施策 3】 秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用

(施策のねらい)

水田農業を主体とする本県において、産地間競争に打ち勝ち、担い手の経営が持続的に発展していくことができるよう、全国 3 位を誇る広大な水田をフルに活用し、基幹作物である水稻の需要に基づいた生産と、大豆や園芸等の戦略作物の生産拡大に取り組む。

【施策展開】

方向性 1 業務用や特定需要など実需と結びついた米づくりの推進

(取組)

- 販売を起点とした秋田米生産・販売戦略の推進
- 多様なニーズに機動的に対応できる米産地の確立
- 実需と結びついた新たな米づくりのサポート

方向性 2 次代を担う秋田米新品種デビューと販売対策の強化

(取組)

- 地域のプレミアム米など売れる商品づくりの推進
- 秋田米をリードする新品種の開発とデビュー対策の実施

方向性 3 省力化技術や ICT 導入による超低コスト稲作経営の確立

(取組)

- 最新技術を駆使した高品質・低コスト生産技術体系の確立

方向性 4 複合型生産構造への転換を支える基盤整備の促進

(取組)

- 産地づくりと一体となったほ場整備の促進
- 高品質・高収量を実現する地下かんがいシステム等の整備

方向性 5 水田フル活用による自給力の向上

(取組)

- 生産性の高い水田フル活用の推進
- 収益性の高い戦略作物による多様な水田農業の展開

【施策 4】 地域資源を生かした活気ある農山漁村づくり

(施策のねらい)

優れた景観を有する里地里山が県民共有の財産として後世に引き継がれるよう、地域資源を最大限に活用しながら、中山間地域の農業と農山漁村の維持・発展に取り組むとともに、災害から県民の生命と財産を守るため、地域の協働力を活用した保全管理や防災・減災力の強化を図る。

【施策展開】

方向性 1 多様な資源を生かした地域ビジネスの展開

(取組)

- 中山間地域の資源を生かした取組への支援
- 農泊等による都市との交流人口の増大
- 農家レストランや農家民宿など多様なアグリビジネスの取組拡大

方向性 2 里地里山の保全管理と鳥獣被害対策の強化

(取組)

- 県民参加の森づくりの推進
- 農地等の保全と活用
- 条件不利地域における営農継続に向けた支援
- 農産物の鳥獣被害対策の強化
- 地域コミュニティの持続的な発展を支える仕組みづくり

方向性 3 森林の多面的機能の高度発揮

(取組)

- 間伐等の適切な森林整備の推進
- 松くい虫やナラ枯れ被害等の森林病虫害対策の促進

方向性 4 地域を守る防災・減災対策と施設の保全管理の強化

(取組)

- 生命と財産を守る安全・安心な地域づくり
- 安定した農業用水の確保に向けた施設整備と長寿命化等の推進
- 保安林等の整備の推進

Ⅲ. 包括外部監査の結果－総論

今回選定した特定の事件について監査を実施した結果、一部指摘事項はあるものの法令等に違反する事実はなく、関係法令等に基づき、概ね適正に事業が施行されているものと認められた。

本報告書において、指摘事項及び意見については、監査人は次の区分で述べている。

区 分	内 容
指摘事項	合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、監査人が是正が必要と判断した事項。本文中は【指摘】と表記している。
意 見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項。本文中は【意見】と表記している。

監査の過程で発見された個別の事項については、「Ⅳ. 監査対象とした個別事業に関する監査の実施とその結果－各論」で述べているので、参照いただきたい。

ここでは個別の事項を踏まえ、複数の事業で共通する事項を中心にまとめてみたい。

一部の内容については、農林水産部単独での対応は困難で全庁的な対応が求められる事項、他部署にも影響を及ぼす事項が含まれているが、業務を行うにあたってより良い方向に改善していくために、今後の参考にしていただきたい。

1. 県の農業施策の遂行状況と各市町村との連携について（意見）

今回の監査においては、県が実施する事業が県民に対して公平に実施されているかどうかという観点からも監査手続を実施している。事業が県内まんべんなく実施されているか、一部の地域に偏っていないかどうかの検証である。

今回監査対象とした事業のなかで、一部の市町村において、県が実施する事業の遂行状況が低いという事実が明らかになっている。

例えば、園芸メガ団地等を全県展開している中で、現在拠点が存在しない市町村は、小坂町、上小阿仁村、八郎潟町、五城目町、井川町、大潟村、東成瀬村の7町村であるし、農業次世代人材投資事業の秋田県内25市町村ごとの補助金交付実績に

関しては、準備型で平成24年度以降交付実績のない市町村は、小坂町・上小阿仁村・藤里町・八郎潟町・井川町の5町村、経営開始型は、平成29年度以降で交付実績のない市町村は、上小阿仁村・井川町・大潟村の3町村である。

また多面的機能の交付金については、秋田県内の農地面積の7割の範囲で推進組織がカバーしており、カバー率としては東北で第2位、全国でも10位と、高いカバー率を達成している一方で、カバー率が50%未満の市町村は、小坂町45%、上小阿仁村47%、藤里町47%、五城目町45%、井川町49%となっている。

上記の市町村の一部は、「新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業」においては、1経営体当たりの事業実績が、「次世代につなぐ水田農業総合対策事業」においても、1認定農業者当たりの事業実績が、全体平均よりもやや低いのが現状である。

各市町村にそれぞれの事情があり、個別事業の監査結果に記載の通り様々な要因があるが、上記の市町村においても農業は重要な産業であり、農家数の減少や農業従事者の高齢化という課題を抱えている。

県としては、市町村との役割分担を認識しながら連携して事業を進めているが、特に事業の遂行状況が低いと考えられる市町村については、事業目的の達成に向けた更なる取り組みが必要であると考えている。

2. 補助金等で取得した農業用機械設備等の継続的使用の検証について（指摘）

【対象事業】

- 新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業
- 次世代につなぐ水田農業総合対策事業
- 元気な中山間農業応援事業
- メガ団地等大規模園芸拠点育成事業

（指摘）

事業実施主体が県から支給された補助金及び交付金（以下、「補助金等」という。）で取得した農業用機械設備等の財産については、事業実施後3年間だけでなく、法定耐用年数の7年間は、当該財産の継続的使用を確認する手続きを行う必要がある。

監査の対象とした9事業のうち上記の4事業に関しては、事業実施主体が県から支給された補助金等で取得した財産について、県のその後の継続的フォローの在り方を指摘している。

県が補助金等の交付決定を行う際には、「知事の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。」という条件を付している。このため、補助金等を受給した事業実施主体が、取得した財産を目的外に処分する場合は、事前に承認申請書を提出し知事の承認を受けなければならない。

県は基本的に事業実施後3年間、事業実施主体から事業実施状況の報告を受けている。また、事業完了後も秋田県財務規則により、「知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に報告をさせ、又は職員をして帳簿書類その他の物件を調査させることがある。」とある。

このような状況においても、県は、補助金等で取得した財産の現物確認を積極的に実施しているわけではないため、事業実施主体が、意図的に承認申請書を提出することなく当該財産を売却処分したとしても、把握しにくい状況となっている。県の職員が、現場の市町村職員や関係団体職員等との情報交換などにより、実在性の情報を入手するケースもあり得るが、それだけでは実在性を確認するには十分とはいえない。また農業用機械設備等の法定耐用年数が7年であることを考慮すると、フォロー期間が事業実施後3年間というだけでは短いと考える。

補助金等で取得した財産の金額的重要性もあるため、すべての財産について網羅的に実在性を検証する必要はないが、一部の財産についてはリストを作成し、何らかのルールを定めて実際に当該財産が活用されているかどうかを検証する手続きが必要であるとする。

3. 各事業に要した職員の関与時間と人件費の把握について（意見）

【対象事業】

- 全事業

（意見）

各事業にどれだけの人件費が投入されているかを把握すべきであり、そのためにまずは職員の事業ごとの関与時間数を把握することから始める必要があると考える。

現在、農林水産部が策定している「秋田県農林水産業関係施策の概要」には、各事業の予算金額が示されている。また後述する「監査対象とした個別事業に関する監査の実施とその結果」の冒頭にも予算金額を記載している。しかしその予算金額の中には、農林水産部及び地域振興局農林部の職員の人件費は含まれていない。

また県は、毎年事業評価調書を作成し、事業評価結果一覧表（政策体系順）において、必要性・有効性・効率性の観点から評価を行ったうえで総合評価を実施している。そこで開示されている事業費もキャッシュアウトした事業費支出のみであり、直接・間接事業を遂行した職員の人件費は含まれていないし、各事業に要した職員の関与時間も把握されていない。

包括外部監査の目的は、監査対象として選定した特定の事件（テーマ）について、関係する個別事業を選択し、3E（経済性・効率性・有効性）の観点から監査を実施し、その結果を報告することにある。各事業の効率性や経済性を検討するにあたり、各事業で発揮されている効果と比較するためには、投入金額を把握し、投入金額に見合った効果が上げられているかどうかを判断する必要がある。

我々監査人は、各事業の評価をより適切に行うためには、各事業に要した人員の時間数を把握し、人件費を各事業に配賦したうえで投入金額を把握することがより有効だと考えている。

近年においては、行政活動に対するコンプライアンスの遵守や、災害・鳥インフルエンザ対応など予期せぬ出来事への対応、それにコロナ禍もあり、県職員の事務負担は増加する環境にある。一方で、行財政改革大綱などによる人員の削減が求められ、農林水産部職員数も、平成29年7月1日現在の917名から減少傾向にあり、令和4年4月1日現在では902名まで減少している。また、働き方改革の一環として、時間外勤務については、原則上限時間と対象業務を定め、職員の総労働時間を減少させる必要があると考えられ、そのためには行政事務の更なる効率化を図る必要がある。

そのような環境の中にあり、県としては業務量の平準化に努め、業務の偏在を解消し、事業目標が人員の減少により達成できないということがないよう、事業ごとの適正な人員を見積り、実績を把握して管理することが必要であると考えている。そのことによって、当年度の事業の適正性を客観的に判断・評価し、翌年度以降の事業の在り方に役立てることができると考える。

現在県では継続事業評価調書（中間を含む）において、各種指標を用いて必要性・

有効性・効率性の観点から事業の評価を毎年見直し、必要な事業と役目を終えたと思われる事業の整理を行っているが、各事業に対応する人員の時間数を把握し、人件費の配賦を行うことで、より適正な評価を行うことが可能である。

以上より監査人は、計画段階から各事業に投入する人員・関与時間数及び人件費を適正に見積もり、年度末を迎えた後には実績を把握し、翌年度以降の事業の見直しに反映できる体制に向けて、徐々に準備を始める必要があると考える。

このような監査人の見解に対して、農林水産部の見解を記載させていただく。

【農林水産部の見解】

- 職員の人件費については、地方公務員法第58条の2に基づき、人件費の状況を毎年公表している。
- 県の業務は、各部、各課により業務内容が多種多様であり、人件費を個別事業、ゼロ予算で実施している事業、県庁内外での調整業務等に分解して、積算しなおすことは困難である。
- 法に定められた報告を、さらに詳細に事業毎の関与時間数を把握した上で積算し報告することは、しかるべき部署がコストを考慮しつつ、新たに全庁的な統一ルールを設けて取り組むべきと考える。
- 職員個々の業務量に対する負荷の状況把握については、職員への人事ヒアリングや人事評価等を通じ行っており、急な病気などで負担が偏った場合は兼務をかけてフォローしたり、災害が起きた場合は被災していない地域から職員を派遣するなど、業務量に応じた人員を配置することで、マンパワー不足で事業が滞ることのないよう対応している。
- 一定のマンパワーの下で、より効果の高い事業を実施していくためには、事業そのものの費用対効果を見極める必要があると考えている。
- 過去に人件費把握に向け担当者を配置し全庁的な取り組みを行ったが、検討の結果、同様の業務量の把握は実施しないと結論づけた経緯がある。

【まとめ】

最近の秋田県庁を取り巻く環境を考えると、職員の労働環境の把握、適切な人員配置・業務分担と支援、労働時間の管理を組織的に行うことが、県の業務を遂行する上で今後の大きな課題である。

時間管理に関しては、ただ単に個々の職員の労働時間数・残業時間数を把握するだけでなく、一歩先に進めて、個々の事業にどれだけの時間を要しているのかを把握す

ることから実施していただきたい。

また、職員ごとの標準時間単価を設定することにより、個々の事業に直接要した人件費を把握することができる。議会对応や国との対応等の間接業務に要した時間数や人件費も見えてくるであろう。

費用対効果の面もあるので今後の対応を検討する必要があるが、職員の時間管理を一步先へ進めることにより、今後の業務改善に役立つ情報が入手できるはずであると監査人は考える。

Ⅳ. 監査対象とした個別事業に関する監査の実施とその結果―各論

農林水産部が行う事業のうち、事前提出資料の閲覧により金額的な重要性のあるものについて担当課へのヒアリングを行い、質的な重要性も鑑み、以下の9つの事業を抽出し監査を行った。

1. 農地中間管理総合対策事業
2. 新規就農総合対策事業
3. 新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業
4. メガ団地等大規模園芸拠点育成事業
5. 次世代につなぐ水田農業総合対策事業
6. 秋田米をリードする新品種デビュー対策事業
7. 日本型直接支払交付金事業
8. 元気な中山間農業応援事業
9. 経営体育成基盤整備事業

1. 農地中間管理総合対策事業

(ア) 事業の概要

事業名	農地中間管理総合対策事業【農林漁業振興臨時対策基金】			担 当	農 林 政 策 課 担 い 手 支 援 班
事業年度	平成26～	事業主体	県、市町村、農地中間管理機構	当初予算額	830,458 千円
				6月補正後	846,239 千円
事業目的	農業経営の規模拡大や農地の集団化等に必要な農地の流動化を促進するため、活動母体となる農地中間管理機構や市町村等の活動を支援する。			財 源	国 庫
				内 一 般	755,379 千円
				繰入金	40,399 千円
				諸収入	49,453 千円
実施内容	1 農地中間管理事業 212,307 千円 (Ⓔ146,975 千円、Ⓔ33,672 千円、Ⓔ31,660 千円) 農地中間管理機構が行う農地の賃貸借、管理、条件整備等に対して支援し、認定農業者等担い手の経営規模の拡大及び農地の集団化を促進する。 (1) 事業内容 ①農地の賃料、農地の管理・保全に要する経費の助成 ②機構の運営及び業務委託費等に要する経費の助成 ③事業推進活動及び指導監督等 (2) 事業主体 ①②農地中間管理機構、③県 (3) 補助率 ①国9/10、県1/10、②国定額 2 農地売買支援事業 15,260 千円 (Ⓔ9,154 千円、Ⓔ6,106 千円) ～監査の対象外としたため記載を省略～				

3 機構集積協力金交付事業 599,250 千円 (◎599,250 千円)

農地中間管理機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人を支援することにより、認定農業者等担い手の経営規模の拡大及び農地の集団化を促進する。

(1) 地域集積協力金

地域での話し合いに基づき、農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付けた「地域」に助成する。

①集積タイプ (担い手への農地集積・集約を促進)

＜交付要件＞対象農地のうち1割以上が新たに担い手に集積されることなど

機構の活用率		交付単価
一般地域	中山間地域	
20%超 40%以下	4%超 15%以下	1.0 万円/10 a
40%超 70%以下	15%超 30%以下	1.6 万円/10 a
70%超	30%超 50%以下	2.2 万円/10 a
	50%超	2.8 万円/10 a

②集約化タイプ (担い手同士の耕作地の交換等による農地の集約を促進)

＜交付要件＞地域の農地面積に占める担い手の1ha以上の団地面積の割合が20%以上増加することなど

機構の活用率	交付単価
40%超 70%以下	0.5 万円/10 a
70%超	1.0 万円/10 a

(2) 経営転換協力金

土地利用型農業からの経営転換や高齢による離農などにより、農地中間管理機構に農地を貸し付ける個人に助成する。

＜交付要件＞農地を10年以上機構に貸し付けること

交付単価	上限額
1.5 万円/10 a	50 万円/10 a

(3) 推進事務費

事業に係る通信・消耗品費、旅費、振込手数料、交付事務費等への助成

4 経営継承・発展等支援事業 1,008 千円 (◎ 1,008 千円)

～監査の対象外としたため記載を省略～

5 条件不利農地を担う経営体支援事業【6月補正】 当初 0千円 → 補正後 15,781 千円 (◎ 15,781 千円)

～監査の対象外としたため記載を省略～

6 大潟村方上地区農地利活用推進事業 2,633 千円 (◎2,633 千円)

～監査の対象外としたため記載を省略～

(イ) 事業の背景と監査の視点

① 事業の背景

平成25年12月に国が公表した「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、産業政策と地域政策を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指し、農地中間管理機構を通じた農地の集約化などの生産コストの削減の取組を進める方針が示された。農地中間管理事業は、農地中間管理機構が「高齢化」や「後継者がいない」などの理由で耕作できない農地を借り受け、担い手農家に貸し付けることなどを行う国の制度であり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」(平成25年法律第101号)に基づき、実施されるものである。「農地中間管理総合対策事業」は、目的に記載されているように、農業経営の規模拡大や農地の

集団化等に必要な農地の流動化を促進する農地中間管理機構等の活動を支援するものである。秋田県では、県政の運営指針となる「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」（以下、『プラン』という）と農林水産施策全体を網羅する基本計画である「第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン」（以下、『ビジョン』という）に示されているように、担い手への農地集積・集約化による経営規模の拡大を進めており、秋田県の特徴的な取り組みである、農地中間管理事業・ほ場整備・園芸メガ団地等の整備が一体となった「あきた型ほ場整備」の推進を支える事業の一つとして、当該事業を行う農地中間管理機構を活用した農地集積の促進は、秋田県の農業政策全体の基盤をなすものとなっていると考える。「農林水産業・地域の活力創造プラン」との関係を示すと、「Ⅲ 政策の展開方向」の「6. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減」との整合性が図られているものと言えるであろう。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」における具体的な記載と活動指標は次のとおりである。

Ⅲ 政策の展開方向

6. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減

農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、農業の構造改革を加速化することが必要である。このため、都道府県ごとに農地中間管理機構を整備し、地域内に分散・錯綜する農地を整理して、担い手ごとの集積・集約化を推進する。

<目標>

令和5年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立

<展開する施策>

- ②農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止、解消等

②監査の視点

当該事業は、平成26年3月施行「農地中間管理事業の推進に関する法律（機構法）」に基づき各都道府県に設置された農地中間管理機構を活用した、農地の集積・集約化を推進することを目的としている。これは①事業の背景で示したように、国の産業政策として位置付けられ、秋田県や秋田県民のための施策だけでなく、国民の食糧を支えるための事業と言えるのではないだろうか。このような観点から考えると、事業の推進は必ずしも県域全体に均等に行われるべきものではないかもしれない。しかしながら政策の展開方向に記載されているように、都道府県ごとに農地中間管理機構が整備されていることから、地域の特性を考慮しながら地域

格差を広げることなく県域全体で一定のバランスをもって事業が推進されるべきものとする。一方、農地中間管理機構の運営は、農地の売買だけでなく転貸による事業も継続的に行われることから、農地中間管理機構の業務負担は、集積が進めば進むほど累積的に増加することが想像される。また、制度導入10年後の契約更新時の契約の解除による集積率の低下や、一時的な更新・解約事務の集中なども考慮して、農地中間管理機構の業務に対する統制状況なども意識しながら監査を進めていく。

(ウ) 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連

秋田県は、プランにおいて、「戦略3：新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略」「施策1：秋田の農林水産業を牽引する多様な人材の育成」「方向性1：秋田の農業をリードする競争力の高い経営体づくり」「取組1」として「担い手への農地集積・集約化による経営規模の拡大」を示している。そして、ビジョンではその取組内容として、「『人・農地プラン』をベースに、農地中間管理機構が行う農地の賃貸借や売買、簡易な条件整備等を支援するとともに、機構に農地を貸し付けた地域や個人を支援することにより、担い手への農地集積・集約化を推進します。」と示し、主な取組として、①地域の実態に即した「人・農地プラン」への見直しの促進、②農地中間管理機構による農地集積の加速化、③基盤整備地区を核とした短期間かつ効果的な農地集積と集約化、④農地利用最適化推進委員と現地相談員との連携強化、⑤中山間地域等の条件不利農地を担う経営体への支援の5つの取組を示している。

そこで示されている目標及び事業指標は次の通りである。

目標名	基準年度 (平成28年度)	目標年度 令和3年度	実績 令和3年度
担い手への農地集積率	73.2%	83.0%	77.4%

(エ) 監査手続

- 事業の概要に記載の「事業目的」「実施内容」及びビジョンに記載の「事業指標」の関連性について、農林政策課への質問及び関連資料の閲覧により、当該「実施内容」及び「事業指標」が「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。
- 事業の実施が県民に対し公平に実施されているかについて、地域別の実施状況資料をもとに、農林政策課へヒアリングし検証した。
- 実施した事業の進捗状況が適切に管理されているかについて、地域別の進捗管理資料をもとに、農林政策課へヒアリングし検証した。
- 各事業における職員の関与状況について提示された資料に基づき検証した。

- 農地中間管理事業の実施主体である（公社）秋田県農業公社の事業の実施状況について、令和3年度事業報告書をもとに農林政策課へヒアリングした。

(オ) 監査結果

① 「実施内容」及び「事業指標」の適切性について（意見）

農地中間管理事業について

農地中間管理事業 予算212百万円に対して実績は185百万円となっており、（公社）秋田県農業公社の事業報告書の閲覧により、農地中間管理機構を運営するための農地中間管理事業における補助金収入として、計上されている金額と一致していることを確認した。正味財産増減計算書内訳表を見ると農地中間管理事業の経常収支は0.1 百万円の損失となっていること、2,440百万円の農地賃貸借・売買は行われているものの、その収支は3百万円の利益にとどまっていることから、県の支出している農地中間管理事業費185百万円は、（公社）秋田県農業公社における農地中間管理機構を運営するための事務管理に係る人件費や需用費を負担している状況であることがわかる。

機構集積協力金交付事業について

機構集積協力金交付事業 599百万円については、農地中間管理機構を利用して農地集積・集約化に協力する農家に対して支給されるものであり、補助金支給後の集積状況については、農林水産省の定める「農地集積・集約化対策事業実施要綱」に則り、支給後2年間は国に報告するため市町村と連携しながら管理されている。

事業指標の適切性について

事業指標は、目標83%に対して実績が77.4%と大きく未達となっている。これは農地中間管理機構制度の導入時の計画設定において、国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」で示された活動指標である令和5年度の目標が、全国で8割以上、既に集積率の高かった秋田県は9割以上とされたものを用いたため、目標設定における合理的な根拠がなかったことが原因と言えるであろう。全国的にみても秋田県における農地中間管理機構を通じた農地の集約・集積化は高いレベルで進められていることから、一定の成果は見られるものの、中間期間における目標の見直しなど実態が見えてきた時点での計画修正をするべきではなかっただろうか。新年度における指標は、より実態が把握された具体的なシミュレーションに基づいた達成可能性のあるものとするのが望まれる。

担い手への農地集積の目標実績（単位：h a）

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
農地面積		149,500	149,500	148,933	148,194	147,634	147,163	146,798	146,353
担い手利用面積		104,405	106,939	108,960	109,761	110,727	111,028	111,884	113,304
集積率(%)	目標	69.0	70.0	72.0	74.0	76.0	78.0	80.0	83.0
集積率(%)	実績	69.8	71.5	73.2	74.1	75	75.4	76.2	77.4

② 事業の地域別実施状況について（意見）

農地利用集積率の地域別の進捗状況については、毎年市町村ごとの実績を把握し目標との対比をおこなっている。データを見てみると、地域によっては集積率が低下しているものもあり、鹿角振興局管内を事例として農林政策課に質問したところ、人口減少により農家も減少し、受け手の死亡やリタイアなどによる集積率の低下が生じているとの回答を得た。

この事業を推進するためには、市町村や地域における農業協同組合などの団体の協力も必要であり、市町村の職員数など地域ごとの特性も異なることから、県としては市町村や地域団体への働きかけや支援も必要となるかもしれない。入手しているデータから計画から大きく乖離している市町村や達成率の低い市町村に対する対応を中心に、効果的な取り組みが行われるよう検討する必要があると考える。

地域別農地利用集積率実績（単位：％）

振興局名	H29	H30	R1	R2	R2 目標	目標達成率
鹿 角	70.9	68.8	59.9	60.3	81.7	74%
北秋田	64.6	68.4	70.8	70.5	71.5	99%
山 本	75.1	75.3	73.6	74.0	87.3	85%
秋 田	78.3	78.5	77.3	78.9	80.6	98%
由 利	73.5	74.1	76.9	77.5	79.6	97%
仙 北	73.3	74.6	75.7	75.5	78.6	96%
平 鹿	73.4	75.9	80.9	82.6	82.5	100%
雄 勝	78.8	78.1	77.4	79.2	80.9	98%
計	74.1	75.0	75.4	76.2	80.0	95%

③ 事業に対する補助金支給後のフォロー期間及び方法の適切性について（指摘）

事業の取り組みに対する交付金支給後のフォロー期間及び方法について、農林政策課への質問及び関連資料の閲覧により確認したところ、以下の通りであった。

助成内容について

機構集積協力金交付事業において、農地中間管理機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人に対して、補助金を支出している。そして当該補助金支出後の管理については、交付の翌年度から2年間の国への報告義務があり、「農地集積・集約化対策事業実施要綱」に則って、市町村からの報告に基づき地域集積協力金を交付した地域に対して集積の進捗状況を確認している。

問題点について

「農地集積・集約化対策事業実施要綱」の規定によると、地域集積協力金支給の翌年度から2年間の報告対象期間となっていることから、当初2年間については市町村からの報告を受けているが、その後の状況は確認されていない。このため、補助金を交付した地域で、農地中間管理機構との契約が解約されるなどした場合、事業目的である、農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化が達成されなくなるという懸念がある。

今後の管理手法について

国の定める実施要綱では、地域集積協力金交付後3年日以降の状況確認は求められていないものの、農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化を継続して推進していく観点から、市町村と連携し、補助金を交付した地域において安易な解約が行われないように、地域状況の管理および現場指導を行っていく必要があると考える。

④ 職員の関与状況の把握について（意見）

現在、農林水産部が策定している事業施策の概要では、予算金額が指標として示されているだけであり、各事業に係る人件費についての開示がなされていない。そこで、農林政策課に質問したところ、事業毎の人件費は把握していないとの回答であった。関与日数の算定方法の正確性をどこまで求めるかは費用対効果を考慮して決定すべきものとするが、各事業の投入額に見合った効果が上がっているかを判断するためには、人件費なども含む投入金額と当該事業の効果との比較が必要である。そのためには、各事業に係る職員の関与状況を把握するべきと考える。

なお詳細は、本報告書「Ⅲ.包括外部監査の結果—総論」に記載している。

⑤ （公社）秋田県農業公社に対するモニタリングについて（意見）

事業の状況について

令和元年6月に農地中間管理機構が作成した「農地中間管理事業 第1ステージの総括(平成26～30年度)」(以下、『総括資料』という)では、農地中間管理事業の

取組の経緯、実績及び推進状況、取組の成果と課題について詳細にまとめられ、取組の総括として第2ステージに向けての方針が示されている。これにより農地中間管理機構の状況について県と(公社)秋田県農業公社の間で情報が共有され、課題への対応は令和元年度以降の事業に反映されているものと思われる。

事業規模の拡大について

農地中間管理事業費は、毎年4百万円程度増加することが見込まれており、その要因は、総括資料にも示されているように、農地中間管理機構の累計契約件数の増加にともなう人件費、送金手数料、業務委託費などの事務処理にかかる費用と考えられる。これに加え、制度導入10年を経過することから、当初の契約期間満了にともなう、契約更新や解約された農地における新規の担い手とのマッチングなど、新たな手続きの増加も見込まれることから、これらの作業量も計測し、今後の費用見込みに反映し、必要な人員の確保について準備を始める必要があるのではないだろうか。

中間保有案件について

農地中間管理権を設定している既契約農地について、受け手の死亡やリタイアなどのやむを得ない事情により、農地中間管理機構が中間保有を行う案件が生じてきている。このような案件が長期滞留すると農地中間管理機構の費用負担が増加することになるため、その管理状況を確認したところ、契約年度により定められた一定期間の経過後には貸し手に返却していることから、中間保有案件が累積的に増加しないような仕組みがあることを確認した。令和4年6月末時点における中間保有案件は29件であり、これらに対する令和4年度の草刈り等の管理委託費は152万円、その他にも賃料等を農地中間管理機構が負担することが見込まれる。今後、当初契約の満了時期を迎える案件の契約更新により、一時的に中間保有案件が増加することが想定されることから、早めの意向確認やマッチングに向けての活動を進める必要があると考える。

2. 新規就農総合対策事業

(ア) 事業の概要

事業名	新規就農総合対策事業【農林漁業振興臨時対策基金】				担当	農林政策課 担い手支援班																					
事業年度	平成22～	事業主体	県、市町村、（公社）秋田県農業公社 等		当初予算額	484,552 千円																					
事業目的	県内で就農を希望する若者等の多様な就農ニーズに対応した農業研修の実施に加え、研修期間中や営農初期の新規就農者への資金の交付など、総合的な就農支援を行い、将来の秋田県農業を担う新規就農者の確保・育成を図る。				財源 内訳	国庫	3,627 千円																				
						繰入金	45,371 千円																				
						諸収入	435,554 千円																				
実施内容	1 未来を担う人づくり対策				33,971千円（◎33,971千円）																						
	農業を志す若者等が円滑に就農できるよう、県内試験研究機関、市町村農業研修施設等を活用し、就農希望者の多様なニーズに応じて、就農に必要な農業技術や経営管理能力向上のための実践的な研修を実施する。																										
	（1）事業内容																										
	<table><tr><th rowspan="2">研修名（期 間） [場 所]</th><th rowspan="2">研修 内 容</th><th colspan="2">研修助成</th><th rowspan="2">負担割合</th><th rowspan="2">人数 (うち奨励金)</th></tr><tr><th>研修生</th><th>受入先</th></tr><tr><td>①未来農業のフロンティア 育成研修（2年間） [県試験場等]</td><td>・各試験場等における長期の技術・経営研修</td><td>奨励金 75千円/月</td><td>謝 礼 40千円/月 (現地研修)</td><td>県7：市町村3</td><td>32(23)</td></tr><tr><td>②地域で学べ！農業技術研修 (6か月～2年間) [市町村農業研修施設等]</td><td>・市町村農業研修施設等における技術・経営研修</td><td>奨励金 75千円/月</td><td>—</td><td>県5：市町村5</td><td>40(33)</td></tr></table>							研修名（期 間） [場 所]	研修 内 容	研修助成		負担割合	人数 (うち奨励金)	研修生	受入先	①未来農業のフロンティア 育成研修（2年間） [県試験場等]	・各試験場等における長期の技術・経営研修	奨励金 75千円/月	謝 礼 40千円/月 (現地研修)	県7：市町村3	32(23)	②地域で学べ！農業技術研修 (6か月～2年間) [市町村農業研修施設等]	・市町村農業研修施設等における技術・経営研修	奨励金 75千円/月	—	県5：市町村5	40(33)
	研修名（期 間） [場 所]	研修 内 容	研修助成		負担割合	人数 (うち奨励金)																					
			研修生	受入先																							
	①未来農業のフロンティア 育成研修（2年間） [県試験場等]	・各試験場等における長期の技術・経営研修	奨励金 75千円/月	謝 礼 40千円/月 (現地研修)	県7：市町村3	32(23)																					
	②地域で学べ！農業技術研修 (6か月～2年間) [市町村農業研修施設等]	・市町村農業研修施設等における技術・経営研修	奨励金 75千円/月	—	県5：市町村5	40(33)																					
	（2）実施主体 ①県、市町村 ②市町村																										
	2 農業次世代人材投資事業				435,554千円（◎435,554千円）																						
次世代を担う農業者を目指す者に対し、研修期間の生活安定と就農後の経営確立に資する資金を定額で助成する。																											
（1）農業次世代人材投資事業																											
①準備型																											
ア) 対 象 者 30人																											
イ) 事業主体 （公社）秋田県農業公社（秋田県青年農業者等育成センター）																											
ウ) 交付金額・期間 1,500千円／人・年 最長2年間																											
②経営開始型																											
ア) 対 象 者 272人																											
イ) 事業主体市町村																											
ウ) 交付金額・期間 最大1,500千円／人・年 最長5年間																											

(2) 推進事業費 10,304千円	
①市町村等推進事業費	
ア) 事業主体 市町村、(公社) 秋田県農業公社	
②県推進事業費	
ア) 事業主体 県	
3 ミドル就農者経営確立支援事業	11,400千円 (11,400千円)
就農時の年齢が50歳以上60歳未満で独立・自営就農する認定就農者に資金を定額で助成する。	
(1) 対象者 10人	
(2) 実施主体 市町村	
(3) 給付金額・期間 最大1,200千円／人・年、最長3年間	
(夫婦型は1,800千円／夫婦・年)	
4 農業教育高度化事業	3,627千円 (3,627千円)
農業高校における農業教育の高度化を図り、若者の就農意欲を喚起するため、出前授業や実践研修等を行う。	
(農業高校等における出前授業、先進農家等における実践研修等)	
(1) 事業主体 県	

(イ) 事業の背景

本県の農業就業者数は減少の一途をたどっており、しかも高齢化が進んでいる。この傾向が将来にわたって継続すると、深刻な農家の担い手不足を招くことが予想される。そのような状況を回避するためには、本県農業の次代を担う新規就農者を確保・育成することが喫緊の課題であると考ええる。

課題を克服するためには、就農希望者のニーズに応じた実践的な研修を行うとともに、営農開始に必要な機械・施設等の導入に対する助成や、「農業次世代人材投資資金」の交付、さらには就農後の経営・技術指導を行うなど、総合的に支援する必要がある。

また、園芸メガ団地等での雇用就農や、県外からの移住就農、他産業での経験が豊富な中年層など、多様なルートと幅広い年代から新規就農者を確保し、年齢バランスの取れた就農構造を構築することも必要である。

(ウ) 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連

当該事業は、「施策1：秋田の農林水産業を牽引する多様な人材の育成」に示される「方向性2：幅広い年齢層からの新規就業者の確保・育成」を実現するための

事業であり、「取組① 就農前から定着までフォローアップする支援対策の充実・強化」、「取組② 幅広い年齢層を含む多様なルートからの新規就業者の確保・育成」を具体化した事業である。従って、新規就農者の増加に直結する他事業、「メガ団地等大規模園芸拠点育成事業」や「ウエルカム秋田！移住就業応援事業」「新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業」とも連携が必要になる事業であると考え

本事業の目標となる指標

目標名	基準年 (平成 28 年)	令和 3 年度 目標値	令和 3 年度 実績値
新規就農者数	227 名	270 名	265 名

(エ) 監査手続

- 事業の概要の「事業目的」に記載のとおり、本事業は新規就農者の確保・育成を基本的な事業目的としている。新規就農者数という事業指標と関連づけ、本事業が効果的に実施されているかどうかについて、関係資料を閲覧し質問することによって検証した。
- 未来を担う人づくり対策で実施されている「未来農業のフロンティア育成研修」「地域で学べ！農業技術研修」について、研修の実施状況を確認し、研修の目的を有効に達成しているかどうかについて検証した。
- 農業次世代人材投資事業について、補助金が適切に支給されており、当初の目的達成に有効に使用されているかどうかを検証した。また補助金が返還される事例について、その内容の検討を行った。
- ミドル就農者経営確立支援事業について、新規就農者の増加という事業目的達成のために、効果的に実施されているかどうかを検証した。
- 事業における職員の関与状況について提示された資料に基づき検証した。

(オ) 監査結果

① 新規就農者数の推移と事業目的の達成状況について（意見）

意見の概要

農家戸数の減少傾向に歯止めをかけるためにも、新規就農者数に関しては、より高い目標値を設定していただきたい。

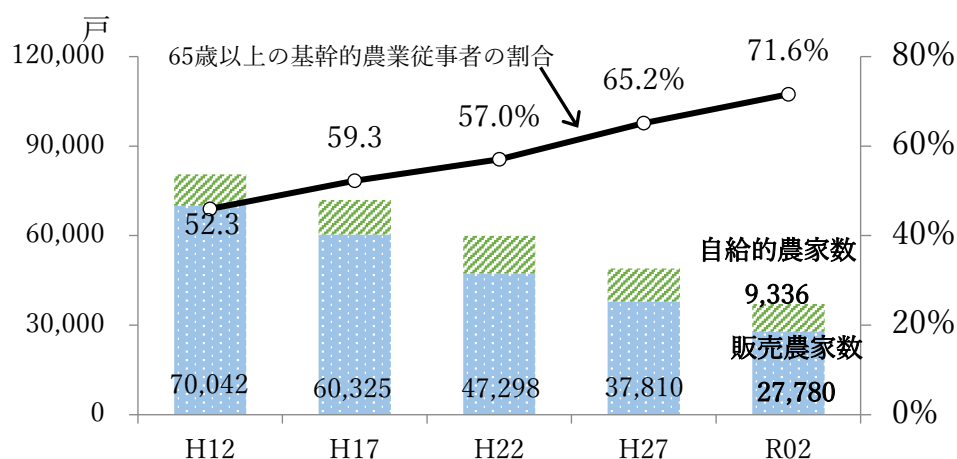
また受け皿となる法人が増えると、新規就農者数が増える傾向にある。そのため、他事業（例えばメガ団地等大規模園芸拠点育成事業）とも連携し、新規就農者を増やす施策を実行していく必要があると考える。

意見の背景

秋田県内における新規就農者数は、本報告書13頁の表＜新規就農者の推移＞の通り、近年増加傾向で推移している。令和3年度は265人で、9年連続で200人以上を確保しており、一定の成果を上げているといえる。

就農形態別では、雇用就農が農業法人等の経営規模の拡大などを背景に増加しており、令和3年度は統計を取り始めた平成13年度以降で最多の183人となった。

一方で販売農家数は、下表の通り減少傾向にあり、平成27年から令和2年の5年間で約10,000戸減少している。同時に基幹的農業従事者数の7割以上が65歳以上と高齢化が進んでいるのが現状である。



第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンの「第5編 農林水産業の展望～10年後の姿～」によると、販売農家数は令和3年度で32,066戸、令和7年度には28,067戸を予想していたが、当初の予想を大幅に上回るスピードで販売農家数の減少が進んでいることがわかる。現状を容認していると、日本の食糧供給基地としての一翼を担っている秋田県の農業が、将来にわたって衰退していくことにもなりかねない。

本報告書13頁の表＜新規就農者の推移＞から明らかなように、就農形態別では雇用就農が農業法人等の経営規模の拡大などを背景に増加傾向にある。また大規模園芸団地の整備が、雇用就農の増加に繋がっている。（令和3年度の実績で、自営就農は31%、雇用就農は69%で、雇用就農の割合が高い）

また、園芸メガ団地等における新規就農者の確保状況は次の表の通りである。

年度	新規就農者数 a	うち雇用者数	メガ団地就農者数 b	割合 b/a
平成 26 年	215	102	1	0%
平成 27 年	209	100	10	5%
平成 28 年	227	79	14	6%
平成 29 年	221	113	24	11%
平成 30 年	225	118	21	9%
令和元年	241	146	23	10%
令和 2 年	252	161	31	12%
令和 3 年	265	183	55	21%
累 計	1,855	1,002	179	10%
増減 (R3ーR2)	13	22	24	

園芸メガ団地等の事業が浸透するにつれて、雇用者数が増える傾向にある。

本事業は秋田県の農業を維持していくためにもさらに高い目標を設定し、他事業との連携を深めながら、事業目標達成に向けた施策の実行が必要である。

② 「未来農業のフロンティア育成研修」「地域で学べ！農業技術研修」の有効性について（意見）

意見の概要

県が実施している研修制度については、様々な情報提供手段を活用し、より一層周知させることが必要であると考えます。

また、研修生から研修内容に関する要望が、「生産分野」「経営分野」「販売分野」それぞれにおいて挙げられている。今後研修生を増やすためにも、要望事項を研修に反映させた新たな研修プログラムを作成し、研修内容をさらに充実させることを期待したい。

意見の背景

「未来農業のフロンティア育成研修」「地域で学べ！農業技術研修」の研修受講者合計人数は、平成30年度をピークに減少してきている。

（研修修了生の人数）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
フロンティア	18	22	19	25	22	17	21	14	20	11	13	11
農業技術研修	5	5	5	16	9	14	31	15	31	23	19	16
合 計	23	27	24	41	31	31	52	29	51	34	32	27

研修生が減少している理由は、主に農家の後継者が受講するケースが減少していることにあり、最近では非農家の就農希望者が受講する傾向にある。

研修実績から、H27年度以降は研修の修了者はすべて就農しているため、新規就農者を増やすという研修目的は、継続的に達成されている。従って研修の有効性は高いと考える。

研修者数の増加が新規就農者を増やすことに繋がっているのは明らかであるし、フロンティア育成研修の作物コース（農業試験場）は、県内で稲作の長期研修が受講できる唯一の機会を提供するものとなっている。

③ 農業次世代人材投資事業の有効性・公平性について（意見）

意見の概要

補助金の交付実績のない市町村であっても、必ずしも農業が盛んでないというわけではない。それぞれの市町村ごとに様々な事情があると考えられるが、各市町村とも農業従事者の高齢化や農家数の減少という問題を抱えていると考える。県としては、農業を承継していく次世代人材に投資していくという事業の目的を遂行していくためにも、特に実績のない市町村については、関係市町村先と連携して制度の内容をより一層周知させ、将来性豊かな新規就農者を支援していただきたい。

意見の背景

農業次世代人材投資事業の、秋田県内25市町村ごとの補助金交付実績に関する資料を閲覧したところ、次の事実が明らかになった。

準備型で平成24年度以降交付実績のない市町村は、小坂町・上小阿仁村・藤里町・八郎潟町・井川町の5町村。経営開始型は、平成29年度以降で交付実績のない市町村は、上小阿仁村・井川町・大潟村の3町村である。

一方、園芸メガ団地等を全県展開している中で、現在拠点が存在しない市町村は、小坂町、八郎潟町、五城目町、井川町、大潟村、上小阿仁村、東成瀬村の7町村であり、共通性があった。

上記の市町村においても農業は重要な産業であり、農家数の減少や農業従事者の高齢化という課題を抱えている。補助金の交付要件が厳しいという面もあるが、県としては市町村と連携して、事業目的の達成に向けた更なる取り組みが必要である

と考える。

また、いったん交付された補助金は、途中で交付要件を満たさなくなった場合、交付が停止される。交付停止要件に該当するかどうかは、県（地域振興局）、各市町村、JA等で構成されるサポートチームによりチェックする体制になっている。

平成28年度以降令和3年度までの返還事例について、返還人数の推移及び返還理由を調べた。返還人数は、令和2年度を除き毎年発生している。

返還理由は、正当な理由がほとんどであるが、「前年の所得額の算定に誤りがあり、過剰に給付してしまった分を返還してもらうケース」が目についたため、どのような経緯で発生しているのかを質問した。

これについて、返還理由としては、交付主体が算定方法を誤って計算していた事例が1件あるものの、補助金申請者が修正申告を行ったことで所得額が変更になったケースや、所得証明書を発行後、前年所得額が変更されたことを原因とするものであった。

県は交付主体の全市町村に対して、返還事例が発生しないよう指導しており、特に問題はない。

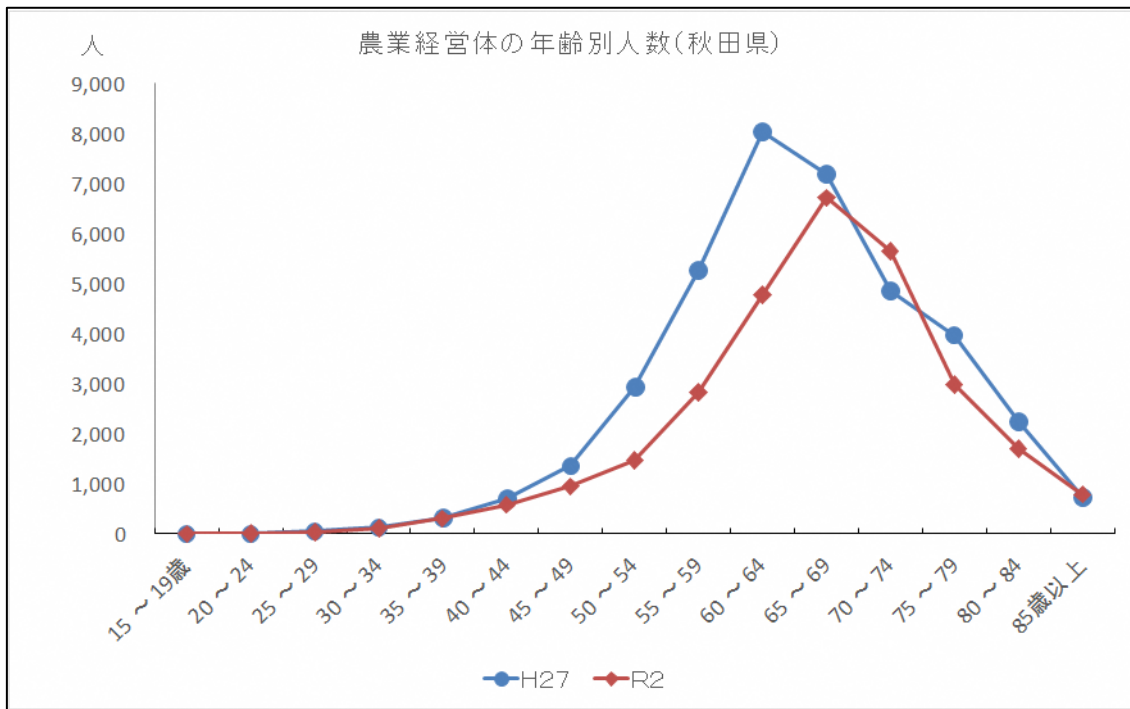
④ ミドル就農者経営確立支援事業について（意見）

意見の概要

本事業には60歳未満という年齢制限が設けられており、「独立・自営就農する認定就農者」に、用途を制限することなく資金を助成する制度である。本制度の活用実績は少なく、制度をより一層周知させることが必要である。

意見の背景

ミドル就農者経営確立支援事業は、前記の「農業次世代人材投資事業」の対象年齢が50歳未満となっているのに対し、さらに年齢制限を引き上げて、50歳以上60歳未満を対象に就農者数を増やすことを目的とした県独自の事業である。秋田県では50歳代の就農者は少なく、60歳以上の離農した人を補うために、50歳代の就農者も増やすことが事業の目的である。



出典：農林業センサス

※平成 27 年から令和 2 年までの 5 年間で、中壮年層の割合が低下し、農業経営体が高齢化してきている。今後、65 歳以上の農業経営体の離農を見据え、中壮年層の確保が必要である。

(50 歳以上の就農者数)

【秋田県】

本県の独立自営就農者の確保状況	H27	H28	H29	H30	R1
就農者数	109	148	108	107	95
うち50歳以上	6	49	6	24	9
(独立自営就農に占める割合)	6%	33%	6%	22%	9%
うち移住就農者	0	0	2	0	1

【全国】

全国の独立自営就農者の確保状況	H27	H28	H29	H30	R1
就農者数	54,590	49,480	45,160	45,990	45,940
うち50歳以上	39,550	35,610	32,350	33,760	34,490
(独立自営就農に占める割合)	72%	72%	72%	73%	75%

※秋田県は全国に比べて、50 歳以上の新規就農者の割合が少ない状況にあり、新規参入や移住就農の区別なく確保していく必要がある。

令和3年度における新規就農者の就農形態としては、自営就農が31%、雇用就農が69%である。また年代別では、本報告書14頁の表の通り、50歳代以上の割合は少ない。農業の円滑な承継を進めていくためには、中壮年層の新規就農者を確保することが必要であり、50歳以上の中壮年層を対象としていない、国の「農業次世代人材投資事業」を補完するという面では、有用な事業であると考えている。

しかしながら現状では、令和3年度における本事業の新規対象者は3名（自営のみが対象で、雇用者は対象にならない）で、継続を含めても8名とまだ実績は乏しい。制度が十分活用されていない現状を、今後どう変えていくのか。有効な対策が必要である。

また、最近における社会環境や労働環境の変化から今後のことを考えると、農業に関する研修を受けた農業技術のある60歳以上の人にも、「雇用就農者」としての需要があるものと考えられるし、自営での新規就農の可能性もある。本事業に限らず、60歳以上の就農者を増やす施策も必要なのではないかと考える。

⑤ 事業に要した人件費の把握について（意見）

現在、農林水産部が策定している事業施策の概要では、予算金額が指標として示されているだけであり、各事業に係る人件費についての開示がなされていない。そこで、農林政策課に質問したところ、事業ごとの人件費は把握していないとの回答であった。しかしながら、各事業の投入額に見合った効果が上がっているかを判断するには、人件費なども含む投入金額と当該事業の効果との比較が必要である。そのためまずは、各事業に係る職員の関与状況を把握するべきであると考えている。

なお詳細は、本報告書「Ⅲ. 包括外部監査の結果—総論」に記載している。

3. 新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業

(ア) 事業の概要

事業名	新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業【農林漁業振興臨時対策基金】			担 当	水田総合利用課 農産・複合推進班
事業年度	平成30～令和3	事業主体	認定農業者、農業協同組合等		当初予算額 370,328 千円
事業目的	米依存からの脱却に向けた取組を加速し、収益性の高い複合型生産構造の確立を図るため、経営の複合化や新規就農、6次産業化に必要な機械・施設等の導入を総合的に支援する。			財源	繰入金 370,328 千円
				内	
				訳	
実施内容	1 事業内容 (1) 野菜 ①対象品目 えだまめ、ねぎ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか、ほうれんそう、メロン、キャベツ、加工・業務用に供する土地利用型園芸品目 ②助成内容 生産・収穫調製・出荷等に要する機械・施設等の整備、新植・改植（アスパラガス）に要する経費 (2) 菌茸類 ①対象品目 菌床しいたけ ②助成内容 生産・収穫調製・出荷等に要する機械・施設等の整備に要する経費 (3) 花き ①対象品目 花き全般（キク、リンドウ、トルコギキョウ、ユリ、ダリア、他） ②助成内容 生産・収穫調製・出荷等に要する機械・施設等の整備、新植・改植（リンドウ等）に要する経費 (4) 果樹 ①対象品目 りんご、なし、ぶどう、もも、おうとう ②助成内容 生産・収穫調製・出荷等に要する機械・施設等の整備に要する経費 (5) 土地利用型作物 ①対象品目 大豆、麦、そば、葉たばこ ②助成内容 生産・収穫調製・出荷等に要する機械・施設等の整備に要する経費 (6) 畜産 ①対象品目 肉用牛、乳用牛（初妊牛導入）、比内地鶏、飼料増産 ②助成内容 肉用繁殖雌牛・乳用牛（初妊牛）の導入、畜産における飼料増産のための機械等の整備に要する経費 (7) 地域特認 ①対象品目 地域振興局で特に振興する品目（販売額3,000万円以上） ②助成内容 生産・収穫調製・出荷等に要する機械・施設等の整備に要する経費 (8) 新規就農者定着支援 ①対象品目 市町村長が新規就農者の定着に必要と認めた品目 ②助成内容 生産・収穫調製・出荷等に要する機械・施設等の整備に要する経費 (9) 6次産業化支援 ①対象活動 ・6次化法認定事業者が行う農作物等の6次産業化の取組 ・異業種からの参入企業と併せ行う6次産業化の取組 ・女性農業者、女性起業組織が行う6次産業化に係る新規部門導入又は既存部門の規模拡大 ・地域特産品など小規模産地における6次産業化に向けた生産活動 ②助成内容 農業生産及び加工・直売等に要する機械・施設の整備に要する経費 (10) 事業推進費				
	2 補助率 1／3以内 ※（8）は非農家出身者の場合に限り1／2以内 3 市町村、JAの協調助成のガイドライン 1／12				

(イ) 事業の背景

秋田県農業を牽引する認定農業者や集落営農組織等の担い手を、競争力の高い経営体に育成するためには、農地集積や経営の法人化を目指す、これまでよりもステップアップした取組に対して、きめ細かな支援を行う必要がある。また、人口減少に伴う労働力不足が顕在化してきた中において、秋田県農林水産業を魅力あるビジネスとして発展させていくためには、県外からの移住を含め、多様なルートと幅広い年代からの就業促進のほか、労働力調整システムの構築や、ICT等先端技術による快適な就業環境整備など、総合的な支援体制の充実・強化を図る必要がある。

さらには、これまでの取組により着実に成果が現れてきている「米依存からの脱却」、「複合型生産構造への転換」に向けた秋田県農業の構造改革について、ステップアップした取組を推進する必要がある。このような背景に基づき、当事業が設けられている。

(ウ) 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連

当事業は、県政の運営指針である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」を補完し、農林水産施策全体を網羅する基本計画として位置づけられる「第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン」の中の以下の施策、方向性、取組を具体化した事業である。

施策1 秋田の農林水産業を牽引する多様な人材の育成

方向性① 秋田の農業をリードする競争力の高い経営体づくり

取組② 認定農業者や集落営農組織の経営基盤の強化

方向性② 幅広い年齢層からの新規就業者の確保・育成

取組① 就農前から定着までフォローアップする支援対策の充実・強化

方向性⑤ 秋田で活躍する女性の活動支援

取組② アグリビジネスを通じた女性が活躍できる環境づくり

施策2 複合型生産構造への転換の加速化

方向性① 大規模園芸拠点を核とした戦略作物の更なる生産拡大

取組② “オール秋田”で取り組む野菜産地の競争力強化

取組③ 加工・業務用産地の育成

取組④ 秋田の立地条件を生かした周年園芸の推進

方向性② 「しいたけ」や「えだまめ」など日本一を目指す園芸産地づくり

取組① 日本一を目指す「しいたけ」の生産振興と販売促進

取組② 出荷量日本一の「えだまめ」の更なるチャレンジ

取組③ ねぎやダリアなどの秋田の強みを生かした品目のトップブランド化

方向性③ 秋田のオリジナル品種による果樹・花きの生産振興

取組① 市場評価の高い県オリジナル品種の生産拡大 方向性④ 大規模畜産団地の全県展開 取組① 大規模畜産団地による収益性の向上と生産力の強化 取組② 繁殖から肥育まで秋田牛ブランドを支える生産基盤の強化 取組③ 生産性向上による酪農の収益力強化 取組④ 特色ある畜産物を核とした地域の活性化
施策3 秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用 方向性⑤ 水田フル活用による自給力の向上 取組① 生産性の高い水田フル活用の推進 取組② 収益性の高い戦略作物による多様な水田農業の展開
施策4 農林水産物の高付加価値化と国内外への展開強化 方向性① 異業種連携による6次産業化の促進 取組② 地域ニーズに応じた6次産業化のサポート体制の充実

そこで示されている数値目標は以下の通りである。

数値目標	基準年度 平成27年度	目標年度 令和3年度	実績 令和3年度
畜産産出額	352 億円	411 億円	356 億円

(エ) 監査手続

- 事業の概要に記載の「事業目的」、「実施内容」及び「事業指標」の関連性について、水田総合利用課への質問及び関連資料の閲覧により、当該「実施内容」及び「事業指標」が「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。
- 事業が県内まんべんなく実施されているか、一部の地域に偏っていないかについて、地域別に事業実績について検討した。
- 事業に対する補助金支給後のフォロー期間、フォロー方法が適切か、水田総合利用課への質問及び関連資料の閲覧により検討した。
- 事業に対する補助金支給にあたって、事業実施主体の信用状況の確認が適切に行われているか水田総合利用課への質問により検討した。
- 事業における職員の関与状況について提示された資料に基づき検討した。

(オ) 監査結果

① 「実施内容」及び「事業指標」の適切性について（意見）

新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業の事業目的としては、「事業目的」に記載のとおり、「米依存からの脱却に向けた取組を加速し、収益性の高い複合型生産構造の確立を図るため、経営の複合化や新規就農、6次産業化に必要な機械・施設等の導入を総合的に支援する。」こととしている。

この事業の実施内容として、以下の事業に係る生産・収穫調整・出荷等に要する機械・施設等の整備に要する経費等の助成を実施しており、事業目的と整合的であると考えられる。

事業目的	実施内容
経営の複合化に必要な機械・施設等の導入	(1) 野菜 (2) 菌茸類 (3) 花き (4) 果樹 (5) 土地利用型作物 (6) 畜産 (7) 地域特認
新規就農に必要な機械・施設等の導入	(8) 新規就農者定着支援
6次産業化に必要な機械・施設等の導入	(9) 6次産業化支援

また、この事業の効果を測定する指標として、「米以外の農業産出額」を選定している。この指標は、米依存からの脱却に向けた取組の効果を測定する観点から適切な指標と考えられる。しかしながら、「第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン」において、数値目標として設定しているものは畜産産出額のみであるため、「米以外の農業産出額」全体（あるいは品目毎）の数値目標を設定することが望まれる。

なお、水田総合利用課の担当者に確認したところ、令和4年度からスタートした第4期ふるさと秋田農林水産ビジョンでは、農業産出額の目標を令和7年に2,000億円、令和11年に2,100億円として設定されているとのことである。

秋田県の米以外の農業産出額						
(単位：億円)		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
米以外の農業産出額	目標	—	—	—	—	—
	実績	785	807	805	820	782
(内訳)						
野菜	目標	—	—	—	—	—
	実績	279	308	281	301	285
果実	目標	—	—	—	—	—
	実績	69	72	84	89	75
花き	目標	—	—	—	—	—
	実績	30	31	28	26	23
畜産	目標	—	—	—	—	411
	実績	366	359	362	365	356
その他	目標	—	—	—	—	—
	実績	41	37	50	39	43
(農林水産部提供資料より作成)						

秋田県は、この事業を長年実施してきており、その成果として、農業産出額は東北6県中最下位が続いているが、その増加率に着目した場合東北6県中トップとなっている（平成29年～令和2年において）。

東北6県の農業産出額の推移

(単位：億円)	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和2年－平成29年	
					増減額	増減率
青 森	3,103	3,222	3,138	3,262	159	5.1%
岩 手	2,693	2,727	2,676	2,741	48	1.8%
宮 城	1,900	1,939	1,932	1,902	2	0.1%
秋 田	1,792	1,843	1,931	1,898	106	5.9%
山 形	2,441	2,480	2,557	2,508	67	2.7%
福 島	2,071	2,113	2,086	2,116	45	2.2%
東 北	14,001	14,325	14,319	14,426	425	3.0%
全 国	92,742	90,558	88,938	89,333	-3,409	-3.7%
(農林水産部提供資料)						

② 事業の地域別偏りについて

事業が県内まんべんなく実施されているか、一部の地域に偏っていないかについて、令和元年度～令和3年度の3年間の各地域振興局別事業実績を地域振興局別農業経営体数（2020年農林業センサスのものを使用）で除して、1経営体当りの金額を算出し比較した。

この表をみると、各年度でばらつきはあるものの、北秋田、秋田、平鹿が3年間とも、平均事業実績値と比べてマイナスであり、3年間の平均のマイナス幅はそれぞれ、-2,850円（-29%）、-3,875円（-33%）、-4,547円（-42%）となった。

地域振興局別1経営体当り事業実績										（単位：円）
年度	地域振興局別	鹿角	北秋田	山本	秋田	由利	仙北	平鹿	雄勝	計
令和元年	1経営体当り金額	17,205	12,316	13,485	6,899	16,425	15,520	7,163	19,457	12,983
	全体平均との差額	4,222	-667	502	-6,083	3,443	2,537	-5,819	6,474	0
	差異率	33%	-5%	4%	-47%	27%	20%	-45%	50%	0%
令和2年	1経営体当り金額	10,812	5,131	13,756	8,649	9,498	11,813	4,494	9,221	9,130
	全体平均との差額	1,682	-3,999	4,625	-481	368	2,682	-4,636	90	0
	差異率	18%	-44%	51%	-5%	4%	29%	-51%	1%	0%
令和3年	1経営体当り金額	10,520	6,617	12,873	5,440	19,549	11,976	7,315	10,463	10,500
	全体平均との差額	19	-3,883	2,373	-5,060	9,048	1,476	-3,186	-38	0
	差異率	0%	-37%	23%	-48%	86%	14%	-30%	0%	0%
3年平均	1経営体当り金額	12,846	8,021	13,371	6,996	15,157	13,103	6,324	13,047	10,871
	全体平均との差額	1,974	-2,850	2,500	-3,875	4,286	2,232	-4,547	2,176	0
	差異率	17%	-29%	26%	-33%	39%	21%	-42%	17%	0%
農業経営体数 （2020年農林業センサス）		1,278	2,314	2,761	4,537	3,626	6,333	4,768	3,330	28,947

また、令和元年度～令和3年度の3年間の各市町村別事業実績を市町村別農業経営体数（2020年農林業センサスのものを使用）で除して、1経営体当りの金額を算出し比較した。

この表をみると、各年度でばらつきはあるものの、3年間とも平均事業実績値と比べてマイナスであった市町村は、北秋田市（-6,572円（-63%））、上小阿仁村（-10,871円（-100%））、潟上市（-4,606円（-41%））、五城目町（-10,113円（-93%））、八郎潟町（-5,462円（-50%））、井川町（-9,748円（-90%））、仙北市（-2,461円（-25%））、横手市（-4,547円（-42%））、東成瀬村（-10,871円（-100%））が該当した。

中でも、北秋田市（-6,572円（-63%））、上小阿仁村（-10,871円（-100%））、五城目町（-10,113円（-93%））、八郎潟町（-5,462円（-50%））、井川町（-9,748円（-90%））、東成瀬村（-10,871円（-100%））が全体平均より50%以上低い結果となった。

市町村別1経営体当り事業実績 (単位：円)										
年度	地域振興局別	鹿角		北秋田			山本			
	市町村別	鹿角市	小坂町	大館市	北秋田市	上小阿仁村	能代市	藤里町	三種町	八峰町
令和元年	1経営体当り金額	18,602	0	15,998	8,288	0	22,260	5,200	7,116	7,166
	全体平均との差額	5,620	-12,983	3,016	-4,695	-12,983	9,278	-7,783	-5,866	-5,816
	差異率	43%	-100%	23%	-36%	-100%	71%	-60%	-45%	-45%
令和2年	1経営体当り金額	10,580	13,667	7,683	2,041	0	16,488	10,492	9,854	17,274
	全体平均との差額	1,450	4,536	-1,447	-7,090	-9,130	7,357	1,361	724	8,143
	差異率	16%	50%	-16%	-78%	-100%	81%	15%	8%	89%
令和3年	1経営体当り金額	8,990	29,354	9,953	2,570	0	23,364	22,475	988	11,077
	全体平均との差額	-1,511	18,854	-547	-7,930	-10,500	12,864	11,975	-9,512	576
	差異率	-14%	180%	-5%	-76%	-100%	123%	114%	-91%	5%
3年平均	1経営体当り金額	12,724	14,340	11,212	4,299	0	20,704	12,722	5,986	11,839
	全体平均との差額	1,853	3,469	340	-6,572	-10,871	9,833	1,851	-4,885	968
	差異率	15%	43%	1%	-63%	-100%	92%	23%	-43%	17%
農業経営体数 (2020年農林業センサス)		1,182	96	1,297	935	82	1,175	120	1,075	391

年度	地域振興局別	秋田							由利	
	市町村別	秋田市	男鹿市	大潟村	潟上市	五城目町	八郎潟町	井川町	由利本荘市	にかほ市
令和元年	1経営体当り金額	4,798	16,859	10,954	6,294	0	5,901	2,519	18,318	6,686
	全体平均との差額	-8,185	3,877	-2,029	-6,689	-12,983	-7,082	#####	5,335	-6,296
	差異率	-63%	30%	-16%	-52%	-100%	-55%	-81%	41%	-48%
令和2年	1経営体当り金額	9,964	11,356	16,520	6,097	0	4,543	850	8,532	14,469
	全体平均との差額	834	2,225	7,389	-3,033	-9,130	-4,587	-8,280	-598	5,339
	差異率	9%	24%	81%	-33%	-100%	-50%	-91%	-7%	58%
令和3年	1経営体当り金額	4,563	11,089	5,280	6,405	2,276	5,784	0	22,330	2,741
	全体平均との差額	-5,937	589	-5,220	-4,095	-8,225	-4,716	#####	11,829	-7,760
	差異率	-57%	6%	-50%	-39%	-78%	-45%	-100%	113%	-74%
3年平均	1経営体当り金額	6,442	13,102	10,918	6,266	759	5,409	1,123	16,393	7,966
	全体平均との差額	-4,429	2,230	47	-4,606	-10,113	-5,462	-9,748	5,522	-2,906
	差異率	-37%	20%	5%	-41%	-93%	-50%	-90%	49%	-21%
農業経営体数 (2020年農林業センサス)		1,998	683	410	575	352	232	287	3,036	590

年度	地域振興局別	仙北			平鹿	雄勝			合計
	市町村別	大仙市	仙北市	美郷町	横手市	湯沢市	羽後町	東成瀬村	
令和元年	1経営体当り金額	17,315	11,650	13,396	7,163	22,641	16,344	0	12,983
	全体平均との差額	4,332	-1,333	413	-5,819	9,658	3,362	-12,983	0
	差異率	33%	-10%	3%	-45%	74%	26%	-100%	0%
令和2年	1経営体当り金額	15,166	3,780	8,619	4,494	7,861	12,870	0	9,130
	全体平均との差額	6,036	-5,350	-511	-4,636	-1,270	3,740	-9,130	0
	差異率	66%	-59%	-6%	-51%	-14%	41%	-100%	0%
令和3年	1経営体当り金額	8,663	9,801	24,826	7,315	12,342	8,492	0	10,500
	全体平均との差額	-1,837	-699	14,326	-3,186	1,841	-2,009	-10,500	0
	差異率	-17%	-7%	136%	-30%	18%	-19%	-100%	0%
3年平均	1経営体当り金額	13,715	8,411	15,614	6,324	14,281	12,569	0	10,871
	全体平均との差額	2,844	-2,461	4,743	-4,547	3,410	1,698	-10,871	0
	差異率	27%	-25%	45%	-42%	26%	16%	-100%	0%
農業経営体数 (2020年農林業センサス)		3,951	1,166	1,216	4,768	2,038	1,141	151	28,947
(農林水産部提供資料より作成)									

平均よりも大きく下回る地域があることについて水田総合利用課の担当者に確認したところ、以下の回答を得た。

上小阿仁村、五城目町、仙北市、東成瀬村

上小阿仁村、五城目町、仙北市、東成瀬村といった、中山間地域に該当する面積割合が大きい市町村については、農山村振興課で実施する「元気な中山間農業応援事業」の補助対象になっている場合が多く、同様の事業内容で補助率が高いことから、「元気な中山間農業応援事業」により事業を実施していることで、夢プラン事業の活用が少ないことが考えられる。

このほか、本事業の要件となる「販売額が増加する目標の設定」を満たすには、少なからず作付面積が増える必要があるが、中山間地域である等の理由により、農地集約の目処が立たずに、成果目標の設定ができない例も多くあるものと考えられる。

北秋田市、横手市

北秋田市、横手市については、市町村における農業産出額のうち、米が占める割合が県全体と比較して低く（秋田県平均56.2%、北秋田市43.2%、横手市47.4%）、比較的米以外の品目の割合が高いことから、複合型生産構造への転換が

他の市町村と比較して進んでいると捉えることができる。

複合型生産構造への転換を目指す経営体に対して、初期費用等の負担を軽減するという本事業の性質上、すでに転換が進んでいる農業者が多い地域では、事業活用者がやや少ない傾向があることが考えられる。

もちろん、この傾向に合致しない市町村もあるが、それは事業実施主体当たりの補助額が大きいなど、他の様々な要因が関わっているものと思われる。

潟上市、上小阿仁村、五城目町、八郎潟町

潟上市、上小阿仁村、五城目町、八郎潟町については、畜産業がほとんどない。本事業において、畜産メニューは1件あたりの事業費が大きく、畜産業が盛んな市町村では、事業費が大きくなる傾向がある（小坂町、鹿角市、大仙市、由利本荘市など）。

これらの4市町村については、畜産メニューの事業活用がないことから、事業費が少なくなっていることが要因として考えられる。

以上の他にも、地域ごとの農業形態の違いや、農地・経営体の類型、品目毎の単価変動など、さまざまな要因があるものと思われるので、一概にこれといった要因は特定するのが難しい。

本事業は、市町村毎に枠を設けているわけではなく、全県域に要望調査を行った上で、手挙げのあった事業の中から、事業として効果があると判断したものに対して補助するものであり、その結果として活用実績に地域間の偏りが生じているものと考えられる。

③ 事業に対する補助金支給後のフォロー期間、フォロー方法の適切性について（指摘）

事業に対する補助金支給後のフォロー期間、フォロー方法が適切か、水田総合利用課への質問及び関連資料の閲覧により確認したところ、以下の通りであった。

助成内容について

助成内容は、9つの事業メニューに係る生産・収穫調製・出荷等に要する機械・施設等の整備に要する経費等となっている。そして、当該補助金支出後の管理については、「新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業実施要領」に則って、事業実施主体は、本事業の実施年度を含めて3年間、当該年度における事業実施状況を、当該年度の翌年度の4月末日までに報告することになっている。

問題点について

当該補助金により購入された農業用機械設備等の法定耐用年数は7年であるが、

事業実施主体による事業実施状況の報告期間が事業完了年度を含めて3年間に限られている。また、事業完了後は仕組みとして現物確認をしておらず、意図的に補助事業者に報告することなく使用途中で売却処分しても把握しにくい状況となっている。

管理手法について

対象財産の数が多く個々の補助金額が少ない場合もあり、全ての財産に同様の取り組みをする必要はないかもしれないが、まずは現行における3年間の事業実施状況の報告手続の有効性を検討し、最低限必要な手続きにとどめるなどの簡素化を検討するとともに、意図的な財産の売却を牽制するために、期間経過後も、金額的な重要性などを考慮し、一部の財産については、実際に当該財産が活用されているという心証を得るような手続が必要と考える。

④ 事業実施主体の信用状況の確認方法の適切性について

事業に対する補助金支給にあたって、事業実施主体の信用状況の確認が適切に行われているかについて、水田総合利用課へ質問したところ以下の通りであった。

- 当該事業については、事業対象を認定農業者としている。
- 認定農業者は、基本的に市町村が認定する農業者であり（広域の場合、県が認定する例外もあり）、認定にあたり審査会により認定された経営体となっており、その際に経営状況や今後の営農計画を審査している。
- また、事業計画申請の際に、法人については、総会資料の提出を求めており、財務諸表等により事業実施主体の経営状況を確認している。
- しかしながら、支給後の事業実施状況報告の際には事業実施主体の信用調査までは実施していない。

⑤ 職員の関与状況について（意見）

現在、農林水産部が策定している事業施策の概要では、予算金額が指標と示されているだけであり、各事業に係る人件費についての開示がなされていない。そこで、水田総合利用課に質問したところ、事業ごとの人件費は把握していないとの回答であった。

しかしながら、各事業の投入額に見合った効果が上がっているか判断するためには、人件費なども含む投入金額と当該事業の効果との比較が必要であり、まずは、各事業に係る職員の関与状況を把握するべきと考える。

なお詳細は、本報告書「Ⅲ. 包括外部監査の結果—総論」に記載している。

4. メガ団地等大規模園芸拠点育成事業

(ア) 事業の概要

事業名	メガ団地等大規模園芸拠点育成事業【農林漁業振興臨時対策基金】			担 当	園 芸 振 興 課 調 整 ・ 普 及 班		
事業年度	平成 30～令和 3	事業主体	県、農業協同組合、農業法人等		当初予算額	552,003 千円	
事業目的	園芸品目の飛躍的な生産拡大により、複合型生産構造への転換を加速させるため、本県の園芸振興をリードするメガ団地等の整備を支援する。				財 源	繰入金	276,186 千円
					内 訳	諸収入	275,817 千円
実施内容	1 大規模園芸拠点推進事業				2,093 千円（㊤2,093 千円）		
	J A や市町村等からなるプロジェクトチームを設置し、事業計画の策定支援や営農指導等を行う。						
	(1) 実施内容						
	①プロジェクトチーム会議等の開催						
	②事業計画の策定支援や営農開始後のフォローアップ						
	③大規模園芸フォーラムの開催 等						
	(2) 事業主体 県						
	2 大規模園芸拠点整備事業				549,910 千円（㊤275,817 千円、㊤274,093 千円）		
	メガ団地等で必要な施設・機械等の整備を支援する。						
	(1) 助成対象 生産、収穫、調製・出荷等に必要な機械・施設等の整備に要する経費						
	(2) 事業タイプ						
	①メ ガ 団 地 1 団地で販売額 1 億円以上を目指す団地						
	②ネットワーク団地 複数の団地（1 団地が 3 千万円以上）で販売額 1 億円以上を目指す団地						
	③サテライト団地 メガ団地と連携して販売額 3 千万円以上を目指す団地						
	(3) 事業主体 農業協同組合、農業法人等						
	(4) 補 助 率						
	①国庫事業を活用する場合 国 1／2 以内、県 15／100 以内						
	②県 単 独 事 業 の 場 合 県 1／2 以内						
	(5) 実施地区						
	①継続地区（5 地区）						
	ア）整備内容 パイプハウス、収穫機、作業舎、休憩所 等						
	イ）事業費等 177,139 千円（うち国費(諸収入)14,989 千円、うち県費 70,014 千円）						
	ウ）地区概要						
○能代市浅内・東雲原地区（ネットワーク）							

参 考	○美郷町畑屋中央地区（ネットワーク） きゅうり（施設 2.4ha） ○湯沢市関口地区（メガ） せり（露地 1.7ha、施設 1.0ha）、ねぎ（露地 3.5ha） ②新規地区（4地区） ア）整備内容 パイプハウス、トラクター、収穫機、管理機、作業舎等 イ）事業費等 1,027,834 千円（うち国費(諸収入)260,828 千円、うち県費 204,079 千円） ウ）地区概要 ○大館市田代地区（サテライト） にんにく（露地 6.0ha） ○藤里町矢坂上野地区（サテライト） ねぎ（露地 2.5ha）、山うど（露地 2.5ha） ○大仙市内小友・仙北市神代・美郷町金沢（ネットワーク） ねぎ（露地 18ha）、だいこん（露地 13ha） ○横手市中村地区（サテライト） キク（露地 2.4ha、施設 0.2ha）
	[R 2. 2月補正で措置] 111,432 千円（<u>国</u>50,649 千円、<u>県</u>15,192 千円） ①大館市田代地区（サテライト） ア）整備内容 野菜集出荷施設（木造平屋 278 m²） ②藤里町矢坂上野地区（サテライト） ア）整備内容 野菜集出荷施設（木造平屋 215 m²）

（イ）事業の背景

秋田県の産業に占める農業の割合は高い。県の農業施策が目指すところは、国の食糧庫としての役割を果たすと同時に、県民（農家）の所得の向上を実現することである。

秋田県は、農業県というよりも実質的には稲作県であり、秋田県農業の課題の一つが「米依存からの脱却」である。この課題を解決するための重要な施策が、いわゆる「複合型生産構造への転換」であり、県はこれまで園芸メガ団地等の整備を進めることに取り組んできた。園芸メガ団地等を全県展開することにより、競争力のあるトップブランド産地を形成し、野菜や花き等で日本一を目指した産地づくりを展開している。

収益性の高い複合型生産構造への転換は、農家の農業所得を向上させ、秋田県農業の持続的な発展を図ることが期待されている。本事業は、ほ場整備事業、農地中間管理事業と一体で進められており、県の重要な農業施策を担っているといえる。

（ウ）第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連

当事業は、「施策2 複合型生産構造への転換の加速化」のうちの、方向性1～2

を具体化した事業である。

方向性－1 大規模園芸拠点を核とした戦略作物の更なる生産拡大
取組① メガ団地等の大規模園芸拠点の全県展開
取組② “オール秋田”で取り組む野菜産地の競争力強化
取組③ 加工・業務用産地の育成
取組④ 秋田の立地条件を生かした周年園芸の推進

方向性－2 「しいたけ」や「えだまめ」など日本一を目指す園芸産地づくり
取組① 日本一を目指す「しいたけ」の生産振興と販売促進
取組② 出荷量日本一の「えだまめ」の更なるチャレンジ
取組③ ねぎやダリアなどの秋田の強みを生かした品目のトップブランド化

当事業で示されている目標は、次の通りである。

目 標 名	基準年度 (H28 年度)	目標年度 (令和 3 年度)	実績 (令和 3 年度)
主要園芸品目の 系統販売額	160 億円	212 億円	149 億円
メガ団地等大規模園芸拠点の 整備地区数（累計）	10 地区	50 地区	50 地区

(エ) 監査の視点と実施する監査手続

- 事業の概要に記載の事業目的が、実施されている事業内容から県の基本的な農業施策と合致している事を確認し、事業の成果が得られているかどうかを事業指標と関連させて検証した。
- 事業の実施内容のうち多額の事業費が計上されている「大規模園芸拠点整備事業」について、補助金が当初の目的通り適正に使用され、継続して事業に有効に使われているかどうかを検証した。
- メガ団地等大規模園芸拠点育成事業の1経営体当たりの補助金は多額である。補助金支払の対象となった経営体の、事業の継続性に関する評価が適正に行われているかどうかを検証した。
- 全県展開を目指している園芸メガ団地等が、公平性の観点から地域の偏りなく展開されているかどうかを検証した。
- 事業における職員の関与状況について提示された資料に基づき検証した。

(オ) 監査結果

① 農業所得の向上を検証する体制の整備について（意見）

意見の概要

大規模園芸団地を推進することが、結果的に県民（農家）の所得向上に結び付いているかどうかの検証が行われていない。経営体に対しては、本事業の対象となった農作物の販売額の報告は求めているが、事業の成果が効果的に達成されているかどうかを確かめるためにも、確定申告書等によって、農家の所得向上に結び付いているかどうかを検証する体制を構築する必要があると考える。

意見の背景

県はこの事業の成果指標・評価指標として、メガ団地等の整備地区数（累計）と、主要園芸品目の系統販売額をあげている。

県内において過去に展開されてきた大規模園芸団地は、ネットワーク型団地、サテライト型団地を含め50地区に及び、当初の目標通り全県に展開された。

もう一方の目標である主要園芸品目の系統販売額は、次表の通り実績が目標値に達していなかった。

（単位：億円）

年度	H28	H29	H30	R 元	R2	R3
目標			183	196	203	212
実績	160	145	156	154	167	149
達成率			85.2%	78.6%	82.3%	70.3%

この件に関しては、県は原因分析を行っている。

ただ、これまで複合型生産構造への転換に向けた施策を集中的に実施してきた結果、「えだまめ」や「ねぎ」「しいたけ」など農業産出額が伸び、着実に事業の成果が現れているといえる。

年度別農業産出額及び林業産出額の推移

(単位：億円)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2/H26
全体	1,473	1,612	1,745	1,792	1,843	1,931	1,898	129%
水稲	773	854	944	1,007	1,039	1,126	1,078	139%
えだまめ	15	18	20	22	24	26	28	187%
ねぎ	19	24	28	31	38	34	40	211%
アスパラガス	13	13	17	15	16	15	16	123%
すいか	20	24	22	17	20	21	19	95%
トマト	19	21	21	23	27	22	24	126%
きゅうり	19	19	18	19	24	20	25	132%
野菜計	235	261	287	279	308	281	301	128%
果樹	63	64	72	69	72	84	89	141%
花き	27	31	30	30	31	28	26	96%
きのこ	48	46	46	43	41	41	41	85%

本事業の目的は、ビジョンにも記載されているとおり、複合型生産構造への転換を一層加速化させるため、「農業所得の飛躍的な拡大」を支える園芸メガ団地等を県全域に整備することにある。つまり、収益性を高め、技術力を向上させることにより、県民（農家）の所得を向上させることである。

また、県が作成している継続事業評価調書にも「農業所得の向上を加速化することが急務となっている」との記載があり、本事業が農家の所得向上に結び付いているかどうかの検証は、行うべきであると考ええる。

しかし県は、経営体から販売額の報告を毎月受けて事業の推移をチェックし、ヒアリングで概況を把握してはいるが、農家の所得が向上しているかどうかの検証は行っていない。

本事業は秋田県の農業施策を代表する事業であり、しかも他県に先駆けて進めてきたことから、他県の参考にもなっている事業である。メガ団地等大規模園芸拠点育成事業を一步先に進めてさらに充実したものにするためにも、この事業が農家の所得向上に結び付いているかどうかを検証する必要があると考ええる。

② 補助金支払い対象となった財産の、継続的使用の検証について（指摘）

指摘の概要

事業実施から3年間、実施状況の報告を求めており、この中で生産実績は確認できるが、取得した財産が活用されているかどうかの確認はしていない。補助金が継続的に有効に活用されているかどうかを確かめるためにも、少なくとも農業用機械設備等の法定耐用年数である7年間は、継続使用を確認する方法を確立する必要がある。

指摘の背景

大規模園芸拠点整備事業の特徴は、補助金の支払い対象に決まった場合、1拠点当たりの補助金額が、比較的多額に上る点である。従って、しっかりした事業計画を策定し、営農指導を行いながら、事業計画の進捗管理を行っていかなければならない。

支出された補助金は、事業計画に基づいて、事業の遂行に必要な機械の購入や施設等の取得・整備に充てられることになる。また補助事業者は、取得した財産の処分が当然のごとく制限され、補助金の交付決定を行う際にも、知事の承認を受けずに財産を処分することはできないという条件が付されている。

補助金で取得した財産を処分する際には、補助事業者が「取得財産目的外処分承認申請書」を提出することになっており、当該申請書の提出がないことで継続的に使用していると見なしているため、補助事業者が意図的に法定耐用年数以前に売却処分しても把握しにくい状況となっている。

県は、事業実施から3年間、実施状況の報告を求めているほか、その後も販売額等を定期的に聴取しており、これらの中で生産実績は確認できる。しかし、財産の存在を客観的に示す書類、例えば法人であれば固定資産台帳、個人経営であれば確定申告書に添付する減価償却明細書等を入手し、補助金で取得した財産と照合して継続使用・実在性を確認する作業は行っていない。また、補助金の対象となった財産のリストを作成してその中から一部をサンプルで抽出し、ローテーションで定期的に財産の現物を直接的に目視で確認することも特に行っていない。

農業用機械は、取得後も一般的に市場価値はあまり下がらないとされており、しかも使用頻度等にもよるが法定耐用年数を超えて長期にわたって使用可能で、中古市場においても高値で取引される傾向がある。

秋田県財務規則では、事業完了後も「知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に報告をさせ、又は職員をして帳簿書類その他の物件を調査させることがある。」とある。また県職員と現場の市町村職員や関係団体職員等との情報交換などにより、実在性の情報を入手する場合もあるというが、実在性や網羅性の観点からは、必ずしもそれだけで十分であるとはいえないと考える。

支出した補助金が、経営体の事業に継続的に有効に活用されているかどうかを確かめるためにも、少なくとも法定耐用年数の7年間は、取得した財産の実在性を客観的に確認できる資料を入手して照合すべきである。

③ 補助金支出の対象となった事業体の、事業の継続性・存続可能性の評価について (意見)

意見の概要

メガ団地等大規模園芸団地の対象となった経営体については、事業計画の策定支援や営農指導だけでなく、経営管理面についてもより一層力を入れ、経営体の経営の安定化に向けた取組についても指導を行う必要がある。

意見の背景

平成26年度から始まった園芸メガ団地等の全県展開は、令和3年度には累計で50地区にまで拡大している。全県に広がりを見せており、施策の成果が実を結んでいるといえる。

秋田県農業の長年の課題である「米依存からの脱却」を進め、「複合型生産構造への転換」をさらに進めていくためには、大規模園芸拠点の整備・展開をさらに進めていくことも重要であるが、これまで展開してきた50地区のそれぞれの経営体が、今後も安定して事業を継続させていくことも重要である。

大規模園芸拠点整備事業の対象に選定されるには、事前に綿密な事業計画を立てる必要がある。また、従来は作っていなかった農作物が園芸作物となる場合は、営農指導も重要である。そしてそれと同時に注視していかなければならないのは、経営体の事業の継続性である。

経営体の中には、園芸メガ団地等に参加する一方で、別に米などを作り続けている経営体も多い。対象となった園芸作物の販売額が順調であったとしても、全体としての経営が不安定になっていることも考えられるため、事業計画と比べてその達

成状況を見ていくだけでは、十分とは言えない。

営農しながら会計や経営にも精通している経営体はそれほど多くはないと考えられるため、県としては経営に関して何らかのアドバイスを行うことも必要なのではないかと。大規模園芸拠点整備事業の対象となった経営体については、キャッシュ・フローの分析や経営体全体の損益の把握等を通じて問題点を洗い出し、経営の継続性の評価を行うことにより、今後経営破綻することのないよう注視していただきたい。

多額に支出された補助金が、事業の達成のために有効性・効率性・経済性の観点から今後も適切に使われていくためにも、個々の経営体の経営管理は重要である。

④ 全県展開している園芸メガ団地等の地域間のバランスについて（意見）

意見の概要

秋田県内25市町村のうち、まだ拠点が存在しない7町村については、対象となる基準を引き下げ、小規模のネットワーク形式にすることで対象地区になり得るのではないかと。県民に対して事業を公平に実施するためにも、検討していただきたい。

意見の背景

令和3年度末現在、園芸メガ団地等は全県で50地区存在する。地域的な面では、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、秋田市、横手市、大館市、にかほ市、由利本荘市、北秋田市、鹿角市、湯沢市、藤里町、仙北市、八峰町、三種町、羽後町、美郷町で展開されていた。秋田県内25市町村のうち18市町である（本報告書16頁の図「園芸メガ団地等の全県展開」参照）。

本事業は、ほ場整備事業や農地中間管理事業と三位一体となって実施する事業であり、事業を遂行するには一定の条件をクリアしなければならない。またその土地に合った農作物があるかどうか、それに大規模園芸事業に挑戦しようという農家のマインドの高さ、地域的なまとまりの強さも必要である。市町村によっては補助金の支出が少額となるなど困難なところもあり、秋田県内全ての市町村で展開されているわけではない。

18の市町で50か所の拠点が整備されていることになるが、上記の事情を考慮すると、本事業に地域的な偏りはなく、まんべんなく全県展開されており、補助金の公平性は保たれているものと考えている。

令和4年度以降も新たな園芸メガ団地等が展開されていくことが考えられるが、現在拠点が存在しない小坂町、上小阿仁村、八郎潟町、五城目町、井川町、大潟村、東成瀬村の7町村についても、対象となる基準をある程度引き下げれば、小規模なネットワーク形式で補助金の対象事業となり得るのではないか。

ビジョンには「市町村の役割」として次のように記載されている。

市町村は、地域農業の振興や地域の活性化に直接かかわる行政機関であり、それぞれの市町村における農林水産業・農山漁村の振興方向を明らかにし、県のビジョンとの一体的な施策の推進に努めるとともに、地域の視点に立った独自の施策を展開するなど、農林漁業者や地域住民の主体的な活動への積極的な支援が求められています。

本事業は、園芸品目の販売額を増加させるという効果だけでなく、新規就農者を増やす効果、地元で雇用の機会を提供するという効果もあり、いろいろな面で地域に価値を還元してくれる事業である。

特にまだ園芸メガ団地等の拠点が存在しない町村については、ビジョンに記載の市町村の役割を認識してもらい、県が主導してこの事業をさらに進めていくことを期待したい。

⑤ 事業に要した人件費の把握について（意見）

現在、農林水産部が策定している事業施策の概要では、予算金額が指標として示されているだけであり、各事業に係る人件費についての開示がなされていない。そこで、園芸振興課に質問したところ、事業ごとの人件費は把握していないとの回答であった。しかしながら、各事業の投入額に見合った効果が上がっているかを判断するには、人件費なども含む投入金額と当該事業の効果との比較が必要である。そのためまずは、各事業に係る職員の関与状況を把握するべきであると考えます。

なお詳細は、本報告書「Ⅲ. 包括外部監査の結果—総論」に記載している。

5. 次世代につなぐ水田農業総合対策事業

(ア) 事業の概要

事業名	次世代につなぐ水田農業総合対策事業【農林漁業振興臨時対策基金】			担 当	水田 総合利用課 調整・水田計画班 農産・複合推進班 土壌・環境対策班	
事業年度	令和２～４	事業主体	県、農業者、農業団体等		当初予算額 6月補正後	640,533 千円 1,013,096 千円
事業目的	将来にわたって本県水田農業を維持・発展させていくため、現場が抱える課題を克服し、「秋田米生産・販売戦略」に掲げる低コスト・業務用米シェア等の目標を達成するための総合支援対策を実施する。				財 源	国 庫
					内 訳	繰入金
						諸収入
実施内容	1 秋田米生産・販売戦略推進事業 「秋田米の生産・販売戦略」に基づきオール秋田での県産米の需要拡大を図る。 (１) 主な取組 「秋田米生産・販売戦略推進会議」（ＪＡ、中央会、全農、主食集荷組合、県立大学等）の開催等 (２) 事業主体 県				951千円（◎951千円）	
	2 業務用米生産拡大支援事業【６月補正】 当初 558千円（◎558千円）→ 補正後 343,358千円（◎342,800千円、◎558千円） 業務用米の需要の回復に対応するため、多収性品種による省力・低コスト生産等の取組を支援するほか、特定需要に対応した酒造好適米の生産振興及び需要拡大を図る。 (１) 業務用米生産拡大事業 ①多収性品種生産技術の研修会の開催 (２) 酒米生産拡大事業 ①生産体制の構築 酒米栽培研修会の開催、現地栽培指導 ②県内外需要調査 県内酒蔵需要調査（アンケート、ヒアリング）、県外需要調査２回（関東、大阪） ③販路・消費拡大活動 展示会等への出展 ２回（東京、大阪） (３) 低コスト技術等導入支援事業【６月補正】 ①実施主体 農業者、農業団体等 ②助成対象 コロナ対策に必要なスマート農機等（無人トラクタ等）や、低コスト機械・施設整備（高密度播種苗田植機等）の導入 ③補 助 率 １／２以内					
実施内容	3 先進技術等導入実証事業 省力低コスト技術とＩＣＴ農機等により、大規模経営に対応できる稲作体系の確立を目指す。 (１) １ユニット30ha経営による低コスト稲作の実証（８振興局） 「１ユニット30ha経営のための営農計画策定支援システム」を活用した低コスト稲作の実践のため、大規模経営体におけるシステムの検証と改善策を提示 (２) ＩＣＴ等先端技術を活用した産地の課題解決実証（由利） リモートセンシングと可変施肥技術を活用した水稻の安定生産及び水管理システムによる省力化の実証 (３) 次世代農業機械を活用した省力技術の実証 スマート農業加速化実証プロジェクト実施地区（大仙市協和）における調査				2,883千円（◎2,000千円、◎883千円）	
	4 技術支援体制強化事業 秋田米の高品質、安定生産のための技術指導体制の強化や直面する課題解決のための取組を実施する。 (１) 人材育成支援 ＩＣＴの活用や栽培技術指導を担う普及指導員やＪＡ営農指導員を対象とした研修の実施 (２) 作柄解析調査 水稻や大豆の高品質・低コスト生産を展開する上で基礎となる生育状況の把握と情報提供 (３) 高品質生産体制の整備 食味向上技術実践ほの設置、秋田米の品質分析、食味官能評価（日本穀物検定協会）				3,810千円（◎3,809千円、◎1千円）	
実施内容	5 大豆生産力向上技術導入事業 水田フル活用を支える大豆の高収量・高品質化を図る。 (１) 高収量・高品質体制確立事業 多収阻害要因対策マニュアル活用による総合的生産力向上実証ほの設置（山本、仙北地域） (２) 難防除病害対策事業 現地ほ場における黒根腐病の防除体系の構築				687千円（◎687千円）	

(3) 難防除雑草対策事業 現地ほ場における帰化アサガオ等の防除体系の構築	
6 水田農業基幹施設等整備支援事業	630,993千円 (㊦620,450千円、㊦10,543千円)
安定的な水田経営の実現のため、共同利用施設等の整備を支援する。	
(1) 事業主体 農業法人	
(2) 事業内容 乾燥調製貯蔵施設等の整備(秋田市、横手市)	
(3) 補助率 国1/2以内 (強い農業・担い手づくり総合支援交付金等)	
7 土づくり産地パワーアップ事業【6月補正】	当初651千円 (㊦651千円) → 補正後30,414千円 (㊦30,414千円)
土づくりに意欲がある産地を対象に堆肥の施用経費等を支援する。	
(1) 事業主体 農業法人19経営体(由利、仙北) ※6月補正で17経営体追加	
(2) 事業内容 土づくりに必要な堆肥の施用経費等を支援する。	
(3) 補助率 定額(30千円/10a)	

(イ) 事業の背景

水田農業を主体とする秋田県において、産地間競争に打ち勝ち、担い手の経営が持続的に発展していくことができるよう、全国第3位を誇る広大な水田をフルに活用し、基幹作物である水稻の需要に基づいた生産と、大豆や園芸等の戦略作物の生産拡大に取り組むという施策のねらいがある。特に、多収性品種や直播、高密度播種育苗等の新技術、ICTを活用した次世代農業機械の導入により、高品質・低コスト生産技術体系の確立を図り、また、水田フル活用ビジョンの下、大豆やそば、非主食用米の生産を拡大し、未利用水田の解消や農業所得の向上を図るとともに、食料自給率の向上に貢献するために、本事業が設けられた。

(ウ) 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連

当事業は、県政の運営指針である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」を補完し、農林水産施策全体を網羅する基本計画として位置づけられる「第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン」の中の以下の施策、方向性、取組を具体化した事業である。

施策3 秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用

方向性③ 省力化技術やICT導入による超低コスト稲作経営の確立

取組 最新技術を駆使した高品質・低コスト生産技術体系の確立

方向性⑤ 水田フル活用による自給力の向上

取組① 生産性の高い水田フル活用の推進

そこで示されている数値目標は以下の通りである。

数値目標	基準年度 平成27年度	目標年度 令和3年度	実績 令和3年度
全国に占める秋田米のシェア	5.47%	5.66%	5.95%

(エ) 監査手続

- 事業の概要に記載の「事業目的」、「実施内容」及び「事業指標」の関連性について、水田総合利用課への質問及び関連資料の閲覧により、当該「実施内容」及び「事業指標」が「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。
- 事業が県内まんべんなく実施されているか、一部の地域に偏っていないかについて、「2 業務用米生産拡大支援事業（3）低コスト技術等導入支援事業」において、地域別に事業実績について検討した。
- 事業に対する補助金支給後のフォロー期間、フォロー方法が適切か、「2 業務用米生産拡大支援事業（3）低コスト技術等導入支援事業」について、水田総合利用課への質問及び関連資料の閲覧により検討した。
- 事業実施主体の信用状況の確認が適切に行われているか、「2 業務用米生産拡大支援事業（3）低コスト技術等導入支援事業」及び「6 水田農業基幹施設等整備支援事業」について、水田総合利用課への質問により検討した。
- 「6 水田農業基幹施設等整備支援事業」において、当期 603 百万円の多額の補助金交付をしている（農）秋田市南カントリーエレベーター利用組合によるカントリーエレベーター補助事業に対し、適切に取得プロセスが取られているか、水田総合利用課への質問及び関連資料の閲覧により検討した。
- 「6 水田農業基幹施設等整備支援事業」において、目標未達成の事業について、水田総合利用課への質問及び関連資料の閲覧により、状況を検討した。
- 事業における職員の関与状況について提示された資料に基づき検討した。

(オ) 監査結果

① 「実施内容」及び「事業指標」の適切性について（意見）

次世代につなぐ水田農業総合対策事業の事業目的としては、「事業目的」に記載のとおり、「将来にわたって本県水田農業を維持・発展させていくため、現場が抱える課題を克服し、「秋田米生産・販売戦略」に掲げる低コスト・業務用米シェア等の目標を達成するための総合支援対策を実施する。」こととしている。

その「実施内容」の6つの事業を通して、低コスト・業務用米シェア等の目標を達成するための総合支援対策を実施しており、実施内容は「事業目的」と適合していると考えられる。

また、この事業の効果を測定する「事業指標」として、「全国に占める秋田米のシェア」（重量（トン）ベース）を選定している。

全国に占める秋田米のシェア

区分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
目標値	—	—	—	—	5.66%
実績値	5.40%	5.94%	6.06%	6.29%	未確定

(農林水産部資料より作成)

この「事業指標」は、業務用米シェア等の目標に対する指標として妥当と考えられる。しかしながら、低コストの目標に対する直接的な指標とはなっていないため、別の適切な指標を設けることが望ましい。(スマート農機を導入することで、機械化、省力化を進め、低コスト化することで、結果として秋田米のシェアにつながると考えられるため、低コストの目標に対する間接的な指標になっているとは考えられる。)

この点につき、水田総合利用課に確認したところ、最終目標のKGI(Key Goal Indicator)として「全国に占める秋田米のシェア」があるが、その最終目標を分解したKPI(Key Performance Indicator)として「業務用米のシェア」、「米の生産費(円/玄米60kg)」という事業指標を達成するためのプロセスを設けているとのことであった。

KPI (Key Performance Indicator)

区分		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
米の生産費 円/60kg *1	目標	—	10,300	10,000	9,600	9,000
	実績	10,100	10,700	10,100	10,200	10,400
業務用米シェア % *2	目標	—	25	30	35	40
	実績	21	17	17	20	未確定

(農林水産部提出資料)

*1 5ha 以上の作付規模の全参入生産費

*2 マンスリーレポート (毎年 3 月号 農水省公表より)

② 事業の地域別偏りについて

事業が県内まんべんなく実施されているか、一部の地域に偏っていないかについて、「2業務用米生産拡大支援事業 (3) 低コスト技術等導入支援事業」において、地域別に事業実績について検討した。すなわち、令和 2 年度及び令和 3 年度の 2 年間の各地域振興局別事業実績を支援対象となり得る地域振興局別認定農業者数(令和 3 年度)で除して、1 認定農業者当りの金額を算出し比較した。

この表をみると、各年度でばらつきはあるものの、山本、平鹿、雄勝が 2 年間とも、平均事業実績値と比べてマイナスであり、2 年間の平均のマイナス幅はそれぞ

れ、-32,596円（-72%）、-36,119円（-80%）、-31,602円（-70%）となった。

地域振興局別 1 認定農業者当り事業実績										(単位：円)
年度	令和 2 年度			令和 3 年度			2 年平均			認定農業者数
地域振興局	1 認定農業者当り	平均との差異	差異率	1 認定農業者当り	平均との差異	差異率	1 認定農業者当り	平均との差異	差異率	
鹿角	88,375	52,447	146%	220,365	165,447	301%	154,370	108,947	240%	208
北秋田	118,609	82,681	230%	128,661	73,743	134%	123,635	78,212	172%	575
山本	20,093	-15,834	-44%	5,561	-49,358	-90%	12,827	-32,596	-72%	1,115
秋田	16,501	-19,427	-54%	64,369	9,450	17%	40,435	-4,988	-11%	1,796
由利	39,352	3,424	10%	19,632	-35,286	-64%	29,492	-15,931	-35%	972
仙北	57,442	21,515	60%	85,917	30,999	56%	71,680	26,257	58%	2,152
平鹿	7,933	-27,994	-78%	10,675	-44,243	-81%	9,304	-36,119	-80%	1,097
雄勝	2,384	-33,544	-93%	25,258	-29,660	-54%	13,821	-31,602	-70%	763
合計	35,928	0	0%	54,918	0	0%	45,423	0	0%	8,678

(農林水産部提供資料より作成)

また、令和 2 年度及び令和 3 年度の 2 年間の各市町村別事業実績を支援対象となり得る市町村別認定農業者数（令和 3 年度）で除して、1 認定農業者当りの金額を算出し比較した。

この表をみると、各年度でばらつきはあるものの、2 年間とも平均事業実績値と比べてマイナスであった市町村は、能代市（-30,678円（-68%））、藤里町（-45,423円（-100%））、三種町（-25,711円（-57%））、八峰町（-45,423円（-100%））、秋田市（-14,167円（-31%））、男鹿市（-25,089円（-55%））、潟上市（-35,322円（-78%））、五城目町（-37,076円（-82%））、八郎潟町（-30,840円（-68%））、井川町（-23,475円（-52%））、にかほ市（-33,891円（-75%））、横手市（-36,119円（-80%））、湯沢市（-45,423円（-100%））、東成瀬村（-45,423円（-100%））が該当した。

中でも、藤里町（-45,423円（-100%））、八峰町（-45,423円（-100%））、五城目町（-37,076円（-82%））、横手市（-36,119円（-80%））、湯沢市（-45,423円（-100%））、東成瀬村（-45,423円（-100%））が全体平均より 80%以上低い結果となった。

市町村別 1 認定農業者当り事業実績											(単位：円)
年度		令和 2 年度			令和 3 年度			2年平均			認定農業者数
地域振興局	市町村	1 認定農業者当り	平均との差異	差異率	1 認定農業者当り	平均との差異	差異率	1 認定農業者当り	平均との差異	差異率	
鹿角	鹿角市	89,283	53,355	149%	228,457	173,538	316%	158,870	113,447	250%	184
	小坂町	81,417	45,489	127%	158,333	103,415	188%	119,875	74,452	164%	24
北秋田	大館市	130,836	94,908	264%	95,762	40,844	74%	113,299	67,876	149%	286
	北秋田市	116,595	80,667	225%	126,163	71,245	130%	121,379	75,956	167%	264
	上小阿仁村	0	-35,928	-100%	531,400	476,482	868%	265,700	220,277	485%	25
山本	能代市	29,490	-6,438	-18%	0	-54,918	-100%	14,745	-30,678	-68%	482
	藤里町	0	-35,928	-100%	0	-54,918	-100%	0	-45,423	-100%	52
	三種町	22,438	-13,489	-38%	16,986	-37,932	-69%	19,712	-25,711	-57%	365
	八峰町	0	-35,928	-100%	0	-54,918	-100%	0	-45,423	-100%	216
秋田	秋田市	20,199	-15,729	-44%	42,313	-12,605	-23%	31,256	-14,167	-31%	508
	男鹿市	0	-35,928	-100%	40,669	-14,249	-26%	20,334	-25,089	-55%	323
	大潟村	37,013	1,085	3%	152,808	97,890	178%	94,910	49,487	109%	463
	潟上市	0	-35,928	-100%	20,202	-34,716	-63%	10,101	-35,322	-78%	198
	五城目町	16,694	-19,234	-54%	0	-54,918	-100%	8,347	-37,076	-82%	134
	八郎潟町	0	-35,928	-100%	29,167	-25,752	-47%	14,583	-30,840	-68%	84
	井川町	0	-35,928	-100%	43,895	-11,023	-20%	21,948	-23,475	-52%	86
由利	由利本荘市	48,004	12,076	34%	20,580	-34,338	-63%	34,292	-11,131	-25%	767
	にかほ市	6,980	-28,947	-81%	16,083	-38,835	-71%	11,532	-33,891	-75%	205
仙北	大仙市	36,683	755	2%	64,415	9,497	17%	50,549	5,126	11%	1323
	仙北市	25,149	-10,779	-30%	125,217	70,299	128%	75,183	29,760	66%	369
	美郷町	143,054	107,127	298%	116,233	61,314	112%	129,643	84,221	185%	460
平鹿	横手市	7,933	-27,994	-78%	10,675	-44,243	-81%	9,304	-36,119	-80%	1097
雄勝	湯沢市	0	-35,928	-100%	0	-54,918	-100%	0	-45,423	-100%	395
	羽後町	5,398	-30,530	-85%	57,187	2,269	4%	31,292	-14,131	-31%	337
	東成瀬村	0	-35,928	-100%	0	-54,918	-100%	0	-45,423	-100%	31
合計		35,928	0	0%	54,918	0	0%	45,423	0	0%	8,678

(農林水産部提供資料より作成)

平均よりも大きく下回る地域があることについて水田総合利用課に確認したところ、最も大きな要因としては、事業実施主体として認定農業者を対象にしているが、これとは別に採択要件として、目標年度までに水稻作業面積が30ha以上等の要件があるため、認定農業者の中でも大規模生産者を対象としたものであることが、要望の地域差に繋がっていると考えられるとのことであった。

③ 事業に対する補助金支給後のフォロー期間、フォロー方法の適切性について（指摘）

事業に対する補助金支給後のフォロー期間、フォロー方法が適切か、「2業務用米生産拡大支援事業（3）低コスト技術等導入支援事業」について、水田総合利

用課への質問及び関連資料の閲覧により確認したところ、以下の通りであった。

助成内容について

助成内容は、スマート技術等を活用した省力化・低コスト化に必要な機械・設備の導入となっており、事業実施主体は、事業完了後、財産管理台帳を添付のうえ実績報告書を補助事業者に提出することになっている。そして、当該補助金支出後の管理については、「低コスト技術等導入支援事業実施要領」に則って、事業実施主体は、事業完了年度を含めて3年間、事業実施状況を定められた様式により、翌年度の5月末日までに、補助事業者に提出することになっている。

問題点

当該補助金により購入された農業用機械設備等の法定耐用年数は7年であるが、事業実施主体による事業実施状況の報告期間が事業完了年度を含めて3年間に限られている。また、事業完了後は仕組みとして現物確認をしておらず、意図的に補助事業者に報告することなく使用途中で売却処分しても把握しにくい状況となっている。

管理手法について

対象財産の数が多く個々の補助金額が少ない場合もあり、全ての財産に同様の取り組みをする必要はないかもしれないが、まずは現行における3年間の事業実施状況の報告手続の有効性を検討し、最低限必要な手続きにとどめるなどの簡素化を検討するとともに、意図的な財産の売却を牽制するために、期間経過後も、金額的な重要性などを考慮し、一部の財産については、実際に当該財産が活用されているという心証を得るような手続が必要と考える。

④ 事業実施主体の信用状況の確認方法の適切性について

「2 業務用米生産拡大支援事業 (3) 低コスト技術等導入支援事業」及び「6 水田農業基幹施設等整備支援事業」に対する補助金支給にあたって、事業実施主体の信用状況の確認が適切に行われているかについて、水田総合利用課へ質問したところ以下の通りであった。

- 「2 業務用米生産拡大支援事業 (3) 低コスト技術等導入支援事業」については、事業対象を認定農業者としている。
- 認定農業者は、基本的に市町村が認定する農業者であり（広域の場合、県が認定する例外もあり）、認定にあたり審査会により認定された経営体となっており、その際に経営状況や今後の営農計画を審査している。

- また、事業計画申請の際に、法人については、総会資料の提出を求めており、財務諸表等により事業実施主体の経営状況を確認している。
- しかしながら、支給後の事業実施状況報告の際には事業実施主体の信用調査までは実施していない。
- 「6 水田農業基幹施設等整備支援事業」については、事業対象を農業法人としている。
- 法人の場合、事業計画申請時に、総会資料（決算報告書）により事業実施主体の経営状況を確認している。しかしながら、支給後の事業実施状況報告の際には実施主体の信用調査までは実施していない。

⑤ 事業に対する補助金支給プロセスの適切性について

「6 水田農業基幹施設等整備支援事業」において、当期603百万円の多額の補助金交付をしている（農）秋田市南カントリーエレベーター利用組合によるカントリーエレベーター補助事業に対し、適切に補助金支給のプロセスが取られているか、水田総合利用課への質問及び関連資料の閲覧により検討した。当該カントリーエレベーター取得に関する補助金支給について、補助金の承認申請、施工業者の入札決定、金額変更に伴う事業実施計画の変更申請、実施に伴う実績報告等補助金支給について適切なプロセスを踏んで実施されていることを確認した。

⑥ 目標未達成の事業のその後のフォローについて

「6 水田農業基幹施設等整備支援事業」において、目標未達成の事業について、水田総合利用課への質問及び関連資料の閲覧により、状況を確認した。

「6 水田農業基幹施設等整備支援事業」においては、以下の5事業が事業実施計画に定められた成果目標が達成されていない状況であり、国要綱に基づき、目標が達成されるまで未達成状況報告を県まで報告することになっているとのことである。

令和2年度成果目標の目標未達成であったもの

No	事業実施年度	事業内容	政策目的	目標年度	達成率
1	H21	穀類乾燥調製貯蔵施設の再編整備一式	産地	H23	30.10%
2	H22繰越	穀類乾燥調製貯蔵施設	産地	H24	-38.00%
3	H23繰越	品質向上物流合理化施設	産地	H25	18.20%
4	H24	乾燥調製施設	産地	H26	11.00%
5	H24繰越	乾燥調製施設の高度化	産地	H26	30.40%

（農林水産部提供資料）

⑦ 職員の関与状況について（意見）

現在、農林水産部が策定している事業施策の概要では、予算金額が指標と示されているだけであり、各事業に係る人件費についての開示がなされていない。そこで、水田総合利用課に質問したところ、事業ごとの人件費は把握していないとの回答であった。

しかしながら、各事業の投入額に見合った効果が上がっているか判断するためには、人件費なども含む投入金額と当該事業の効果との比較が必要であり、先ずは、各事業に係る職員の関与状況を把握するべきと考える。

なお詳細は、本報告書「Ⅲ. 包括外部監査の結果—総論」に記載している。

6. 秋田米をリードする新品種デビュー対策事業

(ア) 事業の概要

事業名	秋田米をリードする新品種デビュー対策事業【農林漁業振興臨時対策基金】			担 当	秋田米ブランド推進室 秋田米ブランド推進班
事業年度	平成30～令和3	事業主体	県	当初予算額	150,740 千円
事業目的	「サキホコレ」の本格デビューに向け、高品質な米を安定供給するための生産対策やブランドイメージ構築のための流通・販売対策、戦略的な情報発信等を総合的に実施する。			財 国 庫	73,837 千円
				源 繰入金	76,896 千円
				内 諸収入	7 千円
				訳	
実施内容	1 確かな品質で安定供給できる生産体制確立事業 21,094千円（◎10,155千円、◎10,932千円、◎7千円） 品質・食味の一層の向上と地域別栽培マニュアルの策定に向け、引き続き栽培試験を実施するとともに、栽培栽培の普及や区分集荷体制の構築を進める。 (1) 品種栽培特性調査 現地栽培試験（3か所） (2) 商品訴求力の向上につながるデータ収集 炊飯特性分析（委託先：(株)アイホー炊飯総合研究所） (3) 品種特性を発揮できる栽培方法等の調査 施肥反応試験（農試1か所）、特別栽培米の栽培試験（農試1か所） 食味関連調査（委託先：(一財)日本穀物検定協会、43点） (4) 生産・集荷体制の構築 ①栽培技術の普及 ア 技術情報の提供（技術普及展示ほの設置（20か所）、SNS等の活用） イ 研修会の開催（指導者研修（5回）、生産者研修（各地域で年5回）） ウ 生産技術の研鑽（県域の生産者協議会の設立） ②区分集荷体制の構築 ア 事業内容：JA等集荷団体における食味分析計の導入支援（2台） イ 補助率：国1／6以内、県1／6以内				
	2 トップブランド米の地位確立に向けた流通・販売対策事業 5,563千円（◎2,927千円、◎2,636千円） 総合プロデューサーの監修の下でプロモーション等の統一的な展開を図り、訴求力のあるブランドイメージを構築する。 (1) ブランド化総合プロデュース ロゴマークの活用や、広告・イベントの企画等に係る指導・助言 (2) 流通・販売促進活動 卸・小売調査、商標登録、海外商標登録 等				
	3 知名度や関心を高めるための戦略的な情報発信事業 118,322千円（◎58,106千円、◎60,216千円） デビュー前から戦略的に情報を発信し、県内外において関心や期待感を高める。 (1) プロモーション活動 ロゴマークデザイン発表、先行販売イベント、メディアを活用した話題創出、サンプル米の配布 等 (2) 情報発信活動 学校給食への提供、農業系高校における栽培実習、ホームページによるPR 等				
	4 ブランド化戦略推進体制整備事業 5,761千円（◎2,649千円、◎3,112千円） 「秋田米新品種ブランド化戦略本部」の円滑な運営を図るとともに、「秋田米新品種ブランド化戦略」に基づく各種取組を推進する。（本部会議及び専門部会の開催等）				

(イ) 事業の背景

秋田県では、広大な水田と豊かな水資源、稲作に適した気候条件、先人から引き継がれた営農技術を背景に、品種や栽培技術の開発・普及により、良質米の生産と、安定的な供給体制を構築し、我が国有数の米産地として発展してきた。

国主導による米の生産調整が廃止され、各産地の主体的な判断のもとに米生産が行われるようになる一方、人々のライフスタイルや嗜好の変化、米の消費量の減退など、米を巡る情勢は目まぐるしく変化している。全国の米産県においては、良食味新品種を市場に投入し、大規模なプロモーションを展開するなど、需要の獲得に向けた活発な動きが見られ、「あきたこまち」を擁する秋田県にあっても、高いブランド力を備えた新品種のデビューが待ち望まれていた。

このような中、平成26年度から幾多の選抜試験を経て、極良食味系統「秋系821」を開発し、これを秋田米のフラッグシップ品種に据え、産地間競争に打ち勝つ「トップブランド米」を目指すために、本事業が設けられた。

(ウ) 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連

当事業は、県政の運営指針である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」を補完し、農林水産施策全体を網羅する基本計画として位置づけられる「第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン」の中の「施策3 秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用」に示される「方向性② 次代を担う秋田米新品種デビューと販売対策の強化」のうちの「取組② 秋田米をリードする新品種の開発とデビュー対策の実施」を具体化した事業である。

そこで示されている数値目標は以下の通りである。

数値目標	基準年度 平成27年度	目標年度 令和3年度	実績 令和3年度
作付面積	なし	25ha	80ha

(エ) 監査手続

- 事業の概要に記載の「事業目的」、「実施内容」及び「事業指標」の関連性について、水田総合利用課秋田米ブランド推進室への質問及び関連資料の閲覧により、当該「実施内容」及び「事業指標」が「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。
- 「2 トップブランド米の地位確立に向けた流通・販売対策事業」、「3 知名度や関心を高めるための戦略的な情報発信事業」においては、外部の総合プロデューサーやプロモーション会社を利用しているため、その外部業者を適切に選定されているか検討した。

- 事業における職員の関与状況について提示された資料に基づき検討した。

(オ) 監査結果

① 「実施内容」及び「事業指標」の適切性について（意見）

秋田米をリードする新品種デビュー対策事業の事業目的としては、「事業目的」に記載のとおり、「「サキホコレ」の本格デビューに向け、高品質な米を安定供給するための生産対策やブランドイメージ構築のための流通・販売対策、戦略的な情報発信等を総合的に実施する。」こととしている。

この事業の実施内容として、以下の事業を実施しており、事業目的と整合的であると考えられる。

事業目的	実施内容	
高品質な米を安定供給するための生産対策	1 確かな品質で安定供給できる生産体制確立事業	4 ブランド化戦略推進体制整備事業
ブランドイメージ構築のための流通・販売対策	2 トップブランド米の地位確立に向けた流通・販売対策事業	
戦略的な情報発信	3 知名度や関心を高めるための戦略的な情報発信事業	

この事業の効果を測定する指標として、令和2年3月に策定した秋田米新品種ブランド化戦略において、「「サキホコレ」の生産数量及び作付面積」を選定している。

「サキホコレ」の生産数量及び作付面積

区分・年度		令和3年度	令和4年度	令和8年度 (目標)	令和13年度 (将来)
生産数量	目標値	400t	4,000t	20,000t	40,000t
	実績値	455t	3,700t(見込)		
作付面積	目標値	80ha	800ha	4,000ha	8,000ha
	実績値	80ha	733ha		

(農林水産部提供資料より作成)

事業指標の「「サキホコレ」の生産数量及び作付面積」は、事業目的の「高品質な米を安定供給するための生産対策」に適した事業指標と考えられる一方、「ブランドイメージ構築のための流通・販売対策、戦略的な情報発信等」に対する指標と

はなっていないため、より適切な事業指標を設定する必要があると考えられる。

この点につきヒアリングしたところ、ブランド化の証が生産量に反映されることから、当初「ブランドイメージ構築のための流通・販売対策、戦略的な情報発信等」を実施する際に目標設定していなかったが、ブランドイメージ構築できたかどうか、プロモーションを依頼した会社に認知度調査を依頼しており、2022年度中に調査を行うこととしている。

なお、本事業の予算推移は以下の通りとなっている。

秋田米をリードする新品種デビュー対策事業の予算推移					
				(単位：千円)	
事業内容	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	累計額
秋田米をリードする新品種生産対策	24,779	26,000			50,779
確かな品質で安定供給できる生産体制確立事業			41,471	21,094	62,565
秋田米をリードする新品種流通・販売対策	9,224	13,461			22,685
トップブランド米の地位確立に向けた流通・販売対策事業			14,657	5,563	20,220
知名度や関心を高めるための戦略的な情報発信事業			63,810	118,322	182,132
ブランド化戦略推進体制整備事業			8,186	5,761	13,947
合計	34,003	39,461	128,124	150,740	352,328
			(農林水産部提供資料)		

令和4年度からは、この事業は「サキホコレ！トップブランド確立事業」として、「サキホコレ」が全国トップブランドとしての地位を確立するため、高品質な米の安定供給に向けた生産対策やブランドイメージと販売チャネル構築のための流通・販売対策、戦略的な情報発信等を総合的に実施している。

② 外部業者の選定の適切性について

「2 トップブランド米の地位確立に向けた流通・販売対策事業」、「3 知名度や関心を高めるための戦略的な情報発信事業」においては、外部の総合プロデューサーやプロモーション会社を利用しているため、その外部業者を適切に選定されているか検討した。

以下の表は、「3 知名度や関心を高めるための戦略的な情報発信事業」等の外部委託事業一覧である。

令和3年度 秋田米をリードする新品種デビュー対策事業 委託事業一覧（単位：円）		
No.	委託業務名	契約額
2	トップブランド米の地位確立に向けた流通・販売対策事業	
1	秋田米新品種ブランド化総合プロデュース業務委託	1,980,000
2	秋田米新品種商標登録業務委託（うち¥280,300をR4年度へ繰越）	1,934,400
3	知名度や関心を高めるための戦略的な情報発信事業	
1	新品種サンプル米製作等業務委託	17,115,411
2	秋田米新品種「サキホコレ」イメージ音頭制作業務委託	3,190,000
3	秋田米新品種「サキホコレ」プレデビュー業務委託	29,480,000
4	秋田米新品種「サキホコレ」メディア活用業務委託	29,810,000
5	秋田米新品種「サキホコレ」イメージ音頭半纏・団扇製作業務委託	172,000
6	秋田米新品種「サキホコレ」交通広告活用業務委託	24,970,000
7	「サキホコレ」ブランディングデザイン制作業務委託	990,000
8	秋田米新品種「サキホコレ」PR資材製作等業務委託	6,556,000
9	秋田米新品種「サキホコレ」名刺米用木箱製作業務委託	898,700
10	秋田米新品種「サキホコレ」ノベルティグッズ等製作業務委託	559,350
11	秋田米新品種「サキホコレ」ロゴマーク入りマスク製作業務委託	521,400
12	食糧ジャーナル増刊号広告掲載業務委託	300,000
13	秋田米新品種「サキホコレ」リーフレット等製作業務委託	792,000
（農林水産部提供資料）		

このうち、「No. 3-3 秋田米新品種「サキホコレ」プレデビュー業務委託」、「No. 3-4 秋田米新品種「サキホコレ」メディア活用業務委託」、「No. 3-6 秋田米新品種「サキホコレ」交通広告活用業務委託」について、企画提案競技審査会議事録、企画提案競技審査会審査結果、内部統制確認シート、委託契約書、業務完了報告書等を閲覧することにより、適切に選定され委託業務が実施されていることを確認した。

委託業務名	No.3-3 秋田米新品種「サキホコレ」プレデビュー業務委託
審査結果	順位 1 アートシステム・ジェイアール東日本企画・電通東日本共同企業体 390 点 順位 2 330 点、順位 3 306 点
業務内容	(1) 米袋デザイン発表イベントの開催（首都圏） (2) 米袋デザイン周知イベントの開催（秋田県内） (3) 先行販売キックオフイベントの開催 (4) プレデビューキャンペーンの開催 (5) 各種デザインの制作（20 種類程度） (6) 映像コンテンツの制作（4 本）

	(7) ウェブサイトの改修
	(8) その他

委託業務名	No.3-4 秋田米新品種「サキホコレ」メディア活用業務委託
審査結果	順位 1 アートシステム・電通東日本共同企業体 390 点 順位 2 330 点、順位 3 312 点、順位 4 306 点
業務内容	(1) パブリシティ活動・・・テレビ、雑誌その他多様なメディアにおける番組化、記事化を実施 (2) 各種広告の掲出・・・マスメディア等を活用した広告を掲出 (3) SNS 用コンテンツの制作・発信 (4) その他・・・(1)～(3)までに掲げる業務のほか、各種メディアを活用した「サキホコレ」の魅力発信や秋田米のイメージアップの実施

委託業務名	No.3-6 秋田米新品種「サキホコレ」交通広告活用業務委託
審査結果	株式会社ジェイアール東日本企画秋田支店 参加者は 1 社であり、基準点の 6 割以上となった委託候補者に選定
業務内容	(1) 首都圏における交通広告の展開 (2) 県内における交通広告の展開 (3) その他 ア 県庁正面玄関車寄上への看板掲出 イ 大型トラックへのラッピング広告の掲出 (4) その他 (1) から (3) までに掲げる業務のほか、交通広告を活用したサキホコレへの関心や期待感を高めるための取組及びサキホコレを含む秋田米全体のイメージを向上するための取組

③ 職員の関与状況について（意見）

現在、農林水産部が策定している事業施策の概要では、予算金額が指標と示されているだけであり、各事業に係る人件費についての開示がなされていない。そこで、秋田米ブランド推進室に質問したところ、事業ごとの人件費は把握していないとの回答であった。

しかしながら、各事業の投入額に見合った効果が上がっているか判断するためには、人件費なども含む投入金額と当該事業の効果との比較が必要であり、まずは、各事業に係る職員の関与状況を把握するべきと考える。

なお詳細は、本報告書「Ⅲ. 包括外部監査の結果—総論」に記載している。

7. 日本型直接支払交付金事業

日本型直接支払交付金事業には、「多面的機能」と「中山間地域等」の2種類の交付金事業がある。

(ア) 事業の概要

事業名		日本型直接支払交付金事業（多面的機能）			担 当		農山村振興課 地域環境保全班	
事業年度		平成 26～	事業主体	県、市町村、協議会、活動組織		当初予算額		3,584,100 千円
事業目的	地域の共同活動に係る支援を行い、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図ることで、地域資源の適切な保全管理及び担い手への農地集積を推進する。					財源内訳	国庫	2,414,600 千円
							一般	1,169,500 千円
実施内容	1 農地維持支払交付金 1,998,000 千円（国 1,332,000 千円、県 666,000 千円） 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動を支援する。 （1）事業量 98,500ha （2）支援要件 ①農業者等の活動組織を設立すること。 ②5年間の事業計画書を作成して市町村の認定を受けること。 ③「地域資源の基礎的保全活動」、「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の双方の活動を実施すること。 （3）交付単価 田 3,000 円／10 a、畑 2,000 円／10 a （4）負担割合 国 1／2、県 1／4、市町村 1／4							
	2 資源向上支払交付金 1,510,500 千円（国 1,007,000 千円、県 503,500 千円） 水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成、施設の長寿命化のための活動等を支援する。 （1）支援要件 ①農業者以外の者を含めた活動組織を設立すること。 ②5年間の事業計画書を作成して市町村の認定を受けること。 ③地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を実施すること。 （2）交付単価 ①共同活動 （新規）田 2,400 円／10 a、畑 1,440 円／10 a （継続）田 1,800 円／10 a、畑 1,080 円／10 a ②長寿命化 田 4,400 円／10 a、畑 2,000 円／10 a （3）加算措置（県拡充） ①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援 多面的機能の増進を図る活動（遊休農地の有効活用、防災・減災力の強化など）の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等に、資源向上支払（共同）に対して加算する。 （交付単価 田 400 円／10 a、畑 240 円／10 a） ②農村協働力の深化に向けた活動への支援							

	構成員のうち非農業者等が占める割合が4割以上かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合に、上記支援に更に加算する。 （交付単価 田 400 円／10 a、畑 240 円／10 a） ③組織の広域化・体制強化 活動組織の広域化・体制強化のため、広域活動組織の面積規模に応じた支援を行う。 （交付単価 200ha 以上 1,000ha 未満：8 万円／年・組織、1,000ha 以上：16 万円／年・組織） ④水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進 交付を受ける水田面積の 1／2 以上で田んぼダムの取組を行う場合、資源向上支払（共同）に対して加算する。（交付単価 田 400 円／10 a、畑 240 円／10 a） （4）負担割合 国 1／2、県 1／4、市町村 1／4
	3 多面的機能支払推進交付金 75,600 千円（≒75,600 千円） 事業の適正かつ円滑な実施に資するため、県・市町村・協議会（推進組織）に対し交付金を交付する。 （1）負担割合 国 10／10

事業名	日本型直接支払交付金事業（中山間地域等）			担 当	農山村振興課 地域環境保全班
事業年度	令和 2～6	事業主体	県、市町村、推進組織、農業者等	当初予算額	829,646 千円
事業目的	中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持し、耕作放棄の発生を防止するとともに、多面的機能を保全する観点から、当該農業生産活動等を行う農業者に対し交付金を交付する。 また、制度の周知及び直接支払対象地域の指定等、直接支払いの交付を適正かつ円滑に実施するため必要な経費を助成する。			財 国 庫	558,192 千円
				源 一 般	271,454 千円
				内 訳	
実施内容	1 中山間地域等直接支払交付金 811,593 千円（≒540,889 千円、○270,704 千円） （1）対象地域及び対象農用地 ①の対象地域のうち②の要件に該当する 1 ha 以上の面的なまとまりのある農用地 ※共同活動による保全の場合は、飛地等の合計で 1 ha 以上でも可。 ①対象地域 ア）法指定地域（特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、棚田地域振興法の指定地域） イ）知事特認地域（地域の実態に応じ知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域） ②対象農用地ア）急傾斜農地（田 1／20 以上、畑 15 度以上） イ）自然条件により小区画・不整形な水田（大多数が 30 a 未満で平均 20 a 以下）				

ウ) 草地比率の高い（70%以上）地域の草地 エ) 傾斜採草放牧地 オ) 市町村長の判断により対象となる農地 （緩傾斜農地（田1／100以上、畑8度以上）、高齢化率・耕作放棄率の高い農地等）	
（2）対象行為	耕作放棄の防止等のため、取組事項、生産性・収益の向上、担い手の定着等に関する目標等を記載した集落協定又は個別協定に基づき、5年以上継続される農業生産活動等
（3）対象者	（2）の協定に基づき、5年以上継続して農業生産等を行う農業者等（生産組織、第3セクター等を含む）
（4）対象面積	10,100ha
（5）交付単価	①田 急傾斜：21,000円／10a、緩傾斜：8,000円／10a ②畑 急傾斜：11,500円／10a、緩傾斜：3,500円／10a
（6）加算措置	①棚田地域振興加算 10,000円／10a（田1／20以上、畑15度以上） ②超急傾斜農地保全管理加算 6,000円／10a（田1／10以上、畑20度以上） ③生産性向上加算 3,000円／10a（地目に関わらず） ④集落協定広域化加算 3,000円／10a（地目に関わらず）
（7）負担割合	①法指定地域 国1／2、県1／4、市町村1／4 ②知事特認地域 国1／3、県1／3、市町村1／3
（8）事業主体	農業者等
2 中山間地域等直接支払推進交付金	18,053千円（㊦17,303千円、㊧750千円）
（1）事業内容等	
①都道府県推進事業	2,500千円（㊦1,750千円、㊧750千円）
ア) 事業内容	中立的審査機関の設置、運営、審査事務及び市町村担当者への指導等
イ) 補助率	国1／2、県1／2
②市町村推進事業	12,553千円（㊦12,553千円）
ア) 事業内容	確認事務や交付金支払事務及び集落や農家に対する説明会等
イ) 補助率	国1／2、市町村1／2
③推進組織推進事業	3,000千円（㊦3,000千円）
ア) 事業内容	市町村や集落、農家等へ制度の推進活動等
イ) 補助率	国定額
（2）事業主体	県、市町村、推進組織

（イ）事業の背景と役割

農業・農村の多面的機能の維持・向上を図るため、日本型直接支払制度を活用

し、地域の協働活動や環境保全効果の高い営農活動、中山間地域等の条件不利地域における農業生産活動の継続等に対して支援する必要がある。

（農業・農村は、「国土の保全」「水源の涵養」「自然環境の保全」「良好な景観の形成」等の機能を有しており、その利益は広く国民が享受している。こういった機能を多面的機能という。）

① この事業の国策としての役割

平成27年4月に施行された「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」の中に記載の通り、地域における貴重な資源である農用地保全の取組が、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たし、結果的に国民の多くに恵沢をもたらすことにつながる。

② この事業の県民のための役割

県の取組の中に「農地等の保全と活用」があるが、農業生産活動の継続や地域住民の協働による農地・農業用施設の維持・保全活動を支援することにより、農業・農村の有する多面的機能が、県民や農家へ多くの恵沢をもたらすことになる。

(ウ) 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連

当該事業は、「施策7 地域資源を生かした活気ある農山漁村づくり」の「方向性2 里地里山の保全管理と鳥獣被害対策の強化」の中の、「取組②：農地等の保全と活用」として、農山村地域の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるため、日本型直接支払制度を活用して農業生産活動の継続や地域住民の協働による農地・農業用施設の維持・保全活動を支援する事業である。

なお上記ビジョンにおいて、当該事業の目標名及び目標値は示されていないが、事業の指標となっているのは、多面的機能支払交付金取組面積及び中山間等地域直接支払交付金事業取組面積で、平成30年以降それぞれの目標面積は、99,000 (ha)、12,000 (ha) である。

(エ) 監査手続

- 事業の概要に記載の事業目的及び実施内容について、当該事業の事業指標と関連付けて、それぞれの交付金が各地域に公平に支払われているかどうかを検討した。
- それぞれの交付金の対象となる地域が広範囲に及ぶため、県と各市町村との連携が重要となる。当該交付金が、事業目的を達成するために適切に使われているかどうかを、県がどのようにして検証しているかについて、関係資料をも

とに確認した。

- 日本型直接支払交付金事業（多面的機能及び中山間地域等）の事業目的の一つは、「耕作放棄の発生防止」である。荒廃農地面積の推移を把握し、本事業との関連を検証した。（※ 荒廃農地等の用語については(オ)監査結果③に記載している）
- 交付金の予算金額（支払限度額）よりも申請金額のほうが多い場合、どのような基準で交付金支払の優先順位を決めているかを検証した。
- 事業における職員の関与状況について提示された資料に基づき検証した。

(オ) 監査結果

① 交付金支払のカバー率の低い地域の今後の取組について(意見)

意見の概要

事業目標に対して実績値が追いついていない状況が継続している。交付金支給のカバー率の低い地域については、活動組織（集落）ごとに支給できない理由を把握しているが、効果的な対策が実行しきれていない。交付金の対象面積を増やすという目標を達成し、遊休農地の増加を抑えるためにも各市町村との連携をさらに深め、具体的な対応策を検討して実行していく必要がある。

意見の背景

当該事業の指標となっている、多面的機能支払交付金取組面積及び中山間地域直接支払交付金事業取組面積の、目標に対する実績の割合は以下の通りである（面積は、両者の重複面積もカウントしている）。

多面的機能支払交付金取組面積（ha）

指 標	H30 年度	R01 年度	R02 年度	R03 年度
目 標 a	99,000	99,000	99,000	99,000
実 績 b	97,510	96,626	97,011	97,866
b/a	98.5%	97.6%	98.0%	98.9%

中山間地域直接支払交付金事業取組面積（ha）

指 標	H30 年度	R01 年度	R02 年度	R03 年度
目 標 a	12,000	12,000	12,000	12,000
実 績 b	10,429	10,419	9,808	9,844
b/a	86.9%	86.8%	81.7%	82.0%

表のとおり、両者の取組面積の実績値は、継続して目標値に達していないのが現状である。

多面的機能の交付金については、秋田県内の農地面積の7割の範囲で推進組織がカバーしており、カバー率としては東北で第2位、全国でも10位と、高いカバー率を達成している。一方で、カバー率が50%未満の市町村は、小坂町45%、上小阿仁村47%、藤里町47%、五城目町45%、井川町49%となっている。

本交付金は、申請があって要件を満たしさえすれば、全ての推進組織に対して交付される性質の交付金である。従って交付金の公平性の観点からは、各推進組織に対して交付金制度が平等に周知され、交付金が広く行き渡るよう支援していく必要がある。

カバー率の低い地域においては、県がヒアリングした結果、その要因として①組織の役員のなり手不足、②事務を担う人材不足、③町村役場のマンパワー不足という理由が上げられている。県としては、引き続き町村や協議会と連携しながら小規模な説明会や座談会を開催するなどを検討しているが、補助金の公平性という観点からも、今後も引き続き対応できていない活動組織（集落）を支援していただきたい。

またカバー率に関しては、「秋田県農山村ふるさと保全検討委員会」においても議論されている。その中には、「事務ができない集落の多くは土地改良区に事務委託を行っている」「中山間地域では一つ一つの集落規模が小さいことから、近隣の組織や大きな組織と統合することによって事務負担を軽減できる」との記載もある。当該委員会では、今後の取組方針として、「広域化の推進」「事務の外部委託」「作業の省力化と外部委託」をあげている。

新たに策定された「新ふるさと秋田農林水産ビジョン」においても、両交付金の目標面積である農地保全活動面積を、令和2年度の101,908（ha）から、令和7年度までには104,400（ha）（いずれの数字も両事業の重複面積を除いた面積）まで増加させることとしている。認識している現状の課題、すなわち事務の担い手不足、活動の担い手不足を解決すべく、各市町村と連携してなお一層の取組が望まれる。

② 交付金が適切に使われているかどうかの検証方法について(意見)

意見の概要

交付金の使い道をチェックするのは、直接的には各市町村が実施することになっている。農山村振興課にヒアリングしたところ、最終的な提出となる前のチェック段階で、実施状況報告書の不備が散見されるということであった。チェックする側の負担を軽減するためにも、活動組織で実施状況報告書を作成する際の不備の発生

を可能な限り減らす必要がある。チェックリストがあるのでそれをうまく活用し、不備の事例を示すなどの方法でさらに具体的に指導してはどうか。

また交付金が返還されるケースがあるため、現場での確認作業を定期的に行う必要がある。

意見の背景

(交付金交付に関する流れ)

交付金については、各活動組織（集落）からそれぞれの市町村に申請書が届けられ、地域振興局を通じて県に提出される。県はそれに基づいて国に予算を要求する。国から県に交付された財源は、上記とは逆の流れで各活動組織に交付金として支給される。

(実施状況報告書のチェック状況)

支給された交付金については、活動組織で支出内容をまとめ、実施状況報告書として提出するが、その際に金銭出納帳も併せて提出する。提出先は各市町村と秋田県多面的機能支援協議会で、県には実施状況報告書は送られてこない。このため、実施状況報告書のチェックを行って使途の適切性を精査しているのは、市町村と秋田県多面的機能支援協議会であり、県としては実施状況報告書の最終チェックは実施していない。

ただ県は、約1千件ある活動組織について、各市町村・秋田県多面的機能支援協議会と連携して、毎年約200件ずつローテーションで実施状況報告書作成に関する事務の指導を行っており、不備があれば指導している。令和3年度においては、1,006ある活動組織のうち248の活動組織に対して事務指導を実施していた（実施率25%）。

(交付金が返還されるケースについて)

国道や県道工事に伴い、用地買収済みの農地、農業用施設や工業・商業施設として転用済みの農地を、交付対象の農用地として参入していた場合、その分の面積が返還対象となったケースがあった。令和2年度に関しては、3市で対象面積は4.9ha、金額ベースで436,599円の返還実績である。

このケースは、市町村担当者が現場に赴いて確認しなければ発見できないケースである。可能な限り現場で確認する作業も必要ではないかと考える。

③ 荒廃農地面積の推移と本事業との関連について(意見)

「2020年農林業センサスからみる秋田県農業」によると、2015年の前回調査にお

ける秋田県内の耕作放棄地は9,530haで、2010年の前々回調査から2,119ha(28.6%)増加している。この増加率は、東北の増加率(17.7%増)、全国増加率(6.8%増)を大きく上回る。

(単位：ha)

年	秋田県	東 北	全 国
2010	7,411	76,112	395,981
2015	9,530	89,568	423,064
増減数(2015-2010)	2,119	13,456	27,083
増減率(2015/2010)	28.6%	17.7%	6.8%

(出典：2020 年農林業センサスからみる秋田県農業)

また、「秋田県各市町村別荒廃農地面積」において、秋田県内25市町村における荒廃農地面積のH26～R2の推移をみると、井川町や大潟村のように荒廃農地面積が継続して0.0haという地区もあるが、秋田県全体ではH26の413.4haからR2は1,041.9haと、大きく増加する結果となっている。

本事業は毎年ほぼ同様の規模で実施されているが、荒廃農地は増加傾向にある。これについて農山村振興課に質問したところ、仮に本事業の実施規模が縮小されると、荒廃農地面積はさらに増加することになるということであった。

確かに本事業だけで荒廃農地や耕作放棄地(遊休農地)の増加に歯止めをかけることは困難であると考えられるが、耕作放棄が増加すると将来的に秋田県農業の衰退につながるだけでなく、災害リスクが増加し、病虫害の発生などを招きやすくなる。

農家の高齢化による廃業の影響も大きいため、他事業とも連携し、荒廃農地等の増加に歯止めをかけるための施策を強化することが望まれる。

[用語説明]

- ・ 耕作放棄地…農林水産省が5年に1度実施する統計調査(農林業センサス)で定義されている統計上の用語で、所有されている農地のうち、過去1年以上作付けされておらず、この数年の間に再び作付けする考えのないもの。
- ・ 荒廃農地…現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地(農家の意思は反映されていない)。出典：「荒廃農地の現状と対策」令和3年12月 農林水産省資料より
- ・ 遊休農地…農地法で定められた法令用語。一般的には荒廃農地とほぼ同じ意味。

④ 交付金の支給状況について

本事業の予算については、翌年度の予算を各市町村から提出してもらい、国に対して予算要求する。本制度は、国が予算の範囲内で交付する仕組みであり、概ね要求額の97%の交付となっているため、交付額の範囲内で各市町村に配分することになる。

このケースに該当する事例を検証した。

- a 各自治体からの水路の整備に関する要求額…約3.4億円
- b 国からの交付金…約3億円
- c 要求額に対する交付金割合… $b/a=88.2\%$

<結論>

各自治体への交付金支給額は、要求額に対して88.2%の割合で均等に支給されていることを確認した。

⑤ 事業に要した人件費の把握について(意見)

(意見)

現在、農林水産部が策定している事業施策の概要では、予算金額が指標として示されているだけであり、各事業に係る人件費についての開示がなされていない。そこで、農山村振興課に質問したところ、事業ごとの人件費は把握していないとの回答であった。しかしながら、各事業の投入額に見合った効果が上がっているかを判断するには、人件費なども含む投入金額と当該事業の効果との比較が必要である。そのためにまずは、各事業に係る職員の関与状況を把握するべきであると考えます。

なお詳細は、本報告書「Ⅲ.包括外部監査の結果—総論」に記載している。

8. 元気な中山間農業応援事業

(ア) 事業の概要

事業名	元気な中山間農業応援事業 【農林漁業振興臨時対策基金】 【中山間地域土地改良施設等保全基金】			担 当	農山村振興課 調整・地域活性化班
事業年度	平成 26～令和 3	事業主体	県、市町村	当初予算額	211,864 千円
事業目的	平地に比べ営農条件が不利な中山間地域を対象に、経営規模は小さくとも一定の所得が確保できるよう、地域が主体となった計画づくりとその実現に必要な取組を支援する。			財 源	国 庫 55,000 千円 繰入金 127,056 千円 諸収入 10,508 千円 県 債 19,300 千円
実施内容	1 中山間地域資源活用プラン策定事業 561 千円（国561 千円） 地域特産物等の地域資源を活かした、地域の創意工夫による「地域資源活用プラン」の策定を支援する。 （1）対 象 者 市町村 （2）助成対象 地域資源活用推進協議会の設置・運営 地域資源活用プラン（資源活用計画、年度別事業計画等）の策定 （3）補 助 率 1／2 以内 2 中山間水田畑地化整備事業 100,120 千円（国55,000 千円、国15,820 千円、諸10,000 千円、債19,300 千円） 地域特産物等の本作物化を図るため、水田の畑地化に必要な基盤整備等を実施する。（6 地域） （1）対 象 者 農業者 （2）助成対象 水田の畑地化に必要な基盤等の整備（客土、混層耕、暗渠、用排水施設等） （3）補 助 率 ①標準タイプ（県 営：工事費 200 万円以上）国 55(50)／100、県 35(40)／100、市町村等 10／100 ②小規模タイプ（団体営：工事費 200 万円未満）県 1／2 以内 3 中山間資源を活かす生産体制整備事業 110,000 千円（国110,000 千円） （1）地域特産物生産体制強化事業 地域特産物等の生産体制の強化に必要な機械等の導入を支援する。 ①対 象 者 農業者、農業法人、任意組織、農業協同組合 ②助成対象 地域特産物等に係る機械等の導入（作柄安定施設、出荷調製機械、牛舎等） ③補 助 率 1／2 以内（肉用牛 1／3 以内） （2）水稲生産体制再編事業 水稲生産体制の再編に必要な機械等の導入を支援する。 ①対 象 者 平成 29 年 1 月以降設立の集落型農業法人に限る ②助成対象 水稲生産に係る機械等の導入（稲作関連機械、乾燥調製施設の改修等） ③補 助 率 3／10 以内 （3）中山間 6 次産業化モデル事業 地域特産物等を活用した 6 次産業化の実施に必要な機械等の導入を支援する。 ①対 象 者 農業者、農業法人、任意組織、市町村 ②助成対象 6 次産業化に係る機械等の導入（処理加工機械、直売関連機械等） ③補 助 率 1／2 以内 （4）売れる地域特産物づくり推進事業 新規作物の導入や販売促進活動等、地域独自の取組に対して支援する。 ①対 象 者 農業者、農業法人、任意組織 ②助成対象 地域特産物の販売促進活動や加工品の試作等 ③補 助 率 市町村補助額と同額（事業費の 1／2 を上限） （5）中山間地域需給調整対応支援事業【新規】 主食用米から転作作物に転換するために必要な機械等の導入を支援する。				

	①対 象 者 認定農業者 ②助成対象 大豆、麦の生産拡大や省力化に要する機械等 ③補 助 率 1／2以内
4	中山間営農型太陽光発電モデル実証事業 1,183 千円（夔675 千円、䄑508 千円） ～監査対象外としたため記載省略～

(イ) 事業の背景と監査の視点

① 事業の背景

秋田県農林水産部が作成する「秋田県農業農村整備実施方針」（以下、『実施方針』という）は、県政の運営指針となる「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」と農林水産施策全体を網羅する基本計画である「第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン」（以下、『ビジョン』という）の農業農村整備分野を補足・補完し、かつ国の「土地改良長期計画（平成28年8月24日閣議決定）」との整合性を図り、今後の秋田県の農業農村整備の方針が示されたものである。実施方針によると、方針2に示される「守り生かす地域づくり～里地里山の魅力発揮」の取り組みの一つとして

「元気な中山間農業応援事業」は位置付けられており、目的に記載されているように、地域資源を生かした特徴ある農業・食ビジネスの実践を通じた、所得の維持・確保を図ることと、地元の主体的・内発的な計画作りに向けた総合的支援が必要とされている。これは「土地改良長期計画」における「政策課題Ⅱ 美しく活力ある農村」に連動するものであり、地域政策として位置づけられている。そこでの具体的な記載は、中山間地域における高齢化や人口減少等に伴う小規模な集落の割合の上昇と、混在化の進行による農家割合の低下が、地域のコミュニティの維持に支障を及ぼし、農地・農業用水等の地域資源の保全管理の低質化を招くこととなる。さらには、生物多様性や景観に影響も生じることから、土地改良事業の実施に当たっては、環境への負荷や影響に配慮していく必要があると整理されている。そして、このような課題への取組には、農業者以外の多様な人材の参画が見込まれ、集落人口の減少の歯止めにも繋がるものである。このため、農地・農業用水等の保全管理の質と持続性の向上に向け、様々な経営規模・経営形態の農業者や地域住民、農村外の人々が関わりながら農村協働力の深化を図るとともに、美しい農村環境の創造を通じた地域づくりに向けた取組も推進すると、取組の大枠が示されている。

② 監査の視点

中山間地の農地の整備は、国の「土地改良長期計画」に示されているように、地域政策として、そこで暮らす人々の生活に密着したものであり、小規模な集落における暮らしを支えることが一つの目的と考えられる。そこでは地理的特性から、広大なほ場整備は難しく、農家の高齢化などもあり、農家だけでなく地域住民などの

協力を得ながら農地の保全を行なっていくことが求められている。一方で、中山間地の農地の維持は、生物多様性や景観の維持に繋がるだけでなく、近年頻発している洪水等の災害の予防機能なども持っており、中山間地における農地の整備は、そこで暮らす人々を守るだけでなく、県民全体への影響もあると考えられる。またこの取り組みは、先述のように、地域の暮らしを守り、地域の活性化を促すことが求められることから、農業面だけでなく、医療や福祉、道路や水道など、県内他部署との継続的な連携によるサービスの提供やインフラの整備などが必要であり、当該事業における管理状況を確認するだけでなく、他部署との連携状況についても監査上の視点として進めていく。

(ウ) 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連

秋田県は、「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」において「戦略3：新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略」「施策7：地域資源を生かした活気ある農山漁村づくり」「方向性1：多様な資源を生かした地域ビジネスの展開」「取組1」として「中山間地域の資源を生かした取組への支援」を示している。そして、ビジョンではその取組内容として、「条件が不利な中山間地域（特に山間地域）においても、農業による一定の所得が確保できるよう、水田畑地化や地域特産物の生産体制強化等の取組をソフト・ハードの両面から支援します。」と示し、主な取組として、①市町村による地域資源を生かした中山間地域資源活用プランの立案を支援、②水田の畑地化に必要な基盤整備の推進、③地域特産物等の生産体制の強化や6次産業化を支援、④新規導入作物の試験栽培や農産加工品の試作、販路開拓に対する支援の4つの取組が示されている。そこで示されている目標及び事業指標は次の通りである。

目標名	基準年度 平成28年度	目標年度 令和3年度	実績 令和3年度
中山間地域資源活用プラン策定地域数（累計）	37件	60件	57件

(エ) 監査手続

- 事業の概要に記載の「事業目的」「実施内容」及び「事業指標」の関連性について、農山村振興課への質問及び関連資料の閲覧により、当該「実施内容」及び「事業指標」が「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。

- 事業の実施が県民に対し公平に実施されているかについて、農山村振興課から提出された「管内別取組資料」をもとに、農山村振興課へヒアリングし検証した。
- 実施した事業の進捗状況が適切に管理されているかについて、「個別の事業の進捗管理表」をもとに、農山村振興課へヒアリングし検証した。
- 補助金を支出した事業の対象財産の管理状況について、規定に基づき実施状況の説明を受け財産が有効に活用されているかどうか検証した。
- 各事業における職員の関与状況について提示された資料に基づき検証した。

(オ) 監査結果

① 「実施内容」及び「事業指標」の適切性について

元気な中山間農業応援事業は、中山間地域資源活用プラン策定事業、中山間水田畑地化整備事業、中山間資源を活かす生産体制整備事業、中山間営農型太陽光発電モデル実証事業の4つの事業から構成されており、その目的は、中山間地域を対象に、経営規模は小さくても一定の所得が確保できるよう、地域が主体となった計画づくりとその実現に必要な取組を支援することにある。目的達成のための、水田の畑地化といった基盤の整備や、地域固有の事業推進に必要な機械等の購入は事業者単独で進めるのではなく、地域資源活用推進協議会を設置・運営し、地域資源活用プラン（資源活用計画、年度別事業計画等）を策定しなければならない。このような地域の農家やその他の事業者との繋がりが、この事業の前提にあることを考えると、地域が協力して策定される「中山間地域資源活用プラン策定地域数」を指標とすることは適切なものと判断する。

② 職員の関与状況の把握について（意見）

現在、農林水産部が策定している事業施策の概要では、予算金額が指標として示されているだけであり、各事業に係る人件費についての開示がなされていない。農山村振興課では、事業ごとの人件費は把握していないとのことであった。しかしながら、各事業の投入額に見合った効果が上がっているかを判断するには、補助金のような直接的な支出だけでなく、人件費も含めた投入金額との比較が必要である。

職員の事業への関与時間を明らかにすることにより、事業の状況の理解にもつながるし、また事業の経済性を図る上でも、それはより有効な手段となる。そのためまずは、職員の事業ごとの関与状況を把握すべきと考える。

なお詳細は、本報告書「Ⅲ. 包括外部監査の結果—総論」に記載している。

③ 事業に対する補助金支給後のフォロー期間及び方法の適切性について（指摘）

事業に対する補助金支給後のフォロー期間及び方法について、農山村振興課への

質問及び関連資料の閲覧により確認したところ、以下の通りであった。

助成内容について

補助金の対象は、事業内容に示されている３つの事業メニューに係る生産・収穫調製・出荷等に要する機械・施設等の整備に要する経費等となっている。そして当該補助金支出後の管理については、「元気な中山間農業応援事業実施要領」に則って、事業実施主体が、本事業の完了後３年間、当該年度における事業実施状況を、当該年度の翌年度の４月末日までに報告することになっている。

問題点について

当該補助金により購入された農業用機械設備等の法定耐用年数は７年であるため、事業実施主体による事業実施状況の報告期間が事業完了後の３年間では、事業者が意図的に耐用年数以前に売却処分しても把握しにくい状況となっている。

管理手法について

対象財産の数が多く個々の補助金額が少ない場合もあり、全ての財産に同様の取り組みをする必要はないかもしれないが、まずは現行における３年間の事業実施状況の報告手続きの有効性を検討し、最低限必要な手続きにとどめるなどの簡素化を検討するとともに、意図的な財産の売却を牽制するために、期間経過後も、金銭的な重要性などを考慮し、一部の財産については、実際に当該財産が活用されているという心証を得るような手続きが必要と考える。

④ 事業実施にかかる公平性について（意見）

秋田県では、「元気な中山間農業応援事業実施要領」において、当該事業の対象地域である中山間地域を以下のように規定している。

元気な中山間農業応援事業実施要領～抜粋～

第２ 事業の対象地域

１ 「秋田県版中山間地域」に該当する地域として次のいずれかに該当する地域とする。

（１）中山間地域資源活用プラン策定時点における旧市区町村別農業地域類型区分に分類される旧旧町村（山間農業地域）

（２）前項の区分において中間農業地域に分類される旧旧町村のうち、「山村振興法」及び「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」の両方で指定された地域（中間農業地域（秋田県版））

- | |
|--------------------------------------|
| 2 「守りたい秋田の里地里山50」実施要領により認定された地域を含む地域 |
| 3 その他、山間農業地域に準じる地域として市町村長の特に認める地域 |

このように秋田県では、合計94地域（重複考慮後）を中山間地域として捉えている。

このうち山間農業地域44地域と中間農業地域（秋田県版）31地域の合計75地域について中山間地域資源活用プランの策定状況を確認したところ、半数を超える43地域において作成されていた。また、ほ場整備事業（経営体育成基盤整備事業）など他の事業で既に地域づくりに取り組まれている地域も11地域あり、これらを加味すると7割を超える54の地域で中山間地域における地域づくりに取り組まれていることがわかった。当該事業は、中山間地域における地域の主体的な農業所得の獲得に向けた計画づくりの支援を目的としたものではあるが、その前提に地域の農家やその他の事業者との繋がりづくりがあることを考えると、多くの地域で取り組みが進められているといえるだろう。

一方で、地域別の策定状況を現在の市町村単位で見ると、多くの市町村で半数を超える取り組みが進められているものの、北秋田市が9地域に対して3地域、能代市が4地域に対して1地域となっており、係数から見ると取り組み状況が順調に進んでいるとはいえない状況である。中山間地域と言っても必ずしも地域のつながりが希薄なところだけではなく、市町村が地域づくりや地域の農業への取り組みを支援しなければならない地域だけとは限らないかもしれない。そのため、県は、各地域における中山間地域資源活用プラン策定に係る取り組み状況を把握し、市町村や地域の状況に応じて必要な支援を行って行く必要があると考える。

⑤ 中山間地域振興に係る部署間連携の取組について（意見）

中山間地域対策の横断的な取り組みの必要性について

少子高齢化が急速に進む中山間地域に対しての取り組みは、そこで暮らす人々の生活を支えることだけでなく、国土の環境保全という観点からも重要性が増してきており、農林水産省だけでなく、内閣府、総務省、国土交通省、厚生労働省などさまざまな省庁からその取組方針が示されている。中山間地域での生活を考えると、農業といった側面だけでなく、福祉や教育的側面、道路や水道、消防といった生活インフラ的側面など、多くの行政サービスが提供される必要がある。平成29年3月に総務省の過疎問題懇談会から示された「過疎地域等における集落対策のあり方についての提言」（あり方提言）によると、都道府県の役割について、「地域を見つめ、現場と政策をコーディネートする」と示されている。具体的には広域自治体として、市町村の集落対策に係る活動支援に取り組むことや、様々な国の制度を

俯瞰的に見渡し、それらの中からその地域に合った有効な活用方法を検討して市町村に助言するなど、国の制度と市町村の現場を総合的にコーディネートする働きを期待されている。

秋田県の中山間地域への取組状況について

秋田県においても、第3期ふるさと秋田元気創造プランにおいて「本県では、人口減少や高齢化の進行により、従来からの地域コミュニティ活動の継続が困難になってきています。」と述べられているように、中山間地域だけでなく、県内全域におけるコミュニティ活動の停滞が懸念されている。あきた未来創造部地域づくり推進課が主催する「秋田県地域コミュニティ政策推進協議会」（協議会）には、秋田県内の全市町村と、秋田県からは、あきた未来創造部地域づくり推進課、農林水産部農山村振興課、各地域振興局総務企画部地域企画課、教育庁生涯学習課、教育庁生涯学習センターの各部署が参加して、継続的に開催されている。当該協議会では地域コミュニティに係る取り組みについて協議されることとなっており、その対象は必ずしも中山間地域に特定したものではないが、県内に多く広がる過疎化が進む地域は中山間地域が多くを占めることを考えると、中山間地域における地域振興に対する取組については、市町村も含めた県内の連携が行われているといえるだろう。

中山間地域の取組における部署関連携の課題について

令和3年度に開催された協議会の次第からその内容を見てみると、第1回目は、総務省職員による集落支援員制度の紹介及び全国的な取組紹介と高知県職員による高知県の集落支援対策についての報告、第2回目は山形県酒田市のNPO法人湊まちづくりネットワークと福島県会津若松市の大沢コミュニティ振興会からの取組事例の紹介が主な内容となっている。いずれも県外の取り組み事例等の報告にとどまっており、県内の取組事例の共有にまで至っていない。また、県組織内においても福祉関係部署や保健所などは参加されておらず、「あり方提言」で述べられているような、様々な国の制度を俯瞰的に見渡すためには、必ずしも十分な構成とは言えないのではないだろうか。

今後の対応について

国と市町村の間に立って市町村の活動をコーディネートするためには、県組織内の関係部署による積極的な情報交換が不可欠であり、そのような機会を協議会とは別に設ける必要があると考える。それを実行するためには、中心となって働きかける部署が明確となっている必要があるかもしれないが、農山村振興課の業務内容には、中山間地域に係るいくつもの事業が記載されているものの、これをもって中山

間地域の活動振興を推進する部署とは言えないのかもしれない。既に協議会を主催して地域コミュニティへの取組を推進している地域づくり推進課が中心となって、対応策の検討が進められるのが効果的なように思われるが、第2回協議会において、農山村振興課も「農山村振興に向けた展開方向について」報告されているように、実際に中山間地域と多くの関わりを持って情報を蓄積している農山村振興課も、地域づくり推進課と連携しながら関わっていく必要があると考える。

9. 経営体育成基盤整備事業

(ア) 事業の概要

事業名	経営体育成基盤整備事業			担 当	農地整備課 農地整備班		
事業年度	平成5～	事業主	県、土地改良区等		当初予算額 6月補正後	9,511,230 千円 10,035,430 千円	
事業目的	ほ場の区画整理や暗渠排水等の水田利活用・自給力向上の基礎となる生産基盤を整備するとともに、地域農業を牽引する担い手へ農地を集積し、農業生産性の向上と経営規模の拡大による効率かつ安定的な農業を確立する。				財 源 内 訳	分担金 国 庫 県 債 一 般	
						1,505,902 千円 5,318,987 千円 2,634,500 千円 576,041 千円	
実施内容	1 事業内容 (1) 農地集積加速化型事業【6月補正】 区画整理、暗渠排水及び用排水施設などの生産基盤を整備する。 当 初 7,796,971 千円 (㊦1,377,519 千円、㊦4,017,037 千円、㊦2,214,200 千円、㊦188,215 千円) → 補正後 8,130,071 千円 (㊦1,439,502 千円、㊦4,196,479 千円、㊦2,296,700 千円、㊦197,390 千円) ※事務費を含む (356,301 千円) (2) 高度土地利用調整事業 16,105 千円 (㊦14,305 千円、㊦1,800 千円) ～監査対象外としたため記載を省略～ (3) 高度経営体面的集積促進事業、中心経営体農地集積促進事業 (促進費) 高度経営体や中心経営体への農地集積向上のため、集積の実績に応じ、事業費の一定割合を助成する。 1,076,298 千円 (㊦586,077 千円、㊦140,800 千円、㊦349,421 千円) (4) 農地中間管理機構関連ほ場整備事業【6月補正】 農地中間管理権が設定された農地において、区画整理、暗渠排水及び用排水施設等の生産基盤を整備する。 当 初 496,650 千円 (㊦47,300 千円、㊦295,625 千円、㊦138,400 千円、㊦15,325 千円) → 補正後 687,750 千円 (㊦66,400 千円、㊦415,000 千円、㊦185,700 千円、㊦20,650 千円) ※事務費を含む (23,750 千円) (5) 高収益作物関連支援事業 91,106 千円 (㊦73,126 千円、㊦11,300 千円、㊦6,680 千円) ～監査対象外としたため記載を省略～ (6) スマート農業を支える基盤整備実証事業 34,100 千円 (㊦34,000 千円、㊦100 千円) ～監査対象外としたため記載を省略～ 2 採択基準 (1) 農地集積加速化型 ①担い手への農地の面的集積率が一定以上増加すること ②受益面積 20ha 以上 (中山間地域型は 10ha 以上) ③30a 以上の区画が受益面積の 2/3 以上であること 等 (3) 高度経営体面的集積促進事業、中心経営体農地集積促進事業 目標年度までに高度経営体を 1 以上育成すること 等 (4) 農地中間管理機構関連ほ場整備事業 ①受益面積 10ha 以上 (中山間地域型は 5ha 以上) ②全ての農地について 15 年以上の農地中間管理権が設定されていること ③収益性が 20%以上向上すること 等 3 負担区分 ※()は 6 法指定地域等 (1) 農地集積加速化型 国 50(55)% 県 27.5% 地元 22.5(17.5)% (3a) 高度経営体面的集積促進事業 国 50(55)% 県 50(45)% (3b) 中心経営体農地集積促進事業 国 50(55)% 県 50(45)% (4) 農地中間管理機構関連ほ場整備事業 国 62.5% 県 27.5% 地元 10% 4 実施状況 (ハード事業) ※事務費除き (事業費：千円)						
	地区数	全体	R2年度まで	R2年度補正	R3年度当初	R3年度6月補正	R4年度以降
継続	57	155,829,000	100,181,706	13,552,000	7,913,770	—	34,181,524
新規	5	11,041,000	—	—	—	524,000	10,517,000
計	62	166,870,000	100,181,706	13,552,000	7,913,770	524,000	44,698,524

(イ) 事業の背景と監査の視点

① 事業の背景

秋田県農林水産部が作成する「秋田県農業農村整備実施方針」（以下、『実施方針』という）は、県政の運営指針となる「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」（以下、『プラン』という）と農林水産施策全体を網羅する基本計画である「第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン」（以下、『ビジョン』という）の農業農村整備分野を補足・補完し、かつ国の「土地改良長期計画（平成28年8月24日閣議決定）」との整合性を図り、今後の秋田県の農業農村整備の方針が示されたものである。実施方針によると、方針1に示される「攻め拓く基盤づくり ～稼げる産地形成～」の取り組みの一つとして「経営体育成基盤整備事業」は位置付けられており、目的に記載されているように、効率的で収益性の高い農業経営を実現するため、農地の大区画化・汎用化等を行うものである。この事業は、農地中間管理事業を活用した農地集積の促進、園芸メガ団地との連携による高収益作物の産地づくりと併せて、三位一体で進める「あきた型ほ場整備」推進の核となる事業であり、秋田県の農業政策として強調されるべきものであり、農業政策全体の基盤をなすものであると考える。「土地改良長期計画」との関係を示すと、産業政策として示されている「政策課題Ⅰ 豊かで競争力ある農業」に対応した「政策目標2 担い手の体質強化」を達成するために講ずべき施策として示されている「施策3 農地の大区画化等や省力化技術の導入による生産コストの削減」などを秋田県の事業として具体化したものと言えるであろう。「土地改良長期計画」における具体的な記載と活動指標は次のとおりである。

施策3 農地の大区画化等や省力化技術の導入による生産コストの削減～抜粋～
日本再興戦略 2016 における担い手の米生産コスト目標(平成 35 年までに 9,600 円/60kg まで削減)の達成を実現するため、水田の大区画化等を推進する。その際、高低差の少ない低平地においては、安価に整備が可能な畦畔除去による簡易な大区画整備の取組を促進していく。また、一部の地域で見られるような 5ha 程度の巨大区画水田について、給排水口の削減を通じた管理の合理化等を図る観点からも、現場適用性に留意しつつ推進する。

活動指標
基盤整備完了面積(水田)における大区画ほ場の割合 約7割以上

② 監査の視点

当該事業の位置付けを整理すると、その取組は秋田県や秋田県民だけのものではなく、国の食糧庫としての位置付けが強く現れていると考えられ、全ての事業において事業費の50%以上が国からの補助金となっていることから推察できる。一方で、事業の実施は、地域の農業者からの申請によることから、農業者の事業に取り

組む意識やそのための体力、事業費の一部を負担することとなる市町村の財政状況などによっても影響を受けることが想定される。県民の暮らしや収入を支えることが事業の目的であれば、地域による推進状況を確認しつつ、進捗状況の思わしくない地域に対して働きかける必要もあると思われるが、先述のように国の食糧庫としての位置付けが強いのであれば、効率的に推進できる地域から着手し、効果が低いと思われる地域に対しても同等に事業を推進しなければならないものではないものとする。このような国策としての目的が強い事業であることを意識しながら、監査を進めていく。

(ウ) 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連

秋田県は、プランにおいて、「戦略3：新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略」「施策3：秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用」「方向性4：複合型生産構造への転換を支える基盤整備の促進」「取組1」として「産地づくりと一体となったほ場整備の推進」を定めている。そして、ビジョンではその取組内容について、「ほ場整備を農地中間管理機構による農地集積、メガ団地等の高収益作物の産地づくりと三位一体で推進することにより、効率的で収益性の高い農業経営への転換を加速化します。」とし、主な取組として、①土地利用型作物の生産性向上や高収益作物の導入に不可欠な水田の大区画化や排水対策の推進、②スケールメリットの発現や高収益作物の団地化促進に向けた農業法人等への面的集積の推進、③メガ団地等の大規模園芸拠点整備計画と連携したほ場整備による高収益作物の生産拡大の3つの取組を示している。

そこで示されている目標及び事業指標は次の通りである。

目標名	基準年度 (平成28年度)	目標年度 令和3年度	実績 令和3年度
ほ場整備面積（累計）	87,675ha	91,740ha	91,743ha

(エ) 監査手続

- 事業の概要に記載の「事業目的」「実施内容」及び第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンに記載の「事業指標」の関連性について、農地整備課への質問及び関連資料の閲覧により、当該「実施内容」及び「事業指標」が「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。
- 事業の実施が県民に対し公平に実施されているかについて、地域別の実施状況資料「経営体育成基盤整備 管内別内訳」をもとに、農地整備課へヒアリングし検証した。
- 実施した事業の進捗状況が適切に管理されているかについて、個別の進捗管理資料「経営体育成基盤整備実施状況 採択順」をもとに、農地整備課へヒアリングし検証した。
- 各事業における職員の関与状況について提示された資料に基づき検証した。

(オ) 監査結果

① 「実施内容」及び「事業指標」の適切性について（意見）

当該事業の目的が効率的な営農が可能なほ場の整備であることから、ほ場整備面積を指標とすることについては適切なものと判断する。ほ場整備については、調査着手から事業完了まで10年程度の期間を要するため、現状の目標指数は、申請に基づき設定されたものであり、計画の阻害要因などを考慮しながら、達成に向け調整することが県に求められる役割であると理解した。

秋田県では令和3年度末時点において、水田整備率（水田面積に対する整備面積）を72%と算定しており、市街化が見込まれていることなどにより取り組みが遅れていた秋田管内や、中山間地域や都市近郊も比較的多い山本管内の要望が増えつつあり、今後もほ場の整備が一定レベルで継続されることが見込まれる。一方で、平成20年度に、農振農用地以外の農地、急傾斜地、小団地など、ほ場整備事業の実施が見込まれない農地面積を把握して母数から控除した要整備面積を把握しており、令和3年度末におけるほ場整備率（要整備面積に対する整備面積）を試算すると、全体で87%となっており、平鹿管内や雄勝管内では95%を超えている。この状況から、地域によっては概ね整備が終わっていると判断することも可能であり、どの地域に注力して事業を推進するか判断する必要があるのではないだろうか。

② 職員の関与状況の把握について（意見）

現在、農林水産部が策定している事業施策の概要では、予算金額が指標として示されているだけであり、各事業に係る人件費についての開示がなされていない。そこで、農地整備課に質問したところ、事業毎の人件費は把握していないとの回答であった。関与日数の算定方法の正確性をどこまで求めるかは費用対効果を考慮して決定すべきものと考えるが、各事業の投入額に見合った効果が上がっているかを判断するためには、人件費なども含む投入金額と当該事業の効果との比較が必要である。そのためにまずは、各事業に係る職員の関与状況を把握するべきと考える。

なお詳細は、本報告書「Ⅲ. 包括外部監査の結果—総論」に記載している。

③ 事業進捗状況の把握について

事業が決定された事業の進捗状況の把握方法について、農地整備課への質問及び関連資料の閲覧により確認したところ、以下の通りであった。

助成内容について

監査の対象は、金額的重要性を鑑みて判断し、(ア)事業の概要に記載されている（１）農地集積加速化型事業、（３）高度経営体面的集積促進事業及び中心経営体農地集積促進事業、（４）農地中間管理機構関連ほ場整備事業の３つの事業とした。

管理手法について

(1) 農地集積加速化型事業と(4) 農地中間管理機構関連ほ場整備事業については、地域振興局が対象地区ごとに事業完了までの計画を示した「実施計画表」を作成し、農地整備課と年に2、3回進捗状況を把握し、当該資料等を用いて県と農政局の間でも年に1回程度情報を共有し、必要に応じて事業内容の変更について協議を行っている。

管理状況の確認結果

事業の実施期間は概ね10年程度と見込んでいるが、事業によっては採択から10年を超えたものも存在している。令和3年度に事業完了を予定していた大仙市の強首、強首2期、藪台の3地区について、ヒアリングを行ったところ、「軟弱な農地が一部残っていたことにより工期が延長され、来年度の完了に向けて工事や関係機関との協議及び調整が進められている」との回答を得た。当該工期の延長について、関連資料の閲覧により、関係機関との調整も適切に行われていることを確認した。

④ 事業目的の周知について（意見）

当該事業は、「土地改良長期計画」に記載されている、「食料の安定供給の確保に向け、我が国の食料自給力を維持向上」という、国の政策に対して、秋田県及び秋田県民が国と連携しながら取り組んでいる事業と言えるであろう。「第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン」において「長きにわたり稲作を中心とした農業が展開され、全国屈指の米産県として、国民に食糧を安定的に供給する役割を果たしてきております。」と知事も述べており、秋田県の農林水産業を象徴し、基盤となる事業ではないだろうか。しかしながら、このような取り組みを県民に伝える機会は、ほ場整備を行なっている近隣の小中学生向けの社会科見学や農林水産部や地域振興局の担当職員による出前授業などで、一部の学校での活動に限られている。パンフレットやホームページの掲載なども行われているが、国の食糧を支えるために県を上げて取り組んでいる社会的にも大きな意義を持つものであれば、この事業の価値を農業者だけでなく県民に広く伝えられるべきと考える。そのための取り組みとしては、例えば、教育委員会と連携して、小学校の授業で活用できる資料を作成し配布するなど、広く確実に伝わる方法を検討してはどうだろうか。

V. 結び

県が実施する農業施策は、国策としての農業施策と、県民（農家）のための施策が二つの大きな柱である。施策の中には、県が全国に先駆けて実施し、他県の模範にもなっている「園芸メガ団地等」があり、ほ場整備と合わせ農地中間管理事業や園芸メガ団地等と三位一体で進める「あきた型ほ場整備」など、県が誇るべき施策がある。「秋田の農業は自慢できる」ということを、県はもっと県民にPRしてもいいと考える。

一方で小規模ながらも営農している農家も多く、集落を維持するための施策も重要である。新型コロナウイルス感染症の影響や働き方の見直し、人生に対する考え方の変化等もあり、都会から地方へ移住して田舎暮らしを希望する人が増えてきている。また人生100年時代と言われる中、定年退職後の就農を考えている人も増えてくるものと思われる。

秋田県の農業は、農業従事者数の減少や高齢化、耕作放棄地の増加といったマイナスの面もあるが、担い手への農地の集積はかなり進んでいるし農業法人数も増えている。また「米依存からの脱却」「複合型生産構造への転換」も着実に進んでいる。

秋田県の農業の成長産業化を進め、農業の将来が魅力あると思えるような施策を、これからも継続していくことを期待したい。

以 上